

平成24年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成24年6月13日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 平成23年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報第 2号 専決処分報告について
平成24年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について
- 第 5 議第 1号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 2号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 3号 静香苑環境施設組合理約の変更について
- 第 8 議第 4号 西和衛生試験センター組合理約の変更について
- 第 9 議第 5号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第10 議第 6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第11 意見書案第1号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
(案)

本日の会議に付した事件

第1から第11まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	竹島正貴
土地開発公社常務理事	高木雄一	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭	まちづくり推進課長	西山義憲

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	下間常嗣	書記	山下純司
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成24年第2回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（東 充洋） これから本日の会議を開きます。



◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 初めに、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、平成24年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして簡単に説明をさせていただきます。

報第1号につきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

報第2号は、平成24年度一般会計補正予算（第2回）の専決処分の報告でございます。内容につきましては、町に対する損害賠償請求事件について原告より控訴がございましたので、町顧問弁護士に訴訟委任するための着手金の補正を専決処分させていただいたものでございます。

議第1号上牧町印鑑条例、議第2号上牧町手数料徴収条例、議第3号静香苑環境施設組合規約、議第4号西和衛生試験センター組合規約、議第5号奈良県後期高齢者医療広域連合規

約につきましては、住民基本台帳法等の改正に伴い、条例、規約の一部を改正、変更するものでございます。議第6号につきましては、平成24年度上牧町一般会計（第3回）の補正予算でございます。主な内容でございますが、2000年会館の修繕料などを補正するものでございます。

以上のとおりでございます。慎重にご審議の上、承認、議決いただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（東 充洋） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉川議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉川米義 登壇）

○議会運営委員長（吉川米義） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成24年第2回定例会の議会運営委員会を、去る6月8日午前10時から、全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました結果、会期は6月13日から6月20日までの8日間とし、会期日程及び議案付託表につきましては、お手元に配付しております会期日程並びに議案付託表のとおりと決しました。

また、一般質問につきましては、従来どおり理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（東 充洋） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、辻議員、4番、吉中議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（東 充洋） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの8日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月20日までの8日間と決定いたしました。

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（東 充洋） 日程第3、報第1号 平成23年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 報第1号 平成23年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成23年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり作成したので報告する。

平成24年6月13日報告 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 報第1号 平成23年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成23年度上牧町一般会計補正予算（第5回）で計上いたしました繰越明許費の計算書の報告でございます。

ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

辻議員。

○3番（辻 誠一） 3番、辻誠一です。

繰越明許についてお尋ねいたします。確認のため。

まず、2つ、道路橋梁費、道路整備事業ともう1つ都市計画費、桜ヶ丘新町線街路事業、この2つに関しまして、場所がどこだったかということと、全体3つに関しまして、現在の状況ですね、もう終わったものもあるかと聞いておりますが、現在の状況をお聞きいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、道路整備事業の1,835万でございますけれども、この分につきましては、桜ヶ丘12号線の舗装、修繕工事でございます。12号線と申しますのは、片岡台3丁目から桜ヶ丘に向けまして、西名阪の高架、橋を渡ってからずっと、安達医院の交差点まで行きまして、そこを左折して河合町の行政区域までの路線でございます。この部分の舗装、修繕工事でございます。この部分については既に工事は完了済みでございます。

それと、三軒屋水路改修工事につきましても既に工事は完了しております。

下の、桜ヶ丘新町線街路事業につきましては、一部個人の用地買収が残っております。この分について用地買収の完了日は24年の9月を予定しております。現在交渉中でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。どうもありがとうございました。

それで、一番最後のお話、桜ヶ丘新町線の道路のこの地図は、土地開発公社の地図でございますが、このどのあたりか、隅切りとかお聞きしましたが、例えば荒木塾の前のどの辺になるんですか、場所的に。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 第三小学校の方へ行く道と、今現在の荒れ地の土地の部分の、ちょうど土をとっている部分があるんですけども、その山手の部分の辺でございます。

○3番（辻 誠一） すみません。ここの右手のこの辺だということまで理解してよろしいですね。わかりました。

それで、9月には大方決着がつくだろうと。その後そうしないと道路工事着工がおくれるとかということも懸念されるんですが、その辺の見通し、9月ごろには解決しそうということですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 最長9月を見ておりますけども、今現在順調に進んでおりますので、もっと早く解決すると思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） おはようございます。石丸典子です。

今、辻議員から質疑がありましたけれども、改めてもう一度お聞きいたしますけれども、繰越事業となった理由ということで、もう一度確認させていただきたいのですけれども、道路橋梁費のところにおきましては、道路整備事業ということで、これは当初予算で3,400万円組まれておりまして、約1,800万の事業が残ったということですが、繰越事業となった理由ですね、今桜ヶ丘12号線ということでご説明がありましたけれども、当初予算で組まれているものでありましたので、計画どおりなぜ事業ができなかったのか、繰り越しとなったのかということのお尋ねと、あと三軒屋水路改修工事についても、当初予算で組まれておりまして、昨年度は12月補正で500万の事業が行われて、2年連続で計画的に行われたということでもありますけれど、これについてもおくれた理由と、この事業につきましては、今後これで終了なのか、ずっと繰越事業に続きということで、今年度事業が行われておりますけれども、今後の予定、これで完了なのか、状況のご説明をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、桜ヶ丘12号線の分につきましては、当初工事費として、4,000万円組んでおりましたけれども、国の方の当初内示で東日本大震災の予算の関係で、半額の2,000万の内示ということで来ました。当町といたしましては、4,000万を組んでおりま

したので何とかあと2,000万をお願いしておったわけでございます。12月に入りまして、追加採択ということで2,000万の追加をいただきましたので、それからの設計と追加分の舗装工事の設計ということで時間がずれてきたというのが1つと、年が明けまして1月の末に工事を行う12号線の路面の性状調査をやったわけでございます。そういったことから1カ月、2カ月ということで、3月の末に業者の発注ということで、到底間に合わないということで、繰り越しをさせていただいたところでございます。

○5番（石丸典子） 続いて。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） それと、三軒屋水路改修工事につきましては、農業用の水路でございますので、農繁期を避けて工事をやっております。終わりました、本来、秋が終わってすぐに、11月、12月から入るわけでございますけれども、この工事につきましては、工事の起工が1月ということで、少し延びたわけでございますけれども、現場での水路の、今までは現場打ちの三面張りとかいうような方法でやっておったんでございますけれども、今回新町から三軒屋の工事につきましては、可変側溝と申しまして、U字溝の裏向けた反対で上をふたして道路としても使えるというふうに便利なもので、そういう材料に変えております。この部分につきましては受注生産ということでございまして、まず業者が受注してから生産を依頼するというので、製作に約1カ月の時間を要したということで、完了が年度内ぎりぎりということで、安全を見まして繰り越しをさせていただいたところでございます。この分につきましてはあと少し残っておりますので、あと少しの工事をまた追加でやっていきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） ご説明ありがとうございます。それで、5月31日に出納閉鎖を行われているわけですが、平成23年度の決算の見込みというのはどのような状況か、今の時点でどのようにとらえておられますか。お答えできる範囲でお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） ほぼ最終的な今締めをしております。大体の概要なんですけれども、今の段階では約2億数千万、2億6,000万ぐらいの黒字という予想をしております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 結構です。ありがとうございます。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、平成24年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 報第2号 専決処分報告について。

平成24年度上牧町一般会計補正予算（第2回）については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成24年6月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今現在、事務局の方で説明いたしましたが、平成を昭和と言いましたので訂正させていただきます。

説明いたします。専第3号 専決処分書、平成24年度上牧町一般会計補正予算（第2回）につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年5月17日提出 上牧町長 今中富夫。

歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ167万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ71億3,377万5,000円とするものであります。

内容につきましては、町への損害賠償請求事件の判決が平成24年3月27日にありました。内容は、原告の請求は棄却するとなりましたが、4月12日に原告が大阪高裁に控訴されたので、町の顧問弁護士に対する訴訟委任のための着手金の予算措置でございます。

以上です。ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長(東 充洋) 日程第5、議第1号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(下間常嗣) 議第1号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について。

上牧町印鑑条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年6月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(塚 尚起) 議第1号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例(案)について、説明いたします。

今回の改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正によるものでございます。

内容につきましては、外国人住民の利便の増進及び市町村の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなり、新たな在留管理制度が始まることにより、外国人登録制度が廃止となり、それに伴う条例改正を行うものでございます。

第2条第1項とありますのは、外国人登録制度の廃止による整備でございます。

第5条第3項は、外国人住民で、漢字圏以外の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている片仮名表記及びその一部を組み合わせた印鑑を登録することができるという改正でございます。

第6条第1項とありますのは、印鑑登録の部分で、氏名以外に通称登録も可能としており、第7項は、外国人住民で、漢字圏以外の外国人住民が片仮名表記及びその一部を組み合わせた印鑑登録ができるという改正でございます。

第10条第1項第3号とありますのは、印鑑登録の抹消部分で、外国人住民としての要件がなくなった場合及び氏名変更があったときは抹消する旨の改正でございます。

附則、この条例は、平成24年7月9日から施行するものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第6、議第2号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第2号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年6月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第2号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

今回の改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正によるもので、外国人登録制度の廃止により、外国人登録原票記載事項証明書が住民票記載事項証明書となりますので、それ

に伴う改正でございます。

附則、この条例は、平成24年7月9日から施行するものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第7、議第3号 静香苑環境施設組合理約の変更について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第3号 静香苑環境施設組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき、静香苑環境施設組合理約を、別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成24年6月13日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

- 都市環境部長（外川武彦） 議第3号 静香苑環境施設組合理約の一部を変更する規約（案）について、説明いたします。

当静香苑では、組合の経費を支弁するための収入を静香苑環境施設組合理約で定めております。分担金につきましては、各町の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口を用いておりますので、今回の改正によりまして、外国人の登録について文言を削除するための規約変更を行うものでございます。

また、今回の規約変更に伴います本町の組合への分担金の額は、何ら変わることはありません。

議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第4号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第8、議第4号 西和衛生試験センター組合規約の変更について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第4号 西和衛生試験センター組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき、西和衛生試験センター組合規約を、別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成24年6月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第4号 西和衛生試験センター組合規約の一部を変更する規約（案）について、説明いたします。

当組合では、組合の経費を支弁するための方法を西和衛生試験センター組合規約で定めております。毎年度、分担金につきましては、各町の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口を用いております。今回、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正によることに伴いまして、外国人登録原票の文言を削除するための規約を変更するためでございます。

今回の規約変更に伴います本町の組合への分担金の額は、何ら変わることはありません。

議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第5号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第9、議第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を、別紙のとおり変更したいので、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

平成24年6月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）について、説明いたします。

住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止により、これまで外国人登録原票に登録されているものは住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴いまして、規約に定める広域連合の経費に充てる関係市町村の負担金の額の算定方法について、所要の変更を行うものでございます。

この改正による負担金の変更はございません。

附則、この附則は、関係市町村の協議が整った日から施行するものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第10、議第6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

平成24年度上牧町一般会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成24年6月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ141万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ71億3,518万7,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

歳入におきましては、財政調整基金で、131万2,000円の取り崩しを行っております。

歳出では、総務管理費の電子計算費、節の委託料で、年金制度関連のシステム変更に伴い、46万7,000円の増額補正、社会福祉費の保健福祉センター運営費の節の需用費で76万円の増額補正の計上を行っております。

以上が補正予算の概要です。議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第11、意見書案第1号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 意見書案第1号。

平成24年6月13日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 富木つや子。賛成者 上牧町議会議員 長岡照美。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

8番、富木議員。

○8番（富木つや子） 8番、富木つや子でございます。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）についての説明をさせていただきます。

すべての原子力発電所が停止し、この夏も節電を全国的に迫られる中、太陽光や風力など

の再生可能エネルギーが注目を集めています。昨年の東京電力福島第1原発の深刻な事故を受け、再生エネルギーの拡大が「原子力発電に依存しない社会の構築へ」のはずみになると期待されています。こうした状況を踏まえ、太陽光や風力など5分野を対象に再生可能エネルギーの利用促進を目指した「固定価格買取制度」が7月1日からスタートします。しかし、普及については民間企業への新規参入促進と消費者の負担軽減とを両立させる適正価格の検討や改善、電気を効率的に使う技術開発などの課題もあり、導入促進に向けての環境整備が必要です。

よって、再生可能エネルギーの導入促進と、実効性ある買取制度に向けて、投資促進減税などの拡充や買取価格、期間設定において設定ルールを明確化するなど、十分な環境整備を図るよう求めるものでございます。

それでは、再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）の朗読をいたします。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）。

昨年、2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしてはいますが、導入促進に向けての環境整備が必要です。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう、農地法の問題など環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。

また、小水力発電導入時の手続の簡素化、迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べておくれており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、政府におかれましては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下のとおり十分な環境整備を図るよう強く求めます。

1、投資促進減税、省エネ、代替エネルギーの減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。

1、買取価格期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。

1、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月13日。奈良県上牧町議会。

各議員におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜り採択いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（東 充洋） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎上牧町土地開発公社の決算に関する書類の報告

○議長（東 充洋） ここでご報告申し上げます。

町長より上牧町土地開発公社の決算に関する書類の報告を受けておりますので、議員各位におかれましては、議会図書室の方で閲覧していただきたいと思っております。

◇

◎議第1号から議第6号、意見書案第1号の委員会付託

○議長（東 充洋） ただいま議題となっております議第1号から議第6号、意見書案第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については、1人1時間以内とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午前10時39分

平成24年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成24年6月18日（月）午前10時開議

第1 一般質問について

1番 堀内英樹

3番 辻誠一

5番 石丸典子

8番 富木つや子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	竹島正貴
土地開発公社常務理事	高木雄一	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭	福祉課長	阪本正人
まちづくり推進課長	西山義憲	土地開発公社事務局長	山口敬嗣
教育総務課長	為本佳伸	社会教育課長	吉川淳

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下間常嗣 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇堀内英樹

○議長（東 充洋） それでは、1番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（1番 堀内英樹 登壇）

○1番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。1番、堀内英樹です。

一般質問させていただきます。

きょうは、たくさんの傍聴の方々がお見えでございますので、しっかり尋ねていきたいと思っております。

上牧町行政の最大の課題は何と言っても財政再建です。1に多額の借金返済、2に土地開

発公社の破綻処理、3に安定財源の確保です。私は議員歴15年を超えましたが、一般質問の大半を町財政運営に関するテーマに費やしてまいりました。顧みれば平成18年度、全会計の累積赤字が6億円近くに達し、同時に公社の経営危機が表面化しました。19年9月に議会財政問題特別委員会が設置され、今日まで足かけ5年にわたり、公社問題を中心に審議を行ってきました。この間、20年4月に財政健全化法が施行され、20年度決算で実質公債費率が基準値の25%を上回ったことから、早期健全化団体に転落しました。財政健全化計画により、22年度に脱出したことは皆さんの記憶に新しいところです。

さらに上牧町の場合、公社不良資産の規模と内容が余りにも悪すぎます。22年度借入金の標準財政規模、約50億円に対する割合が奈良県下で唯一、100%以上であることがこれを物語っています。この公社問題解決への道筋をつけることなく、町財政の再建は到底なし得ないと考えております。財政問題特別委員会でも継続し審議されていることを承知の上で、この場でも論点整理を兼ねて取り上げることをお許しいただきたいと思っております。

そこで、私の質問は大きな項目として1、土地開発公社を解散させる取り組みについて、その1、上牧町土地開発公社、以下公社と申し上げますが、経営破綻に陥ったことから、19年9月に財政問題特別委員会が設置され、23年11月に個別外部監査報告が行われました。これを受け、第三セクター等改革推進債、以下三セク債と申し上げますが、を活用し、公社を解散させる既定方針に変更はないのか、念のため、町長の所見をお伺いしたい。

その2であります。公社の23年度末借入金借入額は49億3,600万円であり、一般会計の標準財政規模に相当する負債がまだ残っている、このまま公社を存続させた場合、どのような事態が想定されるのか。

その3、三セク債の法期限は25年度であり、活用するに当たっての準備作業が急がれる。この借入によるこれからの町財政への影響はどのようなものか、財政計画等具体的な数字を上げて説明をお願いしたい。

その4、公社の解散は三セク債の対象となる保有土地の町への買い取りと欠損金の補てんにより行われる。買取土地の確定や事業活用、売却処分等の事後の対応が不可欠であるが、今後の取り組み方針について町長の所信はどうか。

その5、町民の中には公社が経営破綻に至ったことの経緯、責任の所在、損害の回復等を求める声が根強くある。公社の解散をめぐる今後の取り組みも含め、住民に対する懇切丁寧な説明と情報の提供が必要であるが、町としての取り組み方針はどうか。

大きな項目の2であります。

協働と参画のまちづくりの取り組みについて、その1、広報かんまきのキャッチフレーズが、今中町長就任以来3度書きかえられ、現在の住民とともに協働と参画のまちづくりになった、このキャッチフレーズの変更について。

その2、協働と参画はまちづくりの基本条例の基本原則にも盛り込まれる状況にある、これを推進する上で行政の立場でどのように対処しようと考えておられるのか、町長の考えをお伺いしたい。

以上が私の質問です。質疑は一問一答でお願いし、再質問は質問者席で行わせていただきます。

ここで、質疑に入らせていただく前に、議長の許しを得て、平成23年6月議会での一般質問に関し、報告させていただきたいと思います。

一般質問において、公正な選挙の実行についてを取り上げ、その1項目として、民生委員は民生委員法第16条の規定により地位利用による政治活動が禁止されている、民生委員が特定の候補者の選挙運動に携わることについて町行政に質問をしました。その質疑の中で、民生委員さんが候補者とともにバス停に立たれたことを私自身が見受けた、発言したことにつき、この1年間、民生児童委員協議会の方々から、その民生委員がだれであるのか、固有名詞を明らかにするようにとの強い要請に接してまいりました。これに対し私は、民生委員さんがだれであるかを問題にしたのではなく、民生委員法に照らして、その行為の是非を取り上げたと説明し、理解を求めてまいりました。念のため、各方面の専門家にも相談いたしました結果、人間である以上、だれしも人違いや記憶違いが全くないとは言えないとの指摘を受けました。若い方々と違って、私はことしの誕生日で満75歳、大きい高齢者入りをする者です。今回のことについても、選挙告示期間中の緊張状態の中であり、人間であり、まして高齢者である以上、絶対に間違いがないということはありません。これを踏まえて、バス停へ立たれたとした民生委員さんにつきましても、人違いをしたか、または記憶違いをした可能性は否定できないという結論に達したわけでございます。これをもって、去る6月15日の民生児童委員協議会の定例会で釈明をさせていただきました。あわせて結果的には、私の配慮を欠いた発言で思いもよらない波紋を広げ、民生児童委員の方々にご迷惑をかけたことをおわび申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） それでは、最初のお尋ねから、順次、答弁をどうぞよろしく願いいた

します。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 堀内議員の開発公社の解散について、第三セクター等改革推進債を利用して、解散をさせるという既定方針に変更はないのかというお尋ねでございますが、これにつきましては平成19年から、財政問題特別委員会を設置していただきまして、あらゆる角度、内容についてご検討をいただいております。そういう中で、上牧町としても、このままでは財政上、大きな影響があるわけでございますので、改革推進債を利用して、土地開発公社を解散させるということについても、皆さん方にご相談をさせていただきました。おおむね、皆さん方の了解を得ているということもございまして、将来の上牧町の財政を、しっかりと健全化を維持していくと、そういう考え方に立った上から解散をさせる、改革推進債を利用すると、この考え方に今のところ変更はないということでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、町長から公社を解散させる方針に変更はないと、こういう答弁をいただきました。

町長、財政問題特別委員会への審議、随分長いんですが、昨年までは公社の扱い、処遇については町営住宅の建てかえ事業の用地を一部、残すということで、三セク債の制度から言いますと、不採算事業の廃止と、こういう方針で来られたんですが、ことし、年明けからだと思いますが、はっきり公社を解散させるというふうに、言ってみれば方針変更というか、考え方をかなり修正されたというふうに私、記憶しておりますが、その辺の事情とか理由とか、あるいは判断、町長、どのように考えておられますか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 三セク債を利用してという話の前段として一部、開発公社を解散させないで、その中に将来、計画されるであろう事業について、若干残すことが三セク債を借り入れる金額、これを大きくしない1つの方法だということで、皆さん方にご相談をおかけいたしました。ただ、近隣の市町村の状況でございますとか、それと今、上牧町が今の財政状況の中で買い戻しに取り組んできている、そういうものがしっかりと減少させるその状況をしっかりとやれていると、こういうことを判断いたしますと、残すことがまた住民の方々の不安をかなりあおると、そういう考え方をお持ちになられるということもございまして、そういうことではなしに、しっかりとこのままの考え方で進めていく、今、借りている金額を少しでも減少させると。その結果、解散をやっても将来の財政計画を考えますと、十分対応

できるのではないかという判断をいたしまして、公社を解散させるという考え方に至ったと、
こういうことでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） それでは、次のお尋ねでございますが、先日、公社の23年度決算、議会
へ報告いただきました。23年度末の借入額、先ほど、壇上でも申し上げたのですが、49億3,600
万円、つまり借入ということはイコール、それだけ負債といいますかそれに見合う資産、む
しろ不良資産と申し上げた方がいいかと思いますが、ほとんどこれ、一般会計の財政規模に
かなり近いんです。このまま公社を存続させた場合、先ほど、町長もちょっと触れられまし
たが、どのような事態が想定されるのか、かいつまんで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 細かな数字は、後、事務の方からお答えをさせていただきますが、まず、
考え方として、このまま公社を解散させない場合、皆さんご存じのように、今、金融機関か
ら借りております金額が約50億弱でございます。当然、借りかえをやっておるわけござい
ますので、今、3カ月の借りかえでございます。上牧町の場合は公社そのものが金融機関の
取り扱いが不良債権というものの考え方でございますので、まず1つ、3カ月ごとに借りか
えをしているという状況でございます。そうやってまいりますと、金利の問題がございます。
今、金値が低いのでやってきておりますが、上がる可能性、これ、将来は十分あるわけござ
いますので、そういう形の中で行くと、利払いばかりで元金が減らないというような状況
が続いていくということになります。それでは、住民の方々に大変ご負担をかけるというこ
とになりますので、我々としては、まず、長期に借りかえをして、一定金利で一定期間支払
続ける方が町の財政状況、住民の方々の負担を考えるとそれが軽減になるという確信を持っ
ておりますので、そういう考え方でこれから進めていきたいと、こういうことでございます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） お尋ねの公社を存続した場合なんですけれども、現有保有地のほと
んどが事業化が見込めないという状況でございます。用地確保期間の長期化はこのまま続く
ことが予想されます。そのことによりまして、借入金の金利、また維持管理経費が大きくな
りまして簿価の上昇が起こります。これは今後もとまらないという状況でございます。

それと、毎年、地価の下落が続くような状況でございますし、公社保有地の時価と簿価の
かえりがより大きくなりますので、この抜本的な不良債務の解決につきましては、三セクを
借り入れない限り、解決できないのではないかなと考えております。従来どおり、借入金に

対して毎年、多額の利息の支払いは、このままでは長期に継続するというございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、町長、総務部長から、このまま存続させた場合にどういうことが想定されるのかということで、考え方なり、あるいは方針を述べていただきました。私も全く同感です。ただ、一部の住民の方々の意見として、こういうのがございます。住民の知らないところで無謀な経営をやり、公社を破綻させた、その責任は住民にない。したがって、一般会計による肩代わりは納得できない、こういう声があります。町長もタウンミーティングを回られて、毎回出てくるお話でもあろうかと思いますが、私も素朴な感情論としては理解できます。しかし、責任あるこの上牧町という地域を安全に、しかも住民に大きな負担を与えることなく、貧しくとも豊かな地域経営をやるという観点から言いますと、この感情論だけではいけないというふうに考えております。

公社の不良債権の拡大を防止するという事は、先ほど、町長の指摘もありましたように、一般会計の財政負担を減らすこととイコールです。このまま置いておきますと、マイナスばかりが大きくなっていくと。当然、一般会計がその面倒を見なきゃいけない、制度としては、債務負担行為で公社の借入金を毎年予算の中で認めてきておりますから、これは外部監査でも指摘された問題です。ほっておきますとどういうことか、一般会計がどんどん公社の不良債権が膨らむことによって、虫食い状態になっていく、その結果、住民生活への極度な、いろいろな形のしわ寄せが今以上に広がるという懸念をいたします。そのところは行政の判断として、やはりトータルで賢明な判断をすべきであろうというのが私の考えですが、町長、いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、堀内議員から、住民の声として町が住民の考え方でありますとか、知らない間に多額な負債を抱えたとか、これについての責任上の問題であるとか、今後どうしていくのかという意見もあると、これはタウンミーティングの中でも、住民の方からそういうご質問をいただいておりますし、厳しいご指摘もいただいております。そのときにいつも答えさせていただくんですが、決してそういうことをやろうということで今までやってきているわけではございません。当然、用地を買収していく、こういう過程の中で、余分な部分、買わざるを得ないような状況の中で、計画を進めてきておるわけでございます。ただ、そのときにそれぞれ、町がしっかりと一般財源で買い戻していくというような措置をとっていけば、このような結果にもならないわけでございますし、計画の中にも相当厳しいものがあっ

たかもわかりませんが、我々としてはそのときどきにしっかりとした手当てを怠っていたと、これは事実でございます。次から次と、皆さん、ご存じのように文化センター、道路、2000年会館、学校、小集落地区改良事業、こういう事業を立て続けにやってきた結果、それに充当すべき財源がかなり厳しい状況でございましたので、そのときどきの事業の整理が怠っていたと、こういうことが大きな要因ではないかというふうに私は考えております。

そういうことで、住民の方々には大変、疑惑、疑問、いろいろなものをお持ちいただいておりますが、このことについても、タウンミーティングの中でしっかりと説明もさせていただいておりますし、これからも引き続き、同じものの考え方で進めていきたいというふうに私としては考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 町長、今のお話、これは延々と続く話なんですが、しっかり取り組んでいただくようお願いいたします。

その3にまいらせていただきますが、三セク債の法期限は25年度であり、活用にあたっての準備作業が急がれる、この借入れによるこれからの町財政の影響はどのようなものか、財政計画と具体的な数字を上げて説明をお願いしたいというふうに通告させていただきましたが、総務部長、よろしく申し上げます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議員もご承知のように、三セクの借入れにつきましては、当初、40億円の借入れ、5億円の公有土地の事業化ということで進めてまいりましたが、協議を重ねる中で、事業用地とした場合、また塩漬けとなって長期保有の状況があるのではないかとのご意見もございまして、いろいろな協議の中でこの際、課題である公社の解散を抜本的に行って、将来の負担の軽減ということで、今、いろいろ協議を願っているところでございます。

現在、町長からは三セクの借入れまでに土地の利用、売却、それと買い戻しを積極的に行って、公社の借入額を43億円程度にするようにという指示を受けております。その中で、去年の23年9月の第5回財政問題特別委員会の中で、中長期の財政状況をお示しいたしました。その中で、25年の償還額は45億の場合、年間約3億という数字がございましたので、その状況でいきますと、今の財政状況ではどうにか公債費比率が21%以下での推移という流れになりますので、危険水域的な状況ではない財政状況が継続できるのかなと思っております。

ところで今、言いましたように43億円の25年で行いますと、約1,300万程度の45億円借る場

合の償還額から減額されますので、より安定した財政状況が行えるのかなという状況で今、考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、総務部長から数字を上げていただいて、財政の影響額を説明いただきました。比較的最近の前の財政問題特別委員会では、いろんなシミュレーションの中から、現在のところ、三セク債の借り入れ計画としては43億、何とかいけそうだと。この辺で25年、金利3%として、年間の償還額、この場合、つまり元金、利子、支払いの合計額でございますが、たしか最大で2億9,700万という数字が示されたかと思います。この辺で実質公債費比率が21%超えないというところ、確かにないものねだりをしますとこれは切りがありません。先ほども申し上げましたお話です。ほっときますとどんどん膨らんでいくというところを何とか食い止めて、そして、無理のない範囲で、無理のない範囲というのはやはり私、このように考えます。一般会計全体の公債償還額、三セク借り入れたとしても、25年で14億円、この辺がピークかなと。しかも、三セク債以外の公債費の償還がかなり右肩下がりで、年々減っていく、徐々に下がっていくというのは明確ですから、そういうあれでいきますと32年度には、この間のシミュレーションでいきますと、年額公債費が10億円を下回ると、ピーク時の3分の2まで減ると。つまりこの7、8年という、10年以内に、この辺になりますと、上牧町がいかにか財政基盤が弱いと言いながら安定して返していける、しかも住民さんに対して今まで集中改革プランであったり、早期財政健全化団体を脱出するためのいろいろな施策の時期と違って、もう少し、決して余裕はございませんが、もう少しいろいろな施策を拡充しながらやっていけるのではないかなというふうに私は判断しておりますが、その点は総務部長、今、申し上げたことをどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、一定のお考え、またはご意見をいただいたとおりでございます。

基本的にはやはり、住民の福祉というのがこの事業の中で、また自治体の事業の中で一番重要でございますので、できるだけ福祉増進に事業費を追加、また拡幅できる、拡大できるのが基本でございますので、今後、そういう形で一定の時期を来ますと、できるだけその部分に予算をつぎ込みたいと思っております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） それともう1つ、この三セクの借入を進める工程といいますか手順の話として1つ申し上げたいと思います。この週末から週明けにかけて大きなニュースが出てお

ります。ギリシャの再選挙、それからメキシコでのG20が予定されております。一口で言いますとやはり本当にヨーロッパ、アメリカの金融危機、財政も含めての、危機がかなり深刻な状況だということは、これは申すまでもないと思います。したがって、一時、日本の円が買われたり、あるいは国債が買われたりというふうな状況がございますが、これはどこまでも一時的なものであって、今後も金融とかあるいは融資の枠が確保できるかという見通しから言いますと、大変、先行き厳しいと見た方がいいと思います。

そういう中で他の自治体では、三セク債活用を相当急いで前倒しする動きがございます。一々申し上げませんが、近隣でもございますし、奈良県内の主要都市でもそういう対応が行われております。したがって、従来示された来年3月議会に付議して、この借入計画なり、あるいは公社の解散を進めていくという工程は少し遅すぎるのではないかなど。この工程を繰り上げて、確実に三セク債を借り入れできる体制をとるべきであろうというふうにご考えておりますが、総務部長、いかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、おっしゃった件なんですけれども、以前に三セクの借り入れる、または公社の解散スケジュールをお示しいたしました。その中で、解散プランについては24年の12月ということでお示しをいたしましたが、今回、それを9月ぐらいには完成させようと思っております。

それと、町長の方から指示を受けておりますのは、議会に対する解散の議決を9月に間に合わせよと言われております。それともう1点、三セクの発行議決、発行していいのですか、よろしいですかという議決の決裁権があるわけなんですけれども、それについても9月の議会で提案するよということがございますので、これは以前でしたら、25年の3月に予定しておりましたものをこの9月に提案予定しております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、答弁いただきました。

できるだけ繰り上げて、しかも確実に進められる体制をぜひ、お願いしたいと思います。私どもからもお願いしておきます。

それでは、その4にまいらせていただきますが、こういうふうに通告させていただきました。公社の解散は三セク債の対象となる保有土地の町への買い取りと欠損金の穴埋めもしくは補てんにより行われる買取土地の確定や事業活用、売却処分等の事後対応が不可欠であるが、今後の取り組み方針について町長の所信はどうかというふうにお尋ねしました。町長、

この点はどのように対応していかれますか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） この件につきましても、財政問題特別委員会の中、もしくは補正予算で土地の購入を計上するたびに議会の皆さん方からご指摘をいただいているところでございます。当然、土地を買収いたしておりますが、急いで買収をしているということもございまして、境界の確定ができていない、もしくはわかりにくい土地が公図上ある、分筆ができない、合筆ができない等、いろいろな問題があるわけでございますので、そういう問題は当然、この公社解散に伴って町が肩がわりをしていくということになります。そういう問題もすべて町がこれから引き続き行っていくという考え方でございます。

それと、当然、それだけの土地が町としてもこれからの事業に必要でないということもございまして、売却できるものについては町の方で積極的に用地の確定をしながら売却をしていくと。売却益につきましては、以前の上牧町のやり方につきましては、一般財源化をして、町の事業として今まで使ってきているというのが上牧町の財政運営のやり方でございましたので、そういうやり方をしてまいりますと、三セク債の元金を減らす意味がどこにもないわけでございますので、売却したものについては元金返済に充てていくと。その都度充てるか、例えば基金をつくってそこに積み立てて、一定額が積み貯まった段階で返していくと。こういう方法でしっかりとした措置をしていくという考え方でこれから取り組んでいきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 本来、一般会計で土地を買う場合、私がよく申し上げますが、細かいことは一々申し上げませんが、まともな土地であることが大原則です。まだまだ5年かかって、財政問題特別委員会で審議してまいりましたが、まだまだ解明されておられません。ところが三セク債の法期限、25年度、これは先ほど来のお話です。そこで、この期限の問題と大原則をどうするか、その折り合いをどうつけるかということで、議会としては緊急避難としての逆の手順を容認する、そのかわり町は、今、町長がおっしゃいました事後対応の、きっちり責任を果たしていただく、こういうことがやっぱりこの三セク債を借り入れて前を向いて公社解散を進めていく上での1つのポイントです。当然、公会計制度を前にこの席から申し上げましたが、その導入を念頭に買い取り土地の確定作業、これを徹底的にやっていただかなければいけない。それから、財政の将来負担を減らすために今、町長が触れられました買い取り土地の事業活用とか、また売れるものは売っていく、これも大変な作業ですが、どうし

てもやっていかなければいけない、そういうことを前提に三セク債を借りてはどうかという方向で今、議会としても財政問題特別委員会を中心に審議させていただいているというところでございますので、くどいようですが、町長、町の責任をもって事後対応、町長の政治生命をかけてでもやっていただきたい、よろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、おっしゃっていただいた考え方も私は十分わかっておりますので、そういう考え方でこれから取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 町長、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、その5に行かせていただきます。

すでにお話が出ているかと思ひますが、住民の中には公社が破綻に至ったことの経緯、責任の所在、損害の回復等を求める声根強くある、公社の解散をめぐる今後の取り組みも含め、住民に対する懇切丁寧な説明と情報の提供が必要であるが、町としての取り組み方針はどうかと、こういうふうにお尋ねしました。既に一部、触れていただひている部分もござひますが、ここで簡潔にこういう方向に進めていきたいということをお答ひ、お願ひしたいと思ひます。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先ほど、お答ひさせていただいたように、住民の方々の考え方、私、直接、タウンミーティングの中で厳しく問いただされております。十分私もわかっております。そういう考え方をされるということは当然のことだというふうに私も感じております。ただ、言いわけがましくなるわけでございますが、それぞれのときに計画をもって土地の買収、そのときは公社ということでお肩代わりをさせてきていると、そういう後の事務処理、これを我々が怠ってきたと、それに尽きるのではないかというふうに考えております。当然、それぞれの事業ができあがってから相当、年数もたっておるわけでございますので、その辺の法的な問題もあるわけでございますので、私としてはこれから二度とこのようなことを繰り返してはならないというふうに考えておりますので、公社を解散させて、住民の方々にはっきりとそういうものはないんだというふうに見ていただくことが信頼の回復につながっていくのではないかと、このように考えております。

それと、まだまだタウンミーティング、やめるわけではございませんので、続けていくつもりでございますので、そういう中で住民の方から質問があれば、しっかりとお答ひもさせて

いただきたいし、ご理解もいただきたいなというふうに考えております。また、広報、ホームページ、いろんなもので住民の方々に見ていただける機会をしっかりとつくりながら進めていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） もう1つ、ちょっと観点を変えて申し上げます。

三セク債借入れ、43億、25年、年利3%としての返済総額、59億4,400万円です。つまり、借入額プラス16億4,400万円を余分に返していくということになります。これは先ほど、財政計画としては運営上、そんなに大きな支障はないと、私も申し上げましたし、そういう答弁だったと思います。ただ、じっと考えてみれば、将来財源を減少させることは事実です。これは、ないものねだりの話でございますが、これは事実ですから、やはり町の説明責任として、町長、先ほどしっかり取り組んでいくという覚悟を示していただいたのですが、これはどこまでも根気の要る、延々と続く作業ですけれども、この点もやはり、避けて通れませんので、あわせて町長、よろしく取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、堀内議員の方から43億を借りた場合に、約十五、六億余分に返すことになる。通常、計算いたしまして、そういう金額になるわけでございますが、住民の感情、住民の生活に考え合わせますととんでもない数字だというふうになるわけでございますので、当然、住民の方々になぜだというような気持ちが当然、あるわけでございますので、私たちとしては先ほど言いましたように、そういう考え方も十分わかっておるわけでございますので、皆さん方にしっかりと説明を引き続き行っていくということで、取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 町長、説明はもちろんそうなんです、やはり、住民の皆さんも福祉、あるいは日常の生活、地域でのいろんな暮らしをよりよくしていく方向も可能な範囲で、これもあわせて取り組んでいただくようお願いしておきたいと思っております。この点は答弁、結構でございます。

それでは、大きな項目の2に行かせていただきますが、協働と参画のまちづくりの取り組みについてということで、広報かんまきのキャッチフレーズ、町長就任以来、私、ずっと拝見していたのですが、3度変わっているんです。現在の「住民とともに協働と参画のまちづくり」になりました。このキャッチフレーズの変更なんですけど、たかがキャッチフレーズ

ですが、結構やはり、この広報の表紙に出てくるものというのは町の1つのスローガ的なものでもあるし、本当に町民憲章の一番最初に出てくるような話でございますから、この辺の変更についてどうでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） おっしゃっていただいております、一番最初は選挙戦をやったときには、住民の方々から私たちは何も知らされていなかったというような声が大変強かったわけでございます。そういう中から、「住民とともに輪のまちづくり」ということで、スローガンにさせていただきました。これについてはみんなでまちづくりをやろうというようなものの考え方からそういうキャッチフレーズにさせていただいたということでございます。それから、その次には協働という、その和を協働に変えまして、これからそういうものの考え方で取り組んでいこうと。ただ、タウンミーティングでございますとか、それから新しい政策的なこと、そういうものの中に住民基本条例、まちづくり基本条例をみんなの手でつくろうと。こういう取り組みも住民の方々から発案もしていただきましたし、そういう取り組みを私も賛同させていただいて、今、おやりをいただいております。そういうふうになってまいりますと、ともに働くと、みんなで一緒に体を動かしてやろうよということだけでは、これは前を向いていかないわけでございますので、それとあわせて参画をしてもらおうと、一緒に計画の中に入れていただくということがこれからのまちづくりには一番重要であるということから、協働と参画のまちづくり、これを言葉、文字にするということではなしに、実際にそういうことを一緒にやっていくということが大事だというふうに考えておりますので、例えば、補助金検討委員会でございますとか、先ほど言いました住民基本条例の作成でありますとか、今度新たにペガサスホールの開館についても公募をさせていただきまして、どういう使い方がいいのかということも検討をしていただくというような考え方も持っております。町が一方的に決めてこれでどうだというように住民の方々に示して、そのとおりしていただく、言葉を悪く言えばさせるんだというようなものの考え方では、今の上牧町は成り立たないというふうに考えておりますので、協働と参画と、文字や言葉にしないで実際、そういうものの考え方で進めていきたいということで、それぞれキャッチフレーズを3回変えさせていただいたということでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、町長からも話をさせていただいたんですが、町長が就任されたのは21年の3月でございますね。22年の5月までは前町長時代に使われてきた「みんなで築くパー

クタウン上牧」というキャッチフレーズです。その後、1回、「住民とともに輪のまちづくり」、今、町長がおっしゃった、町長の選挙スローガンの中にも輪のまちづくりというのがたしかあったと思います。その直後、22年の7月から、「住民とともに協働のまちづくり」というふうに変わっているんです。そして約2年近くこういう形で来て、24年の4月、今年度4月から、「住民とともに協働と参画のまちづくり」というふうになった経緯です。町長、最後におっしゃった、これも通告申し上げたその2に行くんですが、その2に関連するんですが、新たに加わったこの参画という考え方なんですけれども、町長、今、触れていただきましたが、ここのところが一番、新たに加わったキーワードなんですけれども、ここのところは町長、先ほども少し、触れていただいたのですが。もう一度、この考え方、参画の考え方、町長自身、どのように考えておられるか、述べていただきましたらありがたいですが。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 協働と参画、これはどこの地方自治体でも使っている言葉でございます。みんなで一緒にやろうと協働、ともに考えよう、参画でございますが、実際、どの程度、それぞれの自治体がやっているのかというのは、それぞれの自治体の考え方もございますが、なかなか難しい部分があるというふうに考えております。すべてが参画というわけにはまいりませんが、やっぱり法律的な部分でしぼられているもの、こういうものは取り除いて、先ほど言いましたようにペガサスホールの問題でございますとか、こういう問題については別段、上位法で縛られているようなものでもございませぬので、こういう事柄でありますとか、総合計画的な基本構想でございますとか、こういうことについては住民の方々に一緒にお考えをいただくと。逆に住民の方々もどのように行政が進められているのか、どのような考え方がいいのか、おわかりにならない方が大半でございますので、一緒に入っていて、行政というのはこういうふうに進めていくんだなど、法律というのはこのように利用していくのか、こういう法律があるのか、何でも言えばできるのではないなどか、いや、これは我々の意見が通ればできるんだとか、こういうことを肌で感じていただくと。そういう中で行政の進め方、考え方をご理解いただくのも、これからのまちづくりの中に重要ではないのかというふうに考えておりますので、やっぱり協働と参画をしっかりと進めていく必要があるのかなと、こういう考え方でキャッチフレーズにして、実際、そのような形で今、取り組みをさせていただいていると、こういうことでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 最後に、この参画というのは、いろいろと言葉遊びするわけでもござい

ませんが、一口で言えばやはり、いろんな施策を立てたり、あるいは事業をやる場合、最初の段階というか、企画の段階から住民さんに加わってもらおうと。わかりやすく言えばこれが1つの形かな、考え方かなと思います。それをやろうと思うと、今まで以上に町役場、あるいは職員の皆さん方、これはもう、町長から窓口の職員さん、あるいは日ごろ、住民のところへ出向いていただく方々も含めて、住民と同じ目線で物事を考えていただくというのが1つ、それから、行政は、ほとんどの情報は行政にあります。ですから、行政の情報も積極的に、つまり情報公開を請求されたから出すんだというのではなくて、行政自らが住民の皆さん方に情報を提供し、自ら説明をしていくということでの情報の共有を図るとのこと、それが前提だろうと思うんです。そういうことが目線の話と情報の共有の話、そして一緒になってこの企画とか実践とか、また場合によっては事業をやった後の検証作業も一緒にやっただけ、ということだろうというふうに私も整理してみたんですけども、町長、いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） そのとおりだと思います。役場も職員も今、住民基本条例について取り組んでいただいております。大変期間が長くかかっているというのも事実でございます。その中でいろんな住民さんの意見がある、それを取りまとめていくと、大変、手間暇かかるわけでございます。職員も大変、それに時間を割いているということも事実でございます。ただ、職員は毎日の仕事でございますので、自分がやることはわかっているということでございますが、住民の何もわからない方から質問されたときにどうやって答えていくのが大変難しいと。自分はわかっているんだけど、住民の方にわかってもらおうとすること自体が難しいと、それが職員の勉強になるのではないかと。自分がわかっているだけでは本当にわかっていることにならないのではないかとというふうにも思いますので、住民の方々に素朴な疑問やとか質問をしていただく、それに答えられるということが職員の資質を向上させる一番手っ取り早い方法ではないかとこのように考えておりますので、こういう機会が職員を育てていくということも1つあるわけでございますので、町としてもしっかりとそういう取り組みはやる必要があるだろうなというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） この協働と参画というキーワード、まちづくり基本条例のおそらく基本原則に盛り込まれる状況です。先ほど申し上げたとおりなんですが、これは町、それから町長、幹部の方、職員の方々、私ども議会も当然そうです。住民の皆さんも本当に一緒になっ

て、これからのまちづくりを協働と参画という1つのキーワードを中心にぜひ、進めていきたいし、またいつてほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。大変、長時間にわたりまして、町長、たくさん答弁いただきました。理事者の皆さんもありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 以上で、1番、堀内議員の一般質問を終わります。

11時5分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（東 充洋） 再開いたします。



◇辻 誠一

○議長（東 充洋） 3番、辻議員の発言を許します。

辻議員。

（3番 辻 誠一 登壇）

○3番（辻 誠一） 3番 辻 誠一でございます。

ただいま、議長の許可が出ましたので、一般質問通告書に従ってお聞きいたします。私の質問は大きく分けて3つございます。

1つ、大型店舗出店につきまして、ユニーとの協議がその後、どのようになされているのか。4月22日と23日、2000年会館等でユニー主催の説明会がございました。その後、質疑応答がございました。私も参加いたしまして、質問させていただきました。概して前向きなご答弁であったという印象を持っております。その中でユニーの答弁が町との協定にどのように結びついているのか確認したいと思います。小さな項目でお示ししておりますが、まず、町内業者の入店のご案内、上牧町民の雇用促進、工事中学童通学路の安全性の確保、最大見

込み1日1万人、この安全管理対策として責任者の配置、災害時、町への物質の供給や避難所の提供、また合同防災訓練など、それから、施工中現地より残土などを搬出しない方法、すなわち、ダンプトラックが外へ出ない、根っこなどは場内でチップ化するというような質問をいたしました。それから、関連いたしまして、車のない方への対応、バスの運行、前にもご質問しましたが、いわゆる買い物難民の方、どのように対応されているか、それから最後に予定をお聞きします。工事着工と開業の時期です。

2つ目、ペガサスホールの開館でございます。ペガサスホールの再開に向けましては、町民を公募し、官民一体で検討委員会を立ち上げるようになりました。また、昨年11月24日の第7回財政問題特別委員会で示された中、すなわち中長期の事業計画におきましては、ペガサスホールの改修工事費として、平成30年より3年間に分けて8,200万円ほど計上されております。ペガサスホールの再開の目的、そして文化活動との位置づけ、どのような運営管理をしていくのかお聞きします。住民さんもせっかくホールがあるのだからなぜ住民に使わせないのか、反面、開館はありがたいが、また赤字で歳出増で、町財政が苦しくなるのではないかと、さまざまご意見があります。ですから、再開の目的、趣旨を明確にしておく必要があります。ペガサスホールを設立した時代とは社会状況、財政状況も大きく変わっており、上牧町文化センター設置条例や同施行規則の見直しもあるのかどうかも気にします。再開されれば、歳出の増が一番問題となるでしょう。私は財政の許す限り、ある程度の支出増はやむを得ないとして、会館の再開には賛成です。なぜなら、先ほど議員のご質問がありましたように、先人のツケを次世代に託すという第三セクター借入の問題があり、これがスタートいたします。20数年間にわたり、トータルで60億弱、返済を毎年3億円ほど、返済することを住民さんに強いるわけでございます。この状況を踏まえまして、せめて、幾らかでも住民サービス、すなわち歳出増は許容しても、開館して住民さんに文化活動、総合交流の場を提供できればよい、そうすれば上牧町の活性化が図られるのではないかと思うからでございます。細かいことですが、上牧町ではやむなく外で活躍している音楽家あるいは芸術家がいらっしゃいます。東京に行ったり、あるいは県内の他市町村に行って演奏などしておられます。それはともかく、限られた予算の中で許容できる最大の歳出増をどの程度を見込んでいるのか、どのような腹づもりがあるのかお聞きします。

3つ目は防災についてです。これまで防災につきまして、機会あるごとにお聞きしてきました。今回もテーマを絞り、お聞きしたいと思います。今回は避難所についてです。

町は地域防災計画書や地震ハザードマップを作成いたしました。学校体育館や公民館、い

わゆる避難者については35カ所、避難場所、すなわち学校グラウンドや公園、39カ所、計74カ所が地図で示されております。ただ、示されただけで、どのようにこれが機能するのか、あらかじめ町と住民、すなわち大字、自治会が共通の認識を持っていないと、有事の際は混乱になります。

そこでお聞きしたいと思います。ご答弁いただいたことは、しかるべきときに各大字にお伝えして、先ほど、町長もおっしゃられた協働・参画、一緒になってこの問題を解決していくというような方向になることを要望いたします。

それから、資料請求をお願いしまして、最近の備蓄資機材の資料をどうもありがとうございました。

再質問は質問者席で行わせていただき、理事者側には端的なご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それでは、1番につきまして順次、ご答弁、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、大型店舗ユニーとの各1番から7番までの協定につきましては、何ら協定を行っておりません。順次、1番から説明させていただきます。

まず、町内の業者の入店についてはどうかということでございますけれども、まず、ユニーのテナント本部開発導入部で業種、条件を含め、具体的な相談を受けるということで、現在、正式なことについてはまだ決まっていないということで、決まり次第、町の商工会なり公なところで報告していくということでございます。

2番目の……。

○3番（辻 誠一） すみません、ちょっと順次、いいですか。

ただいま、協定を行っていないということでして、1番に関しまして、商工会議所にご連絡があるというようなことでしたのですが、それはタイミングとか、何かご予定は聞いておりますか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今年度の秋ごろまでに新店長は決まるということでございますので、それまでにある程度のことを決めていくということで、今、詳細については何も決まっていないということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番(辻 誠一) ありがとうございます。次、お願いします。

○議長(東 充洋) 都市環境部長。

○都市環境部長(外川武彦) 2番目でございますけれども、アルバイトを含め、約1,000人の雇用が必要、上牧町民の雇用促進ということでございますけれども、まず、基本的にはテナントを含め、数百人規模で地元で採用したいというような考えがあるということでございます。今年度末より、職種、条件を告知、説明の上、来年度より順次、採用していきたいというような考えを持っておられるようでございます。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○3番(辻 誠一) はい、わかりました。私の聞いている範囲も約400人、数百人とおっしゃられました。それプラス、パートとかいろいろな短期間のバイトで合計1,000人ぐらいになると、これはすごい数だなと思っております。そして、ユニーさん側からもどんどん紹介してそういうことをしてほしいと私は答弁を受けましたので、あわせて申し上げておきます。次、お願いします。

○議長(東 充洋) 都市環境部長。

○都市環境部長(外川武彦) 3番目の工事中の学童通学路の安全性の確保の仕方ということでございますけれども、基本的には通学路の工事車両運行はないということでございます。ただ、1カ所、開発区域の東側の県道、南上牧河合線でございますけれども、あそこのところで米山新町線の接点が1カ所ございます。そこで、上牧第三小学校へ通う生徒が、横断歩道のところで一部、引っかかるということでございます。車両の出入り口につきましては、警備員を配置するとともに、学童の安全確保の最優先に努めるということで聞いております。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○3番(辻 誠一) わかりました。

工事がスタートしますと、関係者の車がどんどん来るんです。おそらく100か200かは来るでしょう。その駐車場とか、要するに第三小学校の前の通学路をどんどん来るようになるわけですから、その辺、業者の方にきちんと求めておきたいと思えます。これ、意見でございます。

次、お願いします。

○議長(東 充洋) 都市環境部長。

○都市環境部長(外川武彦) 4番目の最大見込み来客数、約1万人の店内安全管理対策として責任者の配置はどうかということでございますけれども、ユニー株式会社では、店舗の店

長、これは安全管理の責任者に任命するという事で、指示系統を明確にした上で適材適所に各種の免許等の資格者や担当者を配置して安全を期したいという事でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） そのとおり、よろしくご指導お願いしたいと思うのですが、要するに雑居ビルみたいなものですよ。だれが責任者かわからん。ところが、ユニ側は支店長を1人出しましたと、少し時間をおいてご答弁があったんです。何人か責任者おったってだめ。きちっとした1人、だれだ、こういうことをご指導願いたいと思います。これ、意見でございます。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 5番目の災害時、町の物資供給や避難所提供、また合同防災訓練などという事でございますけれども、奈良県内に既に出店をしております大和郡山店のアピタでございますけれども、そこでも同じような協定を結んでいるという事でございます。今後、当町ともそういった協定を結んでいきたいという事でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 私もそうお聞きしておりました。前向きに取り組むと。

ただ、加えるにユニーの人にお話ししたんだけど、例えば企業との合同訓練、これ、泉南市のイオンモールでございますが、こういうぐあいに積極的に取り組んでおられますし、このお話をたしか、申し上げたんだけど、こういうことも含めて、あるいは絶好の避難場所となりますし、単に物資の安定供給だけではなくて、こういう面もご指導していただくように求めておきます。これも意見でよろしいですが。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 6番目の現地より残土等の搬出しない施工法、根っこなどは場内でチップ化還元してという事でございますけれども、土砂につきましては場内バランス処理を前提に計画されておりますので、基本的には土砂の搬出はないという事でございます。また、伐採した樹木については、まず、必要に応じて材木として使用するもの、あるいはチップ処理するものにいろいろ分けて出すということに聞いております。根っこについては、これは産廃処理という事でございますので、すべてのものについては搬出するという事でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） そこ、ちょっとご答弁と違うな。

根っこもあこでチップ化するというのを村本さん、おっしゃったんです。極力、伐開土を出さない。土のバランスはもちろん、いい土はバランスして出ないようにするのは当たり前のことなんですけれども、悪い土、根っこの入った土、必要に応じて木は持っていく、あるいは根っこは搬出するというお話はあのとき、ご答弁になかったんですけど、また確認させていただきたいと思いますが、村本建設の上田さんという方だったかな、ご答弁されたんですけど、議事録、残ってませんか。ここだけちょっとお聞きします。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 今のご質問ですが、ユニーさんからは質疑応答の内容はいただいております。ただ、今議員がおっしゃっている部分についての記載というものはされていないということでございますが、今、根っこの処理でございますが、その部分につきましては、議員のご質問によりまして村本建設の工事担当所長の方に、具体的にどのように取り扱うのかという形で問い合わせを行っております。その中で根っこにつきましては、産業廃棄物処理が必要であろうかという形から場外へ搬出して処理をしたいと、こういうふう到现在のところ考えておるといってお聞きしたところでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ちょっとご答弁とは違ったような気がするんですけど、例えばクラッシャー、根っこチップスみたいな機械を持ってきて、そこで粉碎してやって、後で造園か何かに使うことをお話しした記憶があるんですが、そこ、ちょっと残念で食い違いがあったなということだけご指摘しておきます。

次、お願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 7番目の車のない方への対応として、バスの運行はどうかということでございますけれども、現在、奈良交通と協議をされております。場所、路線を含め、オープンまでには利便性向上のために対応したいということでございます。

また、宅配サービス等については、一部のエリアで実施されております。奈良県エリア、大和郡山店でも検討されておりますので、上牧店でも十分にこのことを検討していきたいということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 今、奈良交通さんと交渉なさっているということで、非常に安心いたしました。まして、あそこの五位堂へ行くやつとか、服部記念病院は少ないけど、上牧出合、朝方はた

くさんございます。あれをちょっと迂回して、2000年会館を通過して、アピタ上牧店の前を通過してぐるっと下りて、新町に、上牧役場に出ると。時間にしてわずか3分か4分ぐらいだと思います。ただ、バスレーンはちょっとさわらないかんかもしれませんが、それを含まないと非常にありがたいお話なので、例えば町がバスを購入するなんて言ったってまだお金がかかりますし、前のご答弁で町がバスもご検討も視野に入れているとかおっしゃられておりましたが、ぜひその方の奈良交通の方もぜひ強力にすすめていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 奈良交通さんの協議につきましては、町の方も若干加わっております。その中で、現在、考えておられますのは王寺駅発の部分と、できましたら五位堂からも発という形で路線を計画されているというのが現状でございます。そこで、五位堂駅からの部分につきましては、バスの停留所が必要だということから、現在、アピタさん計画店舗予定地の隣接する地域にバスと停留所の敷地等を確保するために検討されておると。それができないと、奈良交通さんの協議の中で、できましたら五位堂からもバス路線を開設したい、このように考えておられるということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） よろしく進めていただきたいと思います。それも設計の中に入ります。アピタの道路をつくってバス停をどこにするとか、そんな詳細も入ってくると思いますし、ぜひ、そういうのが前向きになるようお願いしたいと思います。

以上です。

次、お願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 工事着工と開業の時期は予定どおりかということでございますけれども、現在、開発行為の許可待ちということで、県庁の方へもう回っております。7月の下旬あたりには下りるであろうというふうな予測をしておるわけでございます。

開業については、ずっと言っておりますように25年の秋の予定ということでございます。工事着工、着手後、秋ごろに店長を決めて、店舗運営の総責任者として先乗りして開店に向けての実務的な作業をするというように聞いております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。ありがとうございました。

1番に関しましてはこれで終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それでは、順次お願いしたいと思うんですが、まず、5月末で締め切られた町民募集の結果、何人ぐらいで、お名前ぐらいまではあとで公表できるかどうか難しいかもしれませんが、またお聞きしたいと思います、どのような状態であったか、そして、いつごろスタートなされるのかお聞かせ願います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 公募の結果、10名の方が応募していただきました。

年代別で言いますと、70代の方が5名、60代の方が3名、50代の方が1名、30代の方が1名でございました。男女別で言いますと、男性が5名、女性が5名でございます。この方、10名の方、全員、一応検討委員になっていただく予定をしております。

それと、その10名に加えまして、文化協会など開館後に利用される可能性がある団体から、またそれから、ペガサスホールのこと詳しい人がアドバイザーとして入っていただきたいなど考えておまして、十二、三名でスタートしたい、時期としては7月ごろのスタートになると思います。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） お聞きしますと、かなり高齢者の方が多いですね。70歳の方が5名か。もうちょっと若い方がいらっしゃったらいいなと思いましたが、お聞きしておきます。

それで、次に入りますが、再開の目的と位置づけ、どういうふうなことを検討していけるのか、その辺、2番目をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 再開の目的でございますけれども、文化センターは町民の文化意識の向上及び住民相互の交流を図ることを目的に設置されたものでございます。その目的達成のために再開するものでございます。それから、検討内容ということでございましたけれども、住民に利用していただきやすい、そのためにはどのようにしたらいいのか、できるだけ住民が利用しやすい方法、費用がかからないようにするにはどのようにしたらいいのかといった内容、それから、再開する時期についても一応、検討していただく予定をしております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 今、おっしゃられた目的はそのとおり、条例にも書いてあるとおりなんですが、最後、おっしゃられました住民のために安い場を提供するというので、ぜひ、条例

の改正、施行規則ですか、施行令ですか、非常に料金表、上がってます。他市町と比べ、やはり、あのものでしたら少し、高い部分があるわね。王寺なんか比べまして、規模とかにもよりますが、その辺、今のご答弁で条例の方の見直しも含めてやっていただけたらと思うのですが、そのとおりですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 使用料の見直しという議員さんの質問でございますけれども、今のところ、使用料の見直しを行う予定をしているわけではございません。もちろん、検討委員会でそのことにも触れられるかもわかりませんが、今現在、事務局として、使用料の見直しというよりも、使用料以外にかかる経費について、例えば、照明1つ当てるにしても音響にしても、専門の技術者を雇ってくる必要がございます。そういった使用料以外の経費についても軽減できるように検討していただきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。できるだけいい方法でご検討していただきたいと思えます。それに従って、今、条例改正は考えていないとおっしゃられましたが、やがてそういうことであれば、検討の変更も必要と理解しました。1つはその委員長はどなたになるのですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まだ、1回目の会議が開かれておらないわけで、委員長は決定しておりません。委員の中から互選で選んでいただきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。これからの検討でございますので。

基本的にはできるだけ音楽とかそういうのが本当にお好きな方でやっていただきたいですね。河合町もそうです、まほろば、王寺町のやわらぎも、本当に音楽の好きな方がやっつけらっしゃるわけで、ぜひともそういう方がいらっしゃるといいなと思います。

次に行かせていただきます。ペガサスホールの運営管理方法について。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 再開した後の運営方法ということでございますけれども、当面の間は自主事業は行わないで、貸館のみの運営でやっていきたいと、町はこのように考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番(辻 誠一) わかりました。自主事業は行わないというのは、どこかのイベント屋さんイベントをやるということですか。じゃなくて町の行事、ちょっとすみません。

○議長(東 充洋) 教育部長。

○教育部長(竹島正智) 民間の事業者が自分で事業をやられるのはいいんです。ペガサスホールはお貸ししますけれども、町が直営で芸能人とかを呼んで興行を打つということは当面、行わないということでございます。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○3番(辻 誠一) わかりました。お聞きしておきます。

そうでないかなりの費用になると思いますし、おのずとそういう方向になるのではないかと思います。

4番目、許容できる歳出増、どのぐらいの腹づもりをもっておられるのか、お願いします。

○議長(東 充洋) 教育部長。

○教育部長(竹島正智) 許容できる腹づもりというよりも、実際にどの程度費用が絡んでくるかという答弁になるかと思えますけれども、電気代を中心に光熱水費で約600万円程度、増加するであろうと思えます。それから、委託料として1,500万円余り、それからもろもろを合わせましても、マックス2,500万円以内にはおさめたいと考えております。これは、今閉館している部分からの増加分が人件費を除いてマックスで2,500万円以内に抑えたいというふうに考えております。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○3番(辻 誠一) 今、部長より、かなり具体的にいろいろお聞かせ願ったんですが、これ、平成17年度の決算で大体1億円かかっていたんです。一番多いのが委託料です、4,000万。その次、需用費で約1,900万ほど、これは光熱水費が1,500万円ほど、あとは人件費、職員手当、これが1,000万円ほどかかっておりました。やり方によってそれを極力下げていくということで、でも、どうしてもかかる費用、光熱水費、約1,500万ぐらいじゃなかったかな、これ、18年度のデータですが、電気だけで毎月100万もかかるんだよね。今や光熱水費600万ぐらいに抑えたいということだったんだけど、何か、名案、手立てがあったんですか。

○議長(東 充洋) 教育部長。

○教育部長(竹島正智) 600万ぐらいというのは、今現在、約600万ぐらいかかっておりますので、さらにあと600万ぐらい増加になる、約、最大1,200万にはならないですけど、1,000万ぐらいはかかるんじゃないかという計算をしております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） もう一度確認しますが、光熱水費のところでは、1,100万ぐらいはしょうがないなど。これは当然、かかるでしょうし、それぐらいの腹づもりですね。あと、おっしゃられたのは、委託で1,500万ですか。それから、何かで合計2,500万とお聞きしたんだけど、ほかに何かおっしゃられましたっけ。もう一度、すみません。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 主なものは電気代と委託料でございます。そのほかにも消耗品とか通信運搬費、それから予約システム等の機器のリース料等々、最大でも2,500万の増加ということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） あと、職員の手当てとか、その辺はどのようになるんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 現在、中央公民館に職員を配置しております。中央公民館は原則5時までなんですけれども、文化センターは夜間も貸し出しということになるんですけれども、当面、貸館のみということで、できるだけ現状の職員で頑張っていっていただきたいという思いを持っている。若干、夜間開放の部分でどうなるかということは詰めていかなければならないと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 現在、3人いらっしゃるんですしたっけ。4人ですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 4名でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 現時点でできるだけ現状体制で行きたいと、すばらしいと思います。おそらくそれだけでは足りない部分も出てくるかもしれませんが、そういう姿勢で臨んで、できるだけ経費を下げ、再開に向けたたいということはわかりました。

どうもありがとうございました。

2番、終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 大きい3点目、防災についての1つ目の項目、避難所に備えるべき資機材、備蓄用品はというお尋ねなんですけれども、今回、作成いたしました地域防災計画

の中で、第4節で災害抑止のための計画というものを定めております。その中の第8項、物資確保体制整備計画で、町の備蓄、住民の備蓄、そして流通備蓄というように物資の大きなくくりの分類を図っております。

お尋ねの避難所での公民館、老人憩の家、学校施設等々での備蓄につきましては、災害時、緊急に必要な物資ということで、食料、飲料、生活必需品、医薬品と定めております。それと資機材では、緊急給水資機材、それと生活関連資機材、その他工具類という形で定めております。きょう、お渡ししております資料の中にもそれを明記しているんですけども、まだまだ整備が必要な部分がございますので、今後、地域防災計画の中で今、説明いたしましたように計画を立てながら拡充していきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 今、ご説明のありました4節の8項、今、そこまで私、読んでおりませんで恐縮ですが、いろいろなものが上がっていると、もろもろおっしゃられました町が備えるべきもの、あるいは町民が備えるべきものです。全くそのとおりだと思います。全部が全部、町では無理かと思われれます。また、逆に、住民の意識向上にも自治会から、各大字から提供するものもあるのではないかと考えます。そこで、現況はどうなっているか。例えば、今、部長おっしゃられたのは、紙に書いているわけやね。例えば上小にどんなものが置いてあるんだか、その辺、具体的なことはどうなっていますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今回、お示ししている中で、各備蓄品、それとは別に管理場所を区分して明記しております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 確かに資料をちょうだいいたしまして、役場の管理する、ここに何が置いてありますとかいうのはわかるんですが、じゃ、これを避難所にだれがどう持っていくのと、何かあったときにここにあります、ここにあります、みんな取りに来るのかな。そうじゃなくて、あらかじめそういう大きな避難所、学校関係にはあらかじめ備蓄しておくべきだと思うんですが、この辺の考え方はどうなんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） いろいろなご意見ありがとうございます。

その中の考えなんですけれども、まず、管理する場所、管理場所という問題もございます。それともう1点、管理の期間、保管期間というものがございますので、今、一定の大きなく

くりの中で管理する方が場所、それと保管期間の中での管理ということでございますので、できるだけスムーズに使用可能な状況で対応できるのかなと思っております。ただ、今後、今、おっしゃった部分、分散という考えもございますので、それをこの計画の中でもお示ししておりますので、順次、検討いたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 本当にそれ、具体的にここに物があるんだから、それを分散して大きな学校ぐらいには持っていくのがいいと思うんですけど、これ、意見です。すみません。

例えば、王寺北小学校、どこに何が置いてあるか、こういう図になっているんです。私、あそこの校長先生、前、一緒に防災教育チャレンジプランでやっておりましたもので、防災教育に関しまして非常にご熱心な方で、たまたまお会いしたところ、あそこでは学校によって避難所の運営についてとか、運営組織とか、あるいは何がどこにあるとか、こういうことまで準備されておる。それとこれ、教育部長かな、教育長かな、こういう辺の進め方はいかがなものですか。もう少し、前向きに取り上げていただいたらありがたいかと思うんですが。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 現在、総務部の方で集中的に備蓄物資を備蓄していただいております。それが一定量に達しましたら、各避難所に配っていくのがいいのかなと私も思っております。前回の議会でも答弁いたしましたが、新たに防災倉庫を建築しなければならないこともありますが、現状、空き教室もございますので、そういうものを利用しながら各大字の公民館、あるいは小学校、中学校に一定量の備蓄物資が必要になってくるのではないかと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 部長、ぜひ、そういうことをおすすめていただきたいと思います。

これに関しては終わります。次、お願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 2つ目の災害対策本部と多くの避難所との連絡、情報収集についてお答えいたします。

地域防災計画の中で避難計画として、避難情報の伝達として、情報伝達手段を定めております。住民の避難勧告、避難指示につきましては、まず、自治会組織、そして消防団に伝達するということになっております。そして、防災行政無線による伝達、その次に広報車によ

る伝達、そして、ラジオ、テレビ等での伝達という形で計画をしております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 部長、おっしゃられた伝達、こう一方通行はいいんだけど、そうでなくて今、現状把握して、逆に町役場は情報を収集せな、今、避難所に何人来はって、どの人がいるか、そういう情報が本部には要ります。避難所からの情報を吸収するのはどうするか。これは町の方ではとても数が多いからできないでしょう。住民さんにやってもらわないかん。自治会の人に、各大字でやっていただかないかん。こういうことをあわせて、もちろん、ご返答いただくのは当然だけど、そういうことを町民さんに知らせると、各自治会長さんにお知らせすると、とてもそんなのは間に合わないから、こういうときは、自転車でもいい、歩いたり走ってきてこっちに伝えてと。町は被害状況を把握しないといかん。それだけではなくて、情報収集という意味で、お聞きしたわけなんですけど、ぜひ、町民さんの方のご協力を得ないかんと思うんですが、部長、いかが。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、私、情報の伝達ということで、また、災害が起こってからの情報収集というご意見と思うのですが、それは当然、県の関係機関、そして自治会、消防団との協力を実施いたしまして、情報収集を行うということでございます。ただ、被害が甚大な場合は、その状況の中ですべて情報収集ができるのかできないのかという問題も当然、ございますので、その場合は県に応援を依頼するという計画になっております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それはちょっと部長とすれ違ったかもしれません。県はいいんだけど町は現在、上牧町の状態がどうなんだということを把握せないかんのです。それを見て、県に対応すると思うんだけど、例えば、松里園が今どういう状態になっています、片岡台はどうなっています、葛城台はこういう状況ですというようなことを集約せなあかんと思うんですけど。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 私の説明不足かも知れませんが、基本は重々わかっております。情報収集はすべて行います。ただ、その中でまだもっと情報が必要な場合、人材的な問題もございまして、人為的な問題もございまして、よりの確な対応をするために、県にも応援を求めて情報収集をより細かくするというところでございますので、今、おっしゃった意見は、当然町の中で対応すべきものでございますし、より、拡充するためには県もお願い

する体制づくりはありますということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。いろいろな包括的にご説明いただきましたが、その足元からそういうことを絶えず、住民さんとか自治会長さんに、例えば自治連合会の集まりか何かで十分伝達していただくように求めておきたいと思っております。意見でございます。

その次、お願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 災害福祉避難所への二次的な避難の方法ということでございますが、介護の程度から一般避難所への収容が適切であるのかないのかという判断を行いまして、まず、災害時の要援護者につきましては、福祉避難所への収容を行う予定でございます。ただその中で治療等が必要という判断をした場合は、病院とも協議を結んでおりますので、その連携の中で福祉避難所へではなく、病院への搬送計画をしております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 今、部長の一番最後の質問とラップさせてお答え願ったんですが、これもそういう要援護者の方をだれが搬送するのか、町だけでは対応できない、だから、要援護者の方を各大字でこちらへ連れてきていただけますとか、そういう話を日ごろからやっておいて、皆さんに周知徹底すべきと思うんです。何もかも町がやるといったら大変でございますし、町はそれだけで対応し切れませんので、ぜひ、住民と一体となって、そういうときはどうぞ連れてきてください、気をつけて来てくださいますとか、あるいはこちらから消防団に回しますとか、いろんなことを含めて共通の認識を確立していただきたいと思っておりますが、部長、お願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、いろいろご意見いただいております。

この要援護者の名簿づくりといいますのは、すべて公助、役場、自治体が要援護を必要な方を福祉避難所もしくは病院に運ぶ、搬送するということではございません。地域防災計画の中で、近隣の住民の方が要援護者がおられるとまず認識をしていただく、その自主防災組織の中で、その方の対応、今後、災害が起こったときにどういうふうな形で避難所、もしくは病院に運ぶのかということを検討していただくという、この流れの中で、これは共助でございます。今、おっしゃったように、公助の中ですべて対応できるのかといいますと、これは到底無理な状況になると思っておりますので、まず、地域で要援護者の方の自覚、また認識をし

ていただいて、どういう形で病院へ運ぶ、移送するのか、それともどういう対応で避難をするのかというお考えをいただいて、その情報をいただいて、その連携をするのが町の防災本部の流れということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 部長のおっしゃることは全くそのとおりと思うんですけど、実際に何かあった場合はそんなこと言ってない場合が来ます。ですから、あらかじめそういうことを町と住民と共通の認識を持っていただかないと慌てますよということだけを申し上げて、この問題は終わらせていただきます。

次、西和養護学校の件をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 西和養護学校の夜間の開錠方法等なんですけれども、西和養護学校におきましても、地震発生時の安全確保ということでマニュアルがございます。その中に勤務時間外に地震等が発生した場合は、県の防災計画に沿って対応するよということと定めておられます。また、その中で避難所として学校を使用する場合は、日ごろから避難所となる場合を想定して、地元の市町村の防災担当者もしくは自主防災組織と連携をとって、協議を重ねて対応しなさいということになっておりますので、この辺、できるだけ漏れのないように協議を進めて、確実な対応をしたいと思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） そのとおりだと思うんですが、実際にその養護学校のかぎ、町の職員とかが持たせていただけるものですか。そんなことを言っている場合に、何かあったときには間に合いませんので、かぎを破って入っていいのか、ぶっ壊したらだれの責任だとか、そういう意見もいらっしゃるし、住民さんもいらっしゃいますので、建前はいいんですけど、じゃ、実際、このかぎが非常時に使ってくださいと。総務部長、どうぞお貸ししますとかいうようなところまではいかないんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 実際の対応なんですけれども、災害が起こった場合、かぎを壊す、門扉を壊す、この状態ではそんな関係なしに使用できると思うんです。ただ、中途半端な震度4とかその辺はどうなるかという問題でございまして、震度6、7となりますと、そういう状況じゃなしに使用してくださいということですので、それは問題がないと思うんです。かぎの管理は校長、教頭、それと事務長が保管されているということでございますので、今、

先ほど言いましたのは、その辺の連携もとって、できるだけ町の施設ではないですけども対応できたらいいなということで、お願いするという予定でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） いろいろなことをご答弁、ありがとうございました。

要するに、あらかじめ町の考え方と住民の考え方が一致していないと、とんでもないパニック状態になりますので、あらかじめこういうことになりますんで、自治会さんよろしくお願いしますとか、そういう共通認識を極力持っていただくようお願いしたいと思って、質問を終わらせていただきます。

私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、3番、辻議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） 再開いたします。



◇石丸典子

○議長（東 充洋） 5番、石丸議員の一般質問を許します。

石丸議員。

（5番 石丸典子 登壇）

○5番（石丸典子） 5番、日本共産党の石丸典子です。

ただいまから一般質問の通告書に従って質問を行います。

今回は2点になりますけれども、まず、1点目のペガサスホールの活用について、この件につきましては午前中の議員からも質問がありましたけれども、少し観点を変えてお聞きしたいと思います。

ペガサスホールにつきましては、平成18年度から財政の集中改革プランの一環で自主事業

が廃止となりました。そして、平成18年7月1日からは、エントランスロビーの使用料が新たに設定されたところです。ペガサスホールの3割の使用料の設定とされました。ところが、翌年の平成19年4月、新しい年度にはペガサスホール休館ということになり、ことしで丸5年を経過いたしました。私は、平成19年3月議会で、施設の有効活用ということで、ペガサスホールを有効に活用ということで質問をさせていただいたところです。平成19年当時の担当部長からは、お金のかからない方法で開館を検討していかなければならない、赤字と公債費が減少すれば考えていく、このような答弁でありました。多くの町民の方々からも文化活動の拠点となるペガサスホールの再開を望まれていることは確かであります。今回、5月の町の広報におきまして、ペガサスホール再開に向けた検討委員が公募されました。ホールの活用について、町の方針と検討委員会の進め方をお伺いいたします。

2点目は子育て支援についてです。今、開かれています国会で審議をされています子ども・子育て新システムの関連法案でありますけれども、これの大きな特徴は株式会社の参入を進めるのが大きな特徴です。ほかには1、園と保護者の直接契約制、2、親の収入によって保育内容に格差が出る、3、規制緩和で保育環境が悪化する、4、総合こども園、幼稚園と保育園の一体化の新設などが挙げられます。保育を市場化するこの制度はさまざまな問題があります。保育の産業化ではなく、公的制度として財源を充てた子育て支援とすべきだと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

以上の内容であります。再質問につきましては自席、質問者席から行わせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それでは、1項目から答弁をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、ペガサスホール再開の町の方針と検討委員会の進め方についてご質問でございます。町の方針といたしましては、午前中には述べましたけれども、町の自主事業は当面の間行わず、貸し館のみで再開する計画をしております。

それから、検討委員会の進め方でございますけれども、7月からおおむね月1回程度で、年度内に結論を出していただけたらと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 午前中の質問であきらかにされたところでは、公募の委員、応募10名があり、そのまま10名検討委員になっていただくと。そのほかに文化協会の担当の方、あるい

はアドバイザー的な方をプラス10名のほかに2、3名予定されているということでありましたけれども、これ、貸し館事業でオープンを前提とした検討委員会というふうな理解でよろしいですか。中には費用がどのくらいかかるかで開館は難しいということもあるかと思えますけれども、その辺についてはどのように考えておられますか。財政計画です。既に閉館で5年を経過しておりますけれども、検討期間は私は少なくとも何年か要するというふうな理解をしているところですが、そのオープンまでにかかる費用と今後、あけたときの財政計画、どのように見ておられますか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、オープンまでの費用、まず1番目の質問では、オープンを前提とした検討委員会かということをございますけれども、募集した委員さんの意見の中に、すぐさま開館すべきでないという意見の方も委員の中には入っておられます。そういう方の意見も十分取り入れまして、結論を出していただきたいと考えております。町長はオープンの時期についても検討課題の1つにしてもらえということをございますので、いつオープンするのがいいのかも含めまして、検討していただきたいと考えております。

それから、オープンにかかる費用でございますけれども、これは経常的な経費につきましては午前中で申し上げましたけれども、光熱水費、主に電気代で600万、それから委託料で1,500万余り、それからもろもろの経費を含めまして2,500万までに、今の経費に加える額として、2,500万までに抑えたいということをございます。

それから、もう1点、開館までに伴う修繕費と思えますけれども、それがどのくらいかかるかということをございますけれども、これはまだ、これから調査に入っていただきまして、そこでないと修繕費につきましてはまだ見積もりはできておらないというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 運営費のことで説明がありましたけれども、現在の費用プラス2,500万円以内に抑えたいというふうなご説明がありましたけれども、文化センター費の決算書を少し調べてみますと、平成17年度決算では文化センター費用、全体で1億円です。平成18年度は自主事業が廃止されましたけれども、決算額7,300万円となっております。この中で人件費、町の担当職員等も入っておりますけれども、これが約2,500万、光熱水費が約1,400万、保守管理委託料で2,700万というふうなこと、大きなところではこのような割合になっております。それで、人件費を省きましても、単純に運営費、自主事業廃止の貸し館事業だけでも年間4,000

万から5,000万円かかるのではないかというふうに見込んでおりますけれども、そのような理解でよろしいですか。現在の状況プラス2,500万円以内に抑えたいというふうなご説明がありましたけれども、そのような理解でよろしいですか。多く見積もって5,000万、4,000万台の保守管理委託した場合の委託料が要するというふうな、平成19年度決算、平成18年度決算からはそういうふうになりますけれども。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） もう既に閉館しておりますも、電気代も当然、中央公民館、図書館を開いておりますので、電気代、水道代もかかっております。それから委託料につきましても当然、施設管理、保守管理委託料も現在も支払っておりますので、その差額といたしましてあと2,500万は必要であろうというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 委員会の進め方というところで、7月から月1回開かれるということですがけれども、まず、その財政状況の説明でありますとか、自主事業が廃止になった経緯でありますとか、休館になった経緯等もしっかり委員さん方には資料も示していただいて、ご説明が要ると思いますけれども、午前中からも計画段階から参画をしていただくということの質問もありましたけれども、やはり、そういう資料を委員さんの前に示して、ある程度の、住民さんに決めていただくということではありますけれども、ある程度の大まかな町の方針はまず、初回の検討委員会で説明が要ると思いますけれども、それはそのような進め方をされますか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今、石丸議員がおっしゃいましたとおり、オープンした場合、経費がどの程度かかる、なぜ、あの施設が休館になっているかといった説明をまずいたしまして、それでもなお、開館に向けて進みたいということでございますので、町の財政状況も含めまして、いつからオープンするのが適当なのかも含めまして検討していただきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 町では現在、人材バンクの登録ということで、今、募集をずっと継続的にされているようですけれども、この人材バンクの登録者の活用、この私は関連があるのかなというふうに感じて人材バンクの登録制度というのを見させていただいたんですけれども、これについては関連がありますか。特別ないろんな資格がある方と町内にいらっしゃる方、

登録していただくということで、町民から紹介があれば、問い合わせがあれば紹介しますというふうな趣旨のように書いていただいていますけれども、そういう町の行事であるとか、例えばペガサスホール再開に向けた、そういう取り組みでの活用というのは関連があるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） ちょっと午前中、ふれさせてもらったんですけども、今後、検討委員会で検討していただく項目の中にできるだけ利用される方が費用がかからないようにするにはどのようにしたらいいのかを含めて検討していただくということの中に、例えば照明であるとか音響であるとか、非常に特殊な大型の機械が入っておりまして、借りたいという方が自由にそれを作動するというのは現状、難しい。プロを新たに雇って、使用料以外にそういう照明のプロ、あるいは音響のプロを新たに雇うとなれば、大変負担も大きくなるということから、今、人材バンクの登録も含めましてそういうボランティアの活用、ボランティアを育成していくということも1つ、考えていただきたいなと思っております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 将来的にはそういうボランティアの方も活用、参加、協力いただけるような形が望ましいと思われまますけれども、私はなかなか時間がかかるものだと思っておりますので、それと、確かに町の施設で有効活用ということで、活用するのが最もいいというふうに思いますが、一旦開きましたら、なかなか再度、閉鎖をするということではできませんので、財政状況、費用なども十分検討していただきまして慎重な検討を、オープンに向けたということではありますけれども、慎重な検討をされますようによろしく願いをしておきたいと思えます。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 先ほども申し上げましたけれども、現在、町が置かれております財政状況等も検討委員会の皆さんにお示しして、再開するにはどれだけの費用がかかる、ランニングコストがどのくらいかかる、それから、できましたら先ほど議員がおっしゃいました修繕費、長らく休館していたために、臨時的な修繕費、どの程度がかかるのかも終盤にはお示しして、できるだけお示しした上で再開の時期等を検討していただきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） また、検討の内容等は議会にもご報告をいただきますようよろしくお願い

いしておきます。

それでは、子育て支援についてご答弁をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 子育て支援につきまして、6月15日の実務者協議におきまして、消費税関連法案の修正協議の結果、幼稚園と保育所を一体化した総合こども園を創設する案は撤回され、認定こども園を拡充するとされたようでございます。また、政府案では、自治体の財政事情などにかかわらず、一定の基準を満たせば必ず保育施設の設置を認める指定制を導入し、施設を増やす方針でございましたが、今回、撤回されました。政府は今の認可制の改善で対応するとしておりますが、詳細の詰めはこれからの調整という状況と判断をいたしております。

ご質問の保育を公的制度として財源を充てた子育て支援とすべきだと考えますが、町の見解はということでございますけれども、おっしゃるとおり、保育行政につきましては公的制度として財源を充てるといった子育て支援が重要と考えます。行政は公立認可保育園に助成をし、経済的に支える責任がございます。また、保育料は親の収入の多寡により保育が受けられない、保育の質が異なることのないよう不平等を生じさせないことが行政のつとめと考えております。町といたしましても、今後も幅広い育児支援の量と質の拡大をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） この保育制度につきましては、これまでさまざまな制度変更、また補助金制度の変更などがありましたけれども、今回、出されておりますこの子ども・子育て新システムの法案ですけれども、これは保育を市場化するものだという批判を反映して、総合こども園ということで、株式会社参入を進めるというところについて特に撤回をされたということですが、これは、消費税増税と一体の社会保障の改革の目玉の一番大きなところでありますけれども、しかしこのシステム、法案を出されたのが待機児童の解消ということで、上牧町は現在、待機児童はいないということを聞いておりますけれども、都市部においては特にゼロ歳児からの保育で待機されている方が大変多いということで、こういう法案が出てきておりますけれども、このような総合こども園ということで、保育所と幼稚園を一体化しても、果たしてゼロ歳児を優先に受け入れられるかということ、そうではないということで、国会の答弁でも待機児童解消にはならないということが問題となっておりました。5

月13日には東京の明治公園で保育関係者、また子ども連れの保護者などが全国から親子連れも含めて6,000人が集う、「いりません！保育を産業化する子ども・子育て新システム」ということで、そういう大きなフェスティバルも開かれたところですが、やはり、こういう保育関係者や保護者の批判を反映したものだということで、今回、民主党、自民党、公明党3党の合意でこのような新システムの一部を修正すると。消費税増税で突き進むというふうなところは大変問題だと思います。

この間の保育制度の変換でありますけれども、これまで国で対応されてきました待機児童対策として、まず、定員を超えた受け入れということで、定員を超えても受け入れるということが行われておりました。また、保育士の非正規化ということで、パートの保育士さんの割合が大変多くなったということもあります。また、規制緩和ということで、営利企業の参入と民営化など進められました。それと、上牧町でもかかわってきますけれども、特に公立保育所に対する国庫負担の廃止ということで、民営化が進んできましたけれども、これは平成16年です。公立保育所の国庫負担が一般財源化されました。上牧町ではこの後、平成19年の4月から、これも集中改革プランと財政建て直しの一環でありますけれども、旧の第三保育所を指定管理者制度へということで民間委託されました。現在は完全に民間に売却というところで、完全民営化になっております。そして、平成21年には第二保育所が民営化されたということで、公立保育所の民営化が進んできたということでもありますけれども、認定こども園ということで、今、制度がありますけれども、県の方で認定されるという幼稚園と保育所の一体ということで、県下でも幾つかのところが進められているところですが、これはどちらか低い基準に合わせるということで、本当に保育、また幼稚園教育がそれぞれ必要なところでサービスが提供できるかというところで大変問題だと思います。それで、上牧町では現在、町立の保育所としては1園だけになっておりますけれども、今後、上牧町としてはこの保育行政をどのように考えておられますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 先ほどもお答えさせていただきましたが、今後につきましても認可保育園、これに助成をして、町といたしましては今後も幅広い育児支援の量と質、大きくはサービスの安定、それから質の確保、拡大をしてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 児童福祉法の第24条では、市町村の保育の実施への責任がうたわれているところではありますが、今回、出されている新しい子ども子育て新システムという

ころでは、市町村の役割、国と市町村の役割を形骸化させるというところでも問題でありま
すけれども、市町村は保護者の労働または疾病その他の政令で定める基準に従って、条例で
定めておりますけれども、保育に欠ける場合には保護者からの申し込みがあったときに保育
所で保育しなければならないということで、町の保育の実施義務というところ、実施責任が
うたわれているところですが、これをしっかり今後も町として守れるようによろしく
お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃるとおりでございます。先ほども申し上げましたが、
町といたしましても今後も幅広い育児支援の量と質を町として行ってまいりたいと考えてお
ります。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 一部、修正案が出される予定ということでもありますけれども、国の子育
てに対するしっかりとした財源確保をして、認可保育所を建設できるような費用を充てない
というところで、待機児童の解消ができないというところは明らかでありますので、この辺
については、私も国の方にも意見を上げてまいりたいと思います。

これで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 5番、石丸議員の一般質問を終わります。

35分まで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時35分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。

◇富 木 つや子

○議長（東 充洋） 8番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

(8 番 富木つや子 登壇)

○ 8 番 (富木つや子) 8 番、公明党、富木つや子でございます。ただいま、議長の許可が出ましたので、これから通告書に従いまして一般質問をしてみたいと思います。

午後から暑い議場の中ですが、暑さにめげずにやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

初めに被災地について少し触れさせていただきたいと思ひます。今、東日本大震災の被災地では、被災地に希望の花を咲かせようとボランティアによる桜の植樹や花を植える取り組みが行われています。甚大な被害を受けた岩手県陸前高田市では生き残った自分たちが震災を風化させてはいけないと、家族や多くの知人たちを亡くした青年たちが中心となり、昨年の秋から津波の最終到達地点を桜で結ぶプロジェクト、桜ライン3.11、1万7,000本の桜の植樹をとおして、津波の恐ろしさを後世にとどめる活動が進められてきました。早咲きの桜はこの5月に被災地に見事な希望桜の花が咲き誇り、絶望感から立ち上がった被災地の青年の見事な行動と姿はふるさとへの復興への勢いとなっています。この感動的な青年たちの活動を通して、人を救うのも支えるのも、政治の力よりもまず人であるということ、そして、それぞれが置かれた場所で与えられた役割を果たす勇気を改めて教えられた気がいたしました。それでは質問に入ります。

東日本大震災を機に防災、減災への意識が高まる中、首都直下地震や東海、東南海、南海連動地震などへの備えが急がれています。その一方で、生活の基盤となる道路や橋などの社会資本の老朽化が問題となっています。日本の社会資本は1950年代後半から高度経済成長期に集中して建設されていたため、例えば2029年度には建設から50年以上を迎える橋や高架、高速道路などが約51%も占めると見られます。老朽化時代を迎え、放置しておけば大きな被害に繋がり、経済的にも大きな影響を及ぼします。首都直下地震や東海、東南海、南海連動が連発した場合、被害総額は最悪で700兆円に達するとまで言われます。昨年の国内総生産が約508兆円ですから、1年以上の経済価値が消滅するのと同じです。

そこで、公明党は防災減災ニューディールを提唱しています。大災害に対応するため、防災、減災に向けた施策の工程表を示した上で、老朽化した社会資本再整備に集中投資します。災害に強いまちづくりを進めて、国民の生命や生活を守るとともに新たな需要を送り出すということで、景気低迷が長引く日本経済の活性化にもつなげ、経済効果も期待されるところでございます。平成19年、国土交通省は橋梁の安全、信頼性の確保と財政負担の軽減を目的に予防保全への転換を促す計画策定支援制度を創設、地方公共団体は管理橋梁について、長

寿命化修繕計画を策定、方針が出されています。

そのような観点から、初めに命を守る社会基盤の整備として、(1)安全、安心のまちづくりについて、上牧町民の生命と財産を守るために公助の基盤になっている町内の道路や橋梁などの老朽化対策、長寿命化に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

(2)交通安全対策の強化について、登下校中の子どもたちが巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いで起こっています。京都府の亀岡市で市の軽自動車が集団登校の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負うという悲惨な事故や、千葉県館山市でも同様の事故が起こったことは皆さんの記憶に新しいと思います。警察庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は昨年1年間で2,485人に上り、その数の多さに驚かされます。これでも、各5年の内でも最も少ない数といえます。町内の通学道路の安全確保と対策などをお伺いいたします。

次に、町内の危険箇所道路や交差点の安全対策でございます。町内を車で走行しておりますと、朝夕の通勤、通学時間に通行量の多い道路では、歩行者の安全の確保ができていない危険箇所や学校周辺にある危険度の高い交差点、また、多くの児童、生徒が横断歩道を渡っています。各危険箇所の安全対策と大型店舗の開発の影響にある安全対策について見解をお伺いします。

以上が質問の内容でございます。再質問については質問者席で行ってまいります。担当課におかれましてはご答弁、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、1点目の町の管理の橋梁数と点検管理の現況についてということでございますけれども、町管理の道路橋梁の数につきましては、現在、23の橋がございます。また、日常の点検につきましては、道路パトロール時、目視による点検等を行っております。また、昨年に道路台帳のデジタル化にあわせまして、橋梁台帳もデジタル化を行っております。

また……。1つずつでよろしいですね。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、23の橋梁ということでお伺いをいたしました。この橋梁についてなんですけれども、現況なんですけれども23ということですよ。点検についてはパトロール等ということで夏にしておられるということなんですけれども、このパトロールされて、その後の

対策といたしますか、そのようなことは今まではどんな形で、一般財源ということになると思うんですけども、どれくらい大きなもの、そういうこともあったのかどうか、ちょっとお願いいたします。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 現在までに大きな補修というものは行っておりません。ただ、本年度につきまして、外町橋でございますが、その分につきまして、橋と橋の間の接続部分、その部分についてゴムがはみ出しておったというふうな例がありましたので、本年度、予算を計上させていただきまして、その部分を補修する予定でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今回なんですけれども、長寿命化策ということで、19年度から行われておりますけれども、これはこれまでインフラというのは、今、日本では経済成長期に1960年から70年代に集中的に整備されているということで、これを放置すれば、本当にこれから大震災が起こったときに大変な費用をかけてかけかえなり補修をしなければならないということで、国土交通省がこのようなことを、やはり早め早めのうちから予防していきながら、するために長寿命化というのを打ち出しております。

奈良県についてもこの現況なんですけれども、1万526橋あるということなんです。道路橋があって、その橋梁の多くはやはりこの高度成長期ということで、1950年代の後半から1970年代前半に建設されており、これも築建設後50年を経過することでも想定しなかったような危険性、劣化があって、損傷の痛みが激しくなっていくということで、危険性がある、住民の命、県民の命を守ることができなくなっていくということを奈良県でも言うておりますけれども、上牧町の場合、この23橋のうち老朽化50年、同じような状況に達する橋というのはどれくらいあるのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 質問の2番、3番の方には書いてあるかと思うんですけども、本町では現在、50年を経過した橋はございません。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 50年を経過した橋はないそうなんですけども、50年までに達するまでにもう少しあるということなんですけども、どれくらいで50年がたつ橋がどれくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 現在のところ、先ほど部長がご説明申しあげましたように、50年以上の経過した橋はございませんが、今後、20年後には約半数以上が50年を経過するだろうという形でございます、と申しますのも、架設した時期が特定できないという橋も、台帳の方、整備しておるんですけどもないものですから、半数以上が50年以上の経過した橋に達する見込みでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） まだ半数以上がこれから50年に達するというので、以前、お伺いしたときは30年ぐらいの橋が多いということだったんですけども、そういう判断でよろしいんですか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 今、申されましたその前後、微妙なところだと思います。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） どっちにしてもそのあたりで、もう20年すると50年に達していくという橋が半数ぐらいあるという理解でよろしいですね。わかりました。

それから、次なんですけれども、先ほど、奈良県では1万526橋、市町村ではこの中では8,286ということで橋があります。上牧町については15メートル以上の橋が23ということで、今さっき言っていただきました。この老朽化なんですけれども、全国的に、本当にさっき言ったように、言いましたけれども、建築後50年以上経過する社会資本の割合なんですけれども、2009年度で全国で8%、奈良県では15%、それから2019年になりますと全国は25%で、奈良県としては36%、2029年度では全国で51、奈良県で60%という大きな数字にやはりなっている。50年以上、達する橋がこれだけあるということで、統計がデータ上も出ております。やはり、このような橋を維持、管理していくということは、大変に先ほども言いましたように、何か損傷が起こったり破損が起こったりしたときに、やっぱり工事となると大きな財源を捻出しなければなりませんので、そのような状況はとてもしゃないけど住民の命を、町民の命を守ると言っても、やはりどうしても厳しい状況にはなってくると思います。このように、大事な資産の橋を安全な状態で維持していくためには、日ごろからの点検、計画的な補修ということで、かけかえが必要となってくるというふうな運びになるんですけども、このようなことから橋梁の今回、次に移りますけれども、2番目、長寿命化修繕計画の策定ということで19年から打ち出しておりますけれども、この点について、事業についてお願いいたします。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 長寿命化計画についてお答えいたします。

地方公共団体が管理する橋梁は先ほど申されましたとおり、高度成長期に多数が整備されまして、今後、老朽化した橋梁が急激に増加することから、従来の事後的な対応から計画かつ予防的な対応へと円滑な政策転換を図りまして、橋梁の長寿命化並びにコストの縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性、信頼性、また災害時の防災対応という形でも取り組むべき施策として長寿命化修繕計画策定事業というものが設けられております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ことしの24年度の3月議会のときに予算として、これは3月の予算委員会の資料なんですけれども、長寿命化修繕計画の策定事業委託料ということで上がってきております。これは23橋の中から11の橋について委託料が200万上がってきておりますけれども、この点についてご説明していただきたいのですが。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 本年度は国の補助金制度を活用いたしまして、今、申されましたように橋梁23橋中、延長が15メートル以上の主要橋梁11橋を本年度に点検実施する計画であります。来年度はその点検結果をもとに長寿命化計画を作成いたしまして、その後はその計画に基づきまして修繕工事を実施する予定でございます。また、主要橋梁以外の部分でございますが、その部分につきましても、主要橋梁の長寿命化計画の進捗を見せながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、説明していただきましたけれども、11橋、ずっと今回、出されております。来年度についてはまた、点検等踏まえた上で長寿命化の施策を利用して、事業を利用して予防保全ということやと思いますけれども、それをやっけていながら、上牧町としての安全対策を進めていくという判断をさせていただいたのですが、それでよろしいですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今、課長が語る説明いたしましたとおり、順次、計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今度、11橋、すみません、こだわらせていただくんですけど、これは順番的に23のうちから11出されているということは、老朽化が激しいというもとに出されて

いるということなんですか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 先ほど申しましたように、橋の長さが15メートル以上の主要橋梁の部分について実施するものでございます。それと1カ所、15メートル以上で畠下橋、金富地区のところにある橋でございますが、この部分については王寺町さんの方でやっていただくというふうになっております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 大規模な改修補修を行うというのは、本当に事後保全になると大きな予算が要するという事です。今回、だいぶと事後保全から予防保全にすると、かなりの財源が軽減されると思いますけれども、奈良県についてもこれ、老朽化して対策をしていかなければならない橋梁については、このまま放置すると安全確保できない、またかけかえをするとならば資産的には今後、50年間に1億、1,320億円がかかるということで、それが今後、予防保全にすると、かなりの削減につながるということでおっしゃってございましたけれども、上牧町のざっとさっき数字的にはちょっと難しいかなと思うんですが、そのあたりの説明をしていただけますか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 橋梁の耐用年数というのは定まっておらないのが実情でございますが、仮に50年を1つの耐用年数をとらえた場合に、長いスパンで申しますと50年、100年たちますと1回、150年たちますと2回のかけかえが必要になるだろうと。それを先ほど申しましたように、計画的、予防的に長寿命化計画を策定して、事前もしくは悪いところを補修、修繕してまいりますとその回数が減ってくるだろうと。その意味からも、先ほど申しました長いスパンで申します3回が2回ぐらいにはなってきますと、1回分のかけかえの費用が削減できるというところから、相当高額な費用が削減できるのではないかというふうに考えます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） これからは本当に災害対策、また本当に防災、それから災害から住民を守るというあたりでは、やはりいろんな施策を利用しながら、やはり町民の生命と財産を守るためにこの公助の基盤として、しっかり、いろんな工夫を取り入れながらこの老朽化対策、また、ほかの方向からの長寿命化というのもあると思うんですけど、そのあたりもしっかり取り組んでいていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

じゃ、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 質問の内容で、町内における通学途中の事故の実態についてというご質問でございますけれども、長らく通学途中の事故の報告はなかったわけなんですけれども、実は、ことしの5月、通学途中の子どもの事故が発生いたしました。ことしの5月23日、午後3時ごろ、近商前、服部台交差点から西向きの道路の路側帯を歩いていた上牧第三小学校2年生の男子児童が、軽自動車に巻き込まれる事故がありました。事故内容は運転手が学校から集団下校していた児童らが車の前を通り過ぎ、集団から少しおくれしてきた被害児童に気づかずに車を発車したため起こった事故でございます。幸いにも児童が背負っていたランドセルが身を守ったようで、けがは腕と足など数カ所のかすり傷で済んでわけでございますけれども、集団下校中の事故ということで非常に重く受けとめております。今回の事故を受けまして、今回の事故については運転手の不注意による事故でございましたけれども、学校では全児童に登下校の交通安全について注意喚起する話をしたところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 三小の子どもが事故に遭ったということで今、ご説明していただいたんですけど、ことしに入りまして、京都の亀岡をはじめ、集団、千葉県館山であるとか、大阪、いろんな全国の通学、子どもたちが通学道路の中で子どもたちが車に巻き込まれる、事故に巻き込まれる、下校の集団に突っ込まれるというような、そのような痛ましい事故が相次いでいるんですけれども、今、ご報告の中で子どもさんはどのような状況なんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 子どもはすぐに病院に運ばれたんですけれども、幸いにも手足にかすり傷程度ということで、今はもう元気に通学しております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） そのときに今回、そのような事態が起こったということで、文科省から通達が、詳しくは国土交通省、文科省、警察庁の3庁からしっかり連携をとるようということで、そして子どもの安全対策をとるようということで、文科省から通達が5月の末か6月の初めごろに来たと思います。そのときにやっぱり、このような事故が発生したときに、上牧町で現在、これまでもですけれども、教育委員会が中心になって学校との連携、保

護者との連携、これまでどのようにされてきたのかだけお伺いいたします。今回のことも含めて。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今回の事故の報告がありまして、教育委員会といたしましては、全5校の学校にこういう事故があったということをお知らせし、それから、事故が発生しました第三小学校では、全生徒を対象に交通安全についての注意喚起をされたということでございます。

それから、今回の事故を受けてということではないんですけれども、毎年、夏休み前にPTAを中心にいたしまして、学校と保護者が通学路の危険箇所の再点検を、毎年点検をしております。その点検の報告を教育委員会が受けまして、関係機関、学校、警察、あるいは道路管理者に改善を要求しているというのが現状でございます。

それから、当然、看板等の設置については教育委員会、あるいはPTAで実現できるものは実施しているというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 文科省の通達にかかわらず、上牧町では学校と保護者さんと地域の方々が連携をして、本当に子どもたちを地域ぐるみで守っていただいているなということで、点検もずっと行ってきたということなんですけれども、改善も一つ一つ、標識なり、それからあと、白線が、車道と歩道の線であるとか、白線であるとか、ライン等もこれまでなかったのに今回、引いてあるとか、ちょっとそういうふうなことも気にかかったこともありました。今回の内容については、文科省からの内容について、余り大きく変わるということはいずれではないと思うんですけれども、この事故を受けての文科省の通達について、少しお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今回、全国で通学途中の事故が多発したことを受けまして、文部科学省からの通達でございますけれども、まず、学校におきまして保護者と合同で危険箇所の洗い出しを行いなさいということでございます。それから、その洗い出しを受けまして、教育委員会は学校、保護者、それから道路管理者、警察等の関係機関が合同で現場を検証しなさいと。その現場検証をすべてことしの8月末までに終えなさいということになっております。その現場検証を終えて、道路管理者なり警察なりのアドバイスを経て、対策メニューをつくって、それから道路管理者あるいは公安機関に改善を要求していくという段取りになっ

ております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今回、大きなポイントとしては、警察も含めて学校現場、それから市町村、それから保護者というのが一緒に本当に連携をしっかりと、がっちりとして、その対策を進めていくというのが大きな特徴ではないかなと思います。私、りっしょうさせていたっているんですけども、やっぱり現場で子どもたちと一緒に点検をそのときしても、やはりそういう朝の何時ごろにどれだけの交通量があって、どれだけの子どもたちが通学していて、どういう箇所が危ないなというような、危険であるというようなところにやっぱり、その日、その時間、その状況の中でやはりしっかりと現場を押さえていくということが大事ではないかなと思うんです。ここをさっき言われたように、いろんな箇所をピックアップする、それで時間は関係なく見られるかと思うんですけども、やはり、さっき言ったようにその時間帯、車の通行量、それから状況等もしっかり、そのときの現場で調査をされるのかなと思うんですけども、私、何でかという、友が丘の人のところにりっしょうさせていたっているんですけども、やっぱりあそこは上に上がっていく車と住宅地から朝、送り迎えて車と幹線をずっと走る車とですごく朝7時45分から8時まで、15分ぐらいなんですけども、すごく大きな車が通ったりもしますし、混雑します。子どもたちは五、六十人が朝、登校するんですけども、あそこの友が丘の中は住宅地ですけども、通学路というイメージが余り皆さん、持っていないのではないかなという気がするんです。住宅の中だから、徐行というようなものは、看板はあるんですけども、標識はあるんですけども、やっぱり中学生、小学生児童がずっと一緒に同じ時間に通学しますので、その場所は通学路であるというのを余り皆さん意識がないのではないかなというふうな、そんなふうな走行車と車との自転車、バイク、ちょっとそのような感じがして、危険なときが多々ありますので、そんなところも私、言いましたように、現場を確認する状況というのもしっかりと考えていただいて、そして、していただきたいと思います。そこはやはり、通学路というふうな、何か1つあれば、ここは通学路やという意識がまた再確認できますので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次なんですけれども、これで終わりかな。あと、何か今回のことで、町教育委員会として、重要なことであるとか、今後に必要なことであるとか、考えている学校との連携をとっているようなことがあればお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教育委員会といたしましてもPTA、学校から子どもたちの安全のために交通安全に対しての、例えば車の進入どめの柵を設置してほしいとか、巻き込み防止対策のポールを設置してほしいとか要望が上がってきた場合、すぐに道路管理者に要望して、ことしに入ってからかなり実施していただいております。例えば、近商前の交差点の東側の車進入路の柵の設置、桜ヶ丘3丁目、つくも橋交差点でのバス等の後輪の巻き込み防止対策のポールの設置、あるいは南上牧地域への通学路の路側帯や通学路の横断歩道で消えかけているものの整備を既に実施していただいているところでございます。今後も上牧町教育委員会といたしましても学校、それから警察、道路管理者と協力して安全対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 案外と子どもの事故が多いということを私も再確認、全国で1年間に2,485人も事故に遭っているというのでびっくりしたんですけれども、そういう実態もございまして、上牧町の子どもたちが変わらず、地域と学校とそれからまわりのみんなを守っていただければ、私たちもそういうふうな協力をしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

じゃ、次、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 町内の危険箇所、道路とか交差点の安全対策なんですけれども、1番目の通学路のおくやま交差点の安全対策なんですけれども、ちょっとこの答弁の前に教育委員会に今、お話しして、通学道路の安全確保ということで今、答弁していただきましたけれども、この1番目の答弁に入る前に、あそこ、すごく、そこもかなりの葛城台からの子どもが通学をしております。その状況についてお話ししていただけますでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） おくやま前の交差点でございますけれども、現在、葛城台の児童、生徒、小学生が281名、おくやま前の交差点を横断しているというところでございます。

○8番（富木つや子） 中学生も少しいてはりますか。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 中学校におきましては、102名がおりますけれども、中学生の場合はジョーシンの手前の信号を、横断歩道を使って、町民体育館の方から上がって、運動場の方には県民グラウンドの下の方を通過して、トンネルを通過して通学しているところでござい

ます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 新町の方、子どもさん、少し来ておられますけれども、全然通っていないということではないですね。わかりました。何人かという形ですかね。

わかりました。ありがとうございます。すみません、前後いたしまして。

じゃ、もう質問に入ってますので、すみません。状況等、ちょっと聞いていただくために教育の方で、おくやまの交差点でやはりどれだけの子どもたちが通学しているのかというあたり、状況を知らせていただいたんですけれども、じゃ、次、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、その地点のおくやまさんの交差点の安全対策のための歩車道分離型の信号機の設置なんですけれども、歩行者のより安全な確保とまた交通量、車の交通量とを勘案して、総合的に設置を検討されるということでございます。歩車道分離型の設置で問題になりますのは、交差点の通過時間が長くなるということで、より渋滞が起こるので、設置がなかなか進まないという1つの理由があるようです。そのような理由がございますので、町といたしましては、以前より交差点付近の渋滞の道路の形態を改善いたしまして、渋滞の緩和を考えております。その辺は以前より担当課の方で検討はしております。今後、まず、道路形態による渋滞の緩和を早期に行って、設置の条件の中に課題となる部分、今、渋滞の部分がございますので、それもできるだけ早期に解決して、より設置しやすい条件にしてできるだけ要望したいと思っております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 先ほど、教育の方でもこの葛城台からどれくらい子どもたちがあそこの交差点、横断歩道を通って、渡って学校に行っているのかというあたり、説明していただいたんですけれども、そういう状況なんです。7時、これも通学時間ですから、7時45分ぐらいから8時ぐらいまでの間に、私も現場を見させていただいたんですけど、すごい、もうだぁーっと来ているので通学しているので、何人ぐらいいたのかな、かなりの数の子どもたちが通学して渡るんです。今、小学生が281人ということで、小学生が葛城台から、もう300人近い子どもがあそこを歩いていくんです。交差点でちょっと差しかかったときに、保護者さんと先生が立ってりっしょうされておりました。その分については、学校の方もさっき見ましたように、安全対策を講じられているところかと思えますけれども、向こうの桜ヶ丘から走ってきて、私、左折をして葛城台の方に行く状況だったんですけれども、保護者さん、

渡らすんですけれども、青の間はかなり渡らせたいというあれで、しっかり見ながら誘導されているんですけれども、ちょっと途切れた間に車が左に左折しようとする車、もう横断歩道と際々で車と子どもが、この事故もそういうふうな状況だったというのを報道されておりましたけれども、そういう現実なんです。いっそ、そうであるならば、歩行者、それから走行車をはっきり分けた方が事故につながらないん違うかなって、そういうふうに感じました。幾ら渋滞が起こると言っても、これからまた、大型開発に伴ってはあそこの交通渋滞、それから安全対策は講じていかなければならないことだと思うのですが、その辺も含めて、さっき、答弁していただいたと思いますけれども、今、私、子どもたちのことをより具体的に話をさせていただきました。その点についてお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 改良については所管の方から答弁いたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 確かに朝夕の渋滞というのはひどいなというのは実感しております。ただ、最近になりまして、香芝市の中和幹線の開通によりまして、混雑がかなり解消になったかなというような思いはしております。ただ、議員がおっしゃるようにその時間帯の葛城台の小学生の横断するほんの15分かの間の混雑というのが非常に問題になっているのかなと思います。ただ、さきに総務部長が申しましたように、歩車分離をやりますと、完全に車の往来がとまってしまうということで、その時間帯によりましてかなり車の混雑がまたふえるんじゃないかなということでございますけれども、あと、大型の商業施設あるいは近所にまたスーパーができるということは、これ、もう確実でございますので、抜本的な道路の形態の改良、そういったものも行わなくてはならないということは重々承知しておるところでございますので、今現在、専門的な知識の方と相談をいたしまして、計画をつくってとか、検討中でございますので、なるべく早い段階で改良の案を出していきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 先ほどからも言いましたように、安全対策をしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

では、次、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） ②のまきのは郵便局、樋ノ口橋交差点信号についてお答えいたしま

す。

お尋ねの交差点は以前より北から、そして南から右折するのがなかなかしにくいということで、改善の要望をいただいているところでございます。今の道路形態ではまず改善ができないという条件がありまして、検討はしているもののなかなか改善ができない状況があります。その内容なんですけれども、全体的な幅員が決まっているということで、片方が河川、それと片方が西名阪の橋梁の橋台、これで幅員が確定しているということがございます。その対策の中でいろいろ、今、担当課の方で検討はしてくれているんですけれども、歩道をより細くするののかという問題も等々ございますので、今の段階ではその検討を進めて、できれば信号機の改善をしたいということでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 非常に変形というか、郵便局の方に行くにもどっちに行くにも右折するのに細い、私もあそこ、行かないと通えないのでそこを通りますけれども、何か王寺から来る、役場向いて走るときは命がけで右折をするというような、私、そんな感じなんです。先ほど、信号機の改善ということで、矢印であるとか、そのような矢印信号ができればいいんではないかなというようなときも多々、感じる時、ありますので、住民さんからもそのような要望がございまして、今回、質問させていただいたわけです。また、よろしく願いいたします。

では、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 次、県道の部分でございますね。

この県道王寺桜井田原本線と町道下牧19号線の思案橋の橋が新しくできまして通行が可になりました。その橋との接点で非常に交通量の多いところでその部分を横断される通行の方がいらっしゃるということで、危険がかなり高い率で発生しております。この部分につきましては、町といたしましても担当課といたしましても、早くから要望もいろいろ聞いておりました、西和警察、それから県道でございまして、管轄の高田土木事務所、当課が何回も現場でりっしょうしながらいろいろやっております。そういった中の詳しいことについて、担当課長も同時に実感しておりますので、その辺を説明させます。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） それでは、ご説明させていただきます。

当該交差点付近につきましては、先ほど部長が申しましたように主要路線が県道でありま

すことから、管理者である県、高田土木事務所と当まちづくり推進課で現地にて公安当局であります西和警察立ち会いのもと、これは平成23年11月29日でございますが、歩行者や自転車の横断の危険性について現場の方で検証しております。現地での立ち会いでは危険性が大きいものの、東側に寺川石油付近になるんですけれども、東側に交差点もあることから、具体的な方策は後日、県高田土木事務所ですら再検討を行うという結果になっております。

その後、本年度に入りまして、県高田土木事務所の方から、コンサルタントの方に委託しておりました対策案ができあがりまして町に説明をしたいという申し出がありましたので、高田土木で説明を受け、その後、若干こちらの方からも意見を述べさせていただきました、協議を行っております。

それで、6月に入りましてその案をもちまして、県高田土木事務所の方が西和警察の方に協議に行くということですので、町の方も、それでしたら同席させていただきますということで同席し、警察の方と意見を聞いております。西和警察さんの意見といたしましては、この交差点を、先ほど申しました隣接する交差点もございますので、信号機が余りにも近いということから設置は難しいのではないかと。仮に横断歩道を設置した場合には、その横断歩道を歩行者が通るような、誘導するような安全策等も設けるべきでしょうというふうな形の意見をいただいております。その意見を踏まえまして、県高田土木事務所といたしましては、再度、コンサルタントの方により安全な意見を踏まえた計画を立案するよという形で持ち帰られております。その案ができ次第、今度は県警本部の方と再協議を行いまして、その後、安全対策を講じたいと、このような形に現在、なっている状況でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。

昨年の11月29日に現場のりっしょう検証、各関係者さんに集まっていたきましてしていただいたということを報告をいただいておりますし、また、その後の状況というのもちよとお聞かせいただきたいということと、結果、安全対策に対する対応、対策をどのようにしていくのかということもございましたので、質問させていただきました。

私、住民さんからたくさんの、あそこは静香苑もございまして、エトワもございまして。夕方になるとその信号は寺川さんと、ところの2つ信号があつて、本当に片方が赤になれば片方が青になり、そこが変わったら今度はこっちが青になるという、交互に青になるので歩行者がとまる時期、タイミングがないんです。それなのに高田自動車さんとエトワの前に横断歩道がある、すごく使いにくいというか、危険性の、歩行者の安全確保には全然、歩行者

の安全を考えた上での道路対策なのかなというのを非常に思っておりました。朝はどんどん王寺に向いての自転車、バイクが横断歩道も関係なく、みんな車と車の間をどんどん抜けていくんです。どっちも青になりますので、赤になるということがないので、その危険な隙をねらって、その間を縫って渡っていらっしゃるといのは非常に危ない状況であるというのは、本当に何年も前からそういうふう感じておりました。りっしょうしていただいたということで、本当に前向きに一つ一つ進めて対応をしていただいていることに、住民さんにも説明させていただいてますし、そういう面では本当に今回、警察の方とということですが、りっしょうの経過も含めて、今後、最終的な対策というのはどのようになるのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 対策の方はあくまでも県道でございますから、県の方、高田土木の方で講じていただくわけでございますが、ただ、この横断歩道につきましては、歩行者並びに自転車等の通行もあり、相当危険な箇所だと現場も見ておりますので、横断歩道の設置は必ずつけていただくように要望したいと思います。また、横断歩道が設置になりますと、当然、この交差点付近につきましては、交差点という認識ができることから、ドライバーの方々につきましても、交差点で人が横断歩道がありますよ、人が通りますというところから危険なところも察知していただきまして、隣接する交差点内の停車、今、申されましたように交差点内でも停車している状況から、その分が停車が少なくなるだろうと。そのことから、自転車並びに軽車両、単車、その部分についても安全性の若干の対策にはなるうかと考えますので、今後、また県高田土木事務所の方に最終版ができましたら、その部分についての説明を求めまして、できる限りの安全対策をお願いしたいというふうに考えます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ずっとご苦労していただきながら、県との協議、また警察との対応とかいろいろしていただいている状況は本当にありがとうございます。何と言っても歩行者の安全確保、しっかりとしていただきたいなということで、事故が起こってからでは遅いので、そのことも含めながら、またよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 8番、富木議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

きょう、写真を撮られる方は写真を撮っていただきますようお願いをいたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時32分

平成24年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成24年6月19日（火）午前10時開議

第1 一般質問について

2番 長岡 照美

7番 康村 昌史

6番 木内 利雄

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	竹島正貴
土地開発公社常務理事	高木雄一	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭	福祉課長	阪本正人
生き生き対策課長	吉川師郎		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下間常嗣 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇長岡照美

○議長（東 充洋） それでは、2番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（2番 長岡照美 登壇）

○2番（長岡照美） 皆様、おはようございます。2番、公明党、長岡照美でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨日から強い台風の影響で雨が降り、また、本日深夜にも奈良県下に接近するとの報道がございました。激しい雨による土砂災害や、また土地の浸水、河川のはんらんなど、また竜

巻等の突風への注意の呼びかけもされているところではありますが、被害が拡大しないことを願っております。

それでは、質問項目に入らせていただきます。質問は3項目でございます。

1項目めに、上牧町地域防災計画についてお伺いいたします。東日本大震災の教訓を生かしての地域防災計画や防災対策の見直しがされているところです。昨年3月の東日本大震災では、仕切りのない避難所で男女一緒の生活を強いられ、着替えや下着を干すスペースに困るなど、防災対策に女性の視点が反映されていない状況が浮き彫りになりました。

当女性防災会議が昨年10月、18都府県と640市区町村を対象に実施した調査では、地方防災会議の委員に女性が1人も参加していない自治体が約半数に上ることが判明いたしました。防災意思決定の場に女性を、との要望をしているところでございます。

このほど、防災会議に女性の登用について内閣府と総務省、消防庁は全都道府県の防災担当部局に地方防災会議への女性の登用推進を求める通知を送付しております。公明党女性議員が全国で進めている女性の視点を生かした防災対策の追い風となるものと感じております。この通知では、都道府県の防災会議の委員選定について定めた防災対策基本法15条5項の1、5、7号を活用して女性委員をふやすよう推奨しております。例えば、女性の委員が人事異動でいなくなるのを防ぐために、役職ではなく個人を対象に委員を選定するよう助言をしております。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

- ①、上牧町の防災会議、防災計画に女性の登用について。
- ②、避難所運営・整備について。
- ③、災害用備蓄体制についてでございます。

2項目めに防災行政無線についてお伺いいたします。東日本大震災では、緊急時の情報として、津波警報を住民に伝える手段として、テレビ、ラジオ、自治体の防災行政無線などでした。津波の第一報は伝わりましたが、それ以降の更新情報が伝わらなかったケースがありました。最新の情報が住民に確実に伝わる手段とその普及、強化が急がれております。

次の3点についてお伺いいたします。

- ①、防災行政無線について、聞き取りにくいとの声を聞きますが、どのように把握されておりますか。
- ②、防災無線の設置数について。
- ③、防災無線の今後の計画についてでございます。

3項目めに、実践に即した防災訓練についてお伺いいたします。3.11東日本大震災から1年3カ月がたちます。今なお原子力発電災害などからの避難は続いております。復興庁は5月10日の時点での避難者は34万1,235人と発表しております。また、5月6日の茨城県、栃木県で広範囲に被害をもたらした竜巻によって、住宅など2,200棟が損傷し、自然の猛威を思い知らされました。我が国では、地震に伴う津波や土砂災害の危険性や、また豪雨による河川のはんらん等、自然災害の脅威を十分認識するとともに、いざというときに迅速に対応できるようにしていくことが大事です。そのためにも、実践に即した防災訓練や防災の日の取り組みについてお伺いいたします。

①、各町内会自主防災組織での防災訓練、避難訓練の状況の把握について。

②、9月1日は防災の日です。上牧町でも防災に対する取り組みについてお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

再質問につきましては質問席よりさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） まず初めに、防災計画についてでございますが、避難所運営、2番、3番と災害時の備蓄体制等に関係してまいりますので、上牧町では防災の規模をどの程度と考え、また避難場所、避難人数等はどのように想定されているのか、まずお伺いしたいと思っております。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 避難人数、また想定のご質問なんですけれども、以前よりいろんな形で東南海・南海地震等々国の方から一定の県単位また地方単位での報告がされております。その中で資料をもとに町においても想定を行っているというところでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、1番からのご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず1点目の防災会議、また防災計画での女性の登用ということでございますが、今現在、防災会議の中では女性の委員はおられません。この内容なんですけれども、防災会議の委員構成につきましては、各地方行政の代表、それと県、消防、警察の代表者ということで、これが男性、女性という選別ではなく組織の代表ということで、組織の中で連携し、どのような情報を伝達するかという部分でございまして、この中で女性の

登用ということでございますので、その中の規定の中に専門委員という適任者があれば登用するよにということになっておりますので、そういう選定ができるように今後検討いたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、上牧町では防災会議に女性の委員がないというご答弁でございました。都道府県に設置されております防災会議で女性の委員が少しずつふえ始めております。先日、読売新聞に大きく防災会議に女性を登用という記事が出ておりました。その中で、内閣府の男女共同参画局の調べによりますと、昨年4月1日時点で、東京、愛知、福岡など12都道府県で女性委員はゼロでありましたが、全国の委員総数は2,419人、そのうち女性は87人だったといたします。ことし3月末現在で、全国の委員2,483人のうち女性は103人になりました。女性委員ゼロは8都県になっております。1年前にゼロだった神奈川県は、ことし1月、防災会議に5人の女性委員を指名され、男女共同参画の視点であえて女性を入れたと言われております。同じくゼロだった高知県、沖縄県でも各3名、大阪府と長野県でも各1名が新たに就任しております。我が奈良県におきましても2名だったところ、今現在4名になったと伺いました。専門の方がいらっしゃったらというお話でございましたが、災害が起きてから対処するのではなくて、その前から準備、前もっているんなことを決めておくことが大事かと思えます。今現在、女性委員が登用されていないということで、女性の声、女性の意見等はどのような形で取り上げていただけるのか、お伺いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 女性委員を登用していないという、今表現なんですけども、先ほど言いましたように、基本的な防災会議の中での委員の検討課題は、組織としてどう動くのか、組織としてどういう連携をとるのか、組織としてどういうふうな情報収集をするのかという部分でございまして、先ほど言いましたように、単なる各団体の代表という形になっております。

その中でどういう形で女性の意見を聞くのかという部分でございしますが、これは当然、委員もご存じのように、国の防災計画の中で男女双方の視点に配慮した防災を進めるということになっておりますので、今後、今おっしゃったことをできるだけ、防災会議の方はどういうふうな連携、またどういうような形で登用していただけるのかなという検討も必要ですので、登用しないというのじゃなしに、私が今考えておりますのは、防災会議は本当の基本的な中での組織の連携ですので、その中でいろんな形で実施計画、マニュアルを作成するわけ

なんですけども、その中では当然必要ですし、入っていただかなければならないと考えておりますので、いろいろな状況の中で登用していただく、また登用するというところで検討いたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） いろんな形で登用していただけるというご答弁でございましたが、女性の意見を取り入れる仕組みが大事だと考えております。東北では災害が起きてから何か困ったことがあれば言ってくださいねと言っても、皆さん、やはり声を出すことができなかつたと言っております。女性は子育ての経験や、また介護の経験をお持ちの方がそういう目を持って防災対策を見ていけますので、ぜひ声を出せるところをつくっていただきたいと、このように思います。

防災計画に女性の視点を取り入れています千葉県柏市での地域防災計画の見直し作業をご紹介させていただきたいと思います。

今、全国で地域防災計画に女性の視点を反映させる動きが活発化しております。その中で、メンバーの半数近くが女性で構成された市民による柏市の防災計画をつくる会がこの5月25日に発足いたしました。今回、千葉県の柏市が地域防災計画を修正するのは2年ぶりで、市はこれまでも阪神大震災などの節目に随時、職員や消防、警察、自衛隊、鉄道などの関係機関で構成される市の防災会議で計画を見直してこられたそうですが、東日本大震災の教訓から災害時の対応は行政だけでは限界がある、市民の声や女性の視点を十分に反映させる計画づくりが必要との認識に立たれて柏市の防災計画をつくる会の設置を決めました。この計画見直しに市民がかかわるのは県内で初の試みのようです。

この柏市の防災計画をつくる会は、地域の自主防災組織や福祉団体、公募などから選ばれた市民21名で構成されております。そのうち9人は女性で、女性の社会参加を目指す団体の代表者なども加わっております。年内に3点検討していく予定だそうです。その1点が災害時の要援護者や女性の視点に立った防災対策、2つ目には市民、地域、組織、行政などの役割との連携。3つ目には市民向けの地域防災計画の概要版などについて5回程度の会議を開いて検討していくそうです。先日1回目の会議では、避難所の運営組織や意思決定過程には女性を積極的に登用すべきである。また、防災会議の委員も女性の比率を高める。また、障害者の特性に応じた対応が必要という具体的な意見が相次いで、こうした議論の結果、防災会議への提言へまとめたり、行政マニュアルに随時反映していくということであります。

このきめ細やかな女性の視点は、そのまま生活者の視点であります。地域防災にきめ細や

かな対策、提言ができると考えていますが、いかがでしょうか。住民参加の取り組みを今ご紹介させていただきましたが、上牧町ではいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 基本的には女性の参加は絶対必要と考えております。これから、今おっしゃったような形でいろんな細かいマニュアル的な部分がいろいろ調整しなければならぬという時期が来ておりますので、女性の意見、以前からおっしゃっているように、女性の視点を生かした防災対策ということで当然入っていただかなければならないということで考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 見直しのときの参考として、またよろしくお願ひ申し上げます。

それでは次に、②番の避難所運営・整備について、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今回の防災計画の中で災害抑止のための計画という部分がございます。その中で避難体制整備計画というのがございまして、そこに避難所の整備、運営に女性の視点や子育てのニーズを反映するよにということで、以前から議員の方からいろいろご意見をいただいております。ということもあまして、避難所の整備の条件として、男女双方の視点に配慮したプライバシーを確保する設備等の整備、また高齢者や障害者の対応を明記しております。これはあくまでも先ほど言うておりますよに基本的な整備計画でございますので、今後実施に向けた中で以前からおっしゃっているよに、女性の視点を生かした女性の積極的な参画を検討いたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） マニュアルの中の1つにもなるかと思いますが、一般的に大災害が起こりますと、女性や少数派、社会的弱者と言いますが、高齢者であるとか小さい子どもさんなんかは人権に対する配慮がどうしても置き去りにされるというか忘れがちになると思います。17年前の阪神淡路大震災では、テント式、トイレはぐらついて怖い。また、子どもが周囲に迷惑をかけることを気遣って避難所を利用しなかったお母さん等があったそうです。また、性暴力被害を警察に訴えたら言わない方がよいと言われてたり、また、知的障害を持つ児童も周囲に迷惑をかけるということで、また本人が不安定になるということで避難所生活は困難であったと、このよに言われております。まだまだ多くの事例が報告されておりますが、こうした経験を踏まえまして、災害とまた社会的性差の課題については、日本でも六、七年

前から注目されるようになりました。

内閣府の第3次男女共同参画基本計画では、地域防災、環境、その他の分野における男女共同参画の推進の柱が立てられました。緊急対策としては、避難した女性たちの身体的・精神的負担を少しでも和らげることが重要であります。避難所では、着替えや授乳など配慮をした女性専用の部屋を準備したり、またトイレを男女別にするといった基本はもとより、運営スタッフや被災者自治組織の中に必ず女性を入れる。また、女性の警察官や保健師による巡回を行い、男性リーダーには相談しにくいニーズを吸い上げ、安心感を与える手だてが求められると思います。こういった点をまた配慮して避難所のマニュアルづくりをつくっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃったように、近年の大災害におきまして、さまざまな対策や報告がございます。災害の復旧、復興が長期化した場合、今おっしゃったように、やはり避難所の運営問題が浮上するというところでございます。その理由の1つに、今おっしゃったように、女性に関する家事、育児、介護等によりまして、体調の不良やいろいろなトラブルが発生したということもございますので、避難所運営・整備にかかわる協議を行う場合は女性または生活者の参加をお願いすると思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 女性の参画推進ということで、またよろしくお願い申し上げます。

それでは、災害用備蓄について、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今回の防災計画の中に、物資確保体制整備計画の中で町の備蓄、それと住民の備蓄、流通の備蓄ということで、物資の総合的な備蓄体制の確立を図っております。その中で、避難所における災害時、緊急に必要な物資として食料、飲料、生活必需品、医療品等というように大別し、以前よりご意見をいただいております女性の視点による備蓄ということで、生活必需品の中に日用品等がございまして、その中に紙おむつ、女性衛生用品、哺乳瓶等を細かく明記しております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 防災計画、私は資料編なんです、ホームページですと見させていたいただきましたが、あれをこれから整備していくということでよろしいのでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、備蓄の表は現況はまだすべて防災計画の中で備蓄する品目には達していませんけども、防災計画の中に、今言いましたように、物資の保管の中の整備の中で細かく分類しておりますので、その拡充をこれから行うということでございます。今の備蓄の状況ではすべて完備しているという状況ではございません。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 行政として必要な備蓄量はどの程度とお考えですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 実際、この防災計画でもすべて備蓄量等についての記載はしていないんですけども、先ほど言いましたように、マニュアルの中でそういうふうにとどの程度が適正なのかという部分は、これから検討をしなくてはならないと思っております。

それともう1点、今回、備蓄の部分で流通備蓄というふうに定義づけしております。これはいろんな店舗に対する備蓄ということでございますので、これが上牧町の場合、一番、考えますと、狭い行政の中で店舗が数多くあるということで、保管の場所、それと保管の期間、管理を考えますと一番効率的な部分かなというふうに感じております。といいますのは、今、スーパーおくやまさんとも協定を結んでいるんですけども、災害が起こった場合、優先的に供給していただくということがございますので、これは備蓄に対する大きな協力体制かなと思っておりますので、これからまたいろんな店舗が建つわけなんですけども、その事業主とまた協定を結びながら流通の備蓄を強化できれば、災害が起こった場合、絶大な備蓄になると思っておりますので、その部分をまた進めていきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしく願いいたします。

東日本大震災の折の災害備蓄品、いろいろあったそうですけれども、例えば高齢者の方は乾パンがかたくてかめなかったとか、またミルク等もあったけれども哺乳瓶がなかったので赤ちゃんにミルクを与えることができなかった等々、ある自治体で本当にあったそうです。また、400人の避難所に毛布が200枚。これは自治体で本当にあったということでお伺いしたんですが、200枚届いたそうです。ほかの物も一緒に届いたかと思いますが、男性だけで2時間議論したそうです。この毛布200枚、400人いているけれども、どういうふうに分けようか。そういうところに女性の管理職の方が来て、400人の中でまず高齢者の方とか、また子どもさんに配ればいいという、一瞬で解決したそうです。このように現場でも女性の機転が必要かと思っておりますので、避難所また備蓄に対しての女性の配慮等、その点もよろしく願いしたい

と思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） はい、わかりました。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、次、防災行政無線についてよろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 防災行政無線からの放送が聞こえにくいという声は以前よりいろいろと聞いております。まず、防災行政無線は全町一斉の放送を基本としておりますので、ある程度、町全体では一定の放送範囲を網羅できているのかなと思うんですけども、しかし、各自治会単位での放送になりますと、やはりどうしても聞こえにくいところが発生するというように聞いております。以前より聞いておりますので、その対策といたしましては、簡単に音量を上げれば聞こえやすくなるというのは基本でございますが、その付近また真下の方については爆音という状況になります。また、子機の拡声器の個数をふやすという方法もあるんですけども、これはそのスピーカー同士が反響して、また残響が残ってより聞こえにくいといういろいろな問題がございます、以前よりその対策は進めているわけですけども、抜本的、すべて解決するという状況ではございません。ただ、全体的な放送ではある程度の範囲で網羅できるけども、地区ごとの放送については聞こえにくい。難聴地区があるというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、難聴地域があるということで、私は一番心配していたのが、やはり危険箇所というんでしょうか、急傾斜地の崩壊危険箇所であるとか、また水害の危険のある地域の方々のところの防災無線というか、そういう声がちゃんと届いているのかという、そういう確認というか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） その辺は全町的に業者に依頼しまして調査をしております。

一番問題になりますのは、先ほど言いましたように、各自治会で放送したときに、全町的な拡声器の配置で行っておりますので確かに聞こえにくいということでございます。ただ、防災行政無線は全町一斉の放送ということでございますので、その場合は絶対とは言いませんけども、そういう地区は少ないということで今の状況の中で改良して運営しているという状況でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 防災無線の設置数でありますけれども、これは十分というか、設置されているとお考えですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、設置数は46カ所、設置しております。先ほど言いましたように、やはり設置数をふやすだけで、今言っております難聴地区が解消できるのかといいますと、やはり反響と残響という部分がございます、ほぼ言動が聞こえにくいという現象も起こるということでございますので、その辺は総合的な対策については、もう一度また業者と検討して調査をまたしていただきます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それと、今後の防災無線のことでございますが、やっぱり放送が雨とか風向きというんでしょうか、気象条件とか、今おうちが本当に気密性の高い家屋があり、家の中ではどうしても聞こえにくいと。夏は冷房、冬は暖房という方で本当に閉め切っている中での放送かと思いますが、高齢化等の聞こえにくいということもあろうかと思いますが、防災ラジオというのが導入されている市町村がございますが、費用がかかるということも聞いているところでありますけれども、毎年台数を決めて取り組んでいくという考えはございませんか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今ご意見をいただいた防災ラジオの件なんですけれども、費用的には8,000円から1万円程度というふうに聞いております。この方法もいい方法なんですけれども、1つ、今後、防災行政無線の計画の中で、平成28年5月にアナログ放送じゃなしにデジタル放送に切りかえるという計画がございます。それになりますと、今ご提案いただいたラジオの件なんですけれども、これはアナログということで対応ができないという状況がございます。担当の方、総務課長の方もその辺も検討して、いい方法だなという話もしていたんですけども、期限が限られるということで、ほかに対応がないのかということで今検討を進めているところです。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この防災無線についてもう1点なんです、新潟地震のときに、外国人の被災者の方に対しまして情報としてフィリピンの人たちが多かったということで、まずタガログ語で情報を発信されたそうです。上牧町でも、やはり外国の方がいらっしゃいます。

ご家族の方がいらっしゃる時はいいかなとは思いますが、やはりいつどういときに防災無線、防災情報を聞かなければいけないと思うので、その辺の配慮というかその辺はどのようにお考えですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、初めてその放送がされたということを知ったんですけども、どういう方法がいいのか、またどういう手段が、今ちょっとわからないんですけど、1つは町のホームページもごさいますので、その辺の放送したことを、同じことを町のホームページの方で記載するという方法もごさいます。ただ、放送だけではなかなか伝わらないという部分もごさいますので、それも一度検討いたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしく願いいたします。

次に、防災訓練についてお伺いいたします。①からよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、1番目の各自主防災組織での防災訓練、避難訓練の状況把握ということでございますが、西大和6自治会の連絡協議会で防災組織が立ち上げられておられます。以前より講習会とか初期消火訓練、避難訓練等々実施されております。そのような状況についてはすべて把握しておりますし、いろんな形で情報の交換も行っているということでございます。近年設置されました自主防災組織の活動については、まだそういう詳細な報告、また内容については聞いておりません。今後、そういう形の中で情報の収集を検討しなくてはならないという状況でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 昨年の12月に自主防災組織が71%というふうにお伺いしたんですが、それから変わりはございませんか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今現在、80%になっております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） どの地域がふえましたか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 今、部長が申しましたように、一応80.19、80.2%の組織率でございます。

団体につきましては、西大和6自治会、服部自治会、下牧自治会、緑ヶ丘防災会それから米山自治会、葛城台自治会、松里園自治会、友が丘自治会、金富自治会、滝川台自治会、プレステアーバン自治会でございます。近々には南上牧自治会も形成されるということをお聞きしております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 80%までいかれたということですが、地域によって自主防災ができるどころ、できないところがあるのかもわかりませんが、町としては目標としまして何%ぐらいまで自主防災組織をと考えておられますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） その率につきましては、当然100%でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしくお願ひいたします。

東日本大震災以降、住民の皆様の防災意識は本当に各段に高まっていると、このように思います。この1年、各地では防災の避難訓練等が積極的に行われております。最近の調査で、震災後、地震対策を新たに行ったことがないという方が35.8%にも上った地域もあるそうです。防災に対する意識が高まっても行動に結びついていないというのが実情かなと、このように思っているところです。実際の災害時には、住民、自分、みずからが命を守る必要があるということで、やはり各町内会、自主防災での、いざというときのため、日ごろからの訓練が大事かと思っておりますので、防災訓練、避難訓練等の推進をまたしていただきたいと思いますが、その点、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃった件については基本的な部分でございますので、啓発また担当の方からの指導もいたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは最後になりますが、9月1日というのが防災の日ということで、各市町村、やはり東日本大震災以降、市町村挙げて防災訓練であるとか、その前後でいろいろな防災啓発の活動をされておりますが、上牧町での防災の日前後、防災の日を何か取り組みを考えていることがあれば教えていただけますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 本来であれば、この時期に町全体での防災訓練ということが実施で

できれば一番いいんですけども、できるだけ早期に町長の方から町全体の中での大きな中で防災訓練をできるようにということで指示を受けております。

その中の考えなんですけども、まず全町的に自主防災組織を立ち上げる。その中で初期的な防災訓練をしていただいて、その連携を図るのは町全体での防災訓練というふうを考えておりますので、先ほど言いましたように、早期に地域全体の中で防災組織の立ち上げを100%にして、今後その中の連携の中で全町的な防災訓練ができるようにと思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） わかりました。よろしく願いいたします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、2番、長岡議員の一般質問を終わります。

50分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇康 村 昌 史

○議長（東 充洋） 次に、7番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（7番 康村昌史 登壇）

○7番（康村昌史） 7番、康村昌史です。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私の一般質問は2点からなっております。その前に文言の削除をお願いいたします。②の「最近テレビや新聞で報道されている上牧町内の生活保護について」とあるんですが、この「上牧町内の」という5文字を削除していただきたいと思います。申しわけございません。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、行財政改革が主な内容ですが、まず1、上牧町の防災行政無線の問題点とその改善策についてですが、さきの長岡議員が同じ質問をしていますので、簡潔に質問いたします。

先日、片岡台2丁目自治会の環境パトロールに参加いたしました。住民の方からマイク放送が聞こえにくいとお叱りを受けました。10数年前に私が自治会長をしていたときも同じ苦情を受け、役場にマイク放送のをお願いしたことがあります。改善がなされていないようです。

そこで、私からの提案です。屋外スピーカーと個別受信機を各戸に取りつけてはどうか。その対応について町の見解をお願いしたいと思います。

2番目の生活保護についてです。生活保護につきましては、6月9日、テレビで「ニッポンの大疑問」という特集があり、国会議員の長妻氏と片山さつき氏の対談がありました。ごらんになられた方もいらっしゃると思いますが、その中で、現在、約209万人の生活保護受給者があり、保護費に約3兆7,000億もかかっているとのこと。また、年間不正受給者が約2万5,000件、刑事告発が約60件、総額で約100億円だそうです。本当にびっくりいたしました。最後のセーフティネットである、つまり国民が万が一のときに健康で文化的な最低限度の生活を保障される生活保護制度が悪用されている。また、生活保護受給者の半数が高齢者世帯だそうです。1億総中流と言われた、あの豊かな日本はどこにいったのでしょうか。やはり、政治が悪いと思われます。

そこで、具体的に質問してまいります。

まず、生活保護の内容ですが、上牧町には社会福祉の事務所がございません。上牧町のかかり方を教えていただきたいと思ひます。

次に2番目、上牧町内の生活保護受給者の年齢別、男女別の人数、世帯数、それぞれの方の受給期間など、わかる範囲内で教えていただきたいと思ひます。

3番目、今後の上牧町内の生活保護受給者の見通しについて教えていただきたいと思ひます。

4番目、上牧町の生活保護受給者に対する上牧町の施策があれば教えていただきたいと思ひます。もしありましたら具体的に、例えば平成23年度における、その施策にかかった費用、人数等を教えていただければよろしいかと思ひます。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、私の先ほどの提案なんですが、やはり防災行政無線だけでは

今後の少子高齢化の中で、もう屋外無線だけでは足りないんじゃないかと。そこで戸別の受信機を取りつけてはいかがと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、ご提案の戸別の受信機の件なんですけども、担当の方もその辺を調査しております。今現在ではアナログ放送ですので、受信機は大体3万7,000円から8,000円程度というように聞いております。先ほど言いましたように、28年5月にデジタル化ということで、その段階で使えなくなるという問題がございまして、そしたらどのような対応があるのかということで、また調査しております。今の段階でデジタルを受信できる戸別受信機は約5万円ということですので、なかなかすべて設置するという金額ではないという状況でございまして、余りにもボリュームが大きいということでございまして、そしたらどうい対応ができるのかなということでいろいろ検討はしているんですけども、放送した内容を先ほど説明いたしましたように、ホームページの中に同じものを記載するという方法もございまして、その辺も検討しなくてはならないかなと思っております。それともう1点、同じような防災行政無線で聞こえにくい難聴地区がある問題を抱えている市町村があるかなということでいろいろ調べました。やはり相当数の問題がございまして、全国的にはたくさんそういう問題を抱えてるということでございまして、その中の一番の対策としては、まずホームページの中で同じものを記載するという方法があると。実施されている自治体もございまして、まずその辺の対応を考えていきたいと今のところは思っております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。

先ほどの戸別受信機なんですけれども、それだけじゃなくてアンテナも取り付けなあかんのので、かなりの費用がかかると。しかし、先ほどの長岡議員の意見にもありましたように、窓とかを閉め切っている、地震速報とかも聞こえないお年寄りがふえている。そんな中で、やはりこの戸別受信機を何とか取りつけてもらえないかなと。

この間、西大和6自治会の自主防犯・防災懇談会で講師の方が、防犯の講師なんですけど、おっしゃってはった。防犯についてもただじゃないと。やはりある程度のお金は突っ込まないとというような意見でした。昔、日本の水道水というのは本当においしかったですよ。ところが今や、その水道水すらだめで、おいしい水を飲みたければお金を出して買わなければならないというような、そんな時代になってきている。だから僕は、安全もある程度は買わなければならない、自己負担も必要じゃないかなと思っておるんです。確かにちょっと高過ぎるので、

やはりこれは町か国の補助がないことには無理かなと思いつつながら、北上牧の墓地がありますやんか。あれは使用料が8万5,000円ですか、全部で。返せばお金が返ってくる。だから住民の中で戸別の受信機を欲しいという方は一旦お金を出してもらって、引っ越しとかされるとときにはそれを返してもらおう。そのときにお金を返しますとか、そういった施策は難しいですか。どうですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） いろんなご意見をいただいているわけなんですけども、一番課題になりますのが、やはり費用ということでございます。単純に上牧町8,000、9,000世帯、仮に5万使ったときにやっぱり四、五千万。やはり今おっしゃるように便利、快適で安全、安心には費用がかかるということがございますので、どの程度の費用であれば導入可能なのか、できないのかという問題がございますので、一番問題になりますのは、まずこの防災行政無線のもともとの導入されたものは、東海大地震に備えて放送網を整備するというで始められたと聞いております。その当時はまだ、先ほども長岡議員の方からもありましたように、やはり住宅の環境が違う。やはり今では防音、それと冷暖房の効率を上げるために断熱材等がございますので、どうしても聞こえにくいという状況になっておりますので、まず防災無線をできるだけ聞くには、やはり窓をあけるとか障子をあけるとか聞こえにくい場合は対応していただければ、なかなか難しいところなんですけども、費用をかけずにできるという部分がございます。今、私が先ほど言いましたように、費用をかければどんなこともできるんですけども、余りにもボリュームが大きいということでございますので、まずホームページの掲載を検討して、その辺で対応はどうかかなということで、また今後検討したいと思います。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 先ほど部長がおっしゃったように、窓をあけるとかというふうにおっしゃったんですが、これは私が住民から言われたんですけど、マイク放送が鳴っていると、窓をあけに行った時点ではもう終わっているというようなそういうこともありますので、その点は注意していただきたいと思います。

それと、先ほど平成28年度にはデジタル化しなければならないと。それにかかる費用は幾らかかるんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今の予想では約3億円です。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 平成28年ですので、その3億円、当然中長期の財政収支見直しには当然入っているのですか。入っていると思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 入っております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 3億円ですよ。これにあともう何ぼか足せば防災行政無線と戸別の受信機も併用で使えるんじゃないかなと思うんですけど、僕は専門家じゃないのでわからないんですけどけれども、提案として申し入れておきます。この話についてはこれで終わります。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、1番の生活保護の内容についてなんですが、お話ししてください。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） まず生活保護の内容ということですが、生活保護制度は日本国憲法第25条の規定に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものでございます。生活保護に該当いたしますのは、病気や障害、高齢などの理由により働くことができず、預金もなく生活の維持が困難となったときに生活費や医療費などを援助して、一日も早く自立した生活を送れることを目的とした制度でございます。保護の内容につきましては、生活扶助、衣食等ですね。それから住宅扶助、家賃等。それから医療扶助、医療費ですね。この3つの生活をするのに必要不可欠な費用を基本として扶助をするものでございます。そのほかに教育扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の5つの扶助がそれぞれ該当される場合、必要性に応じて扶助がなされます。なお、対応は奈良県中和福祉事務所が対応、決定、認定を行います。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、上牧町は一体どのような、これにかかわっているわけですか。教えてください。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 生活保護の相談は、まず町の窓口に来られます。町がその状況

を聞かせていただいて、その状況を受けて中和事務所の方に連絡いたします。中和福祉事務所がケースワーカーといますか、担当者が本人から事情を聞いて、あるいは調査に行つて決定するといった流れでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ということは、上牧町はただ事務手続などを代行するだけで、あとは一切かわらないというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 福祉事務所の地区担当とともに、当然窓口に来られますので、町としても助言をしております。地区担当とともに指導等を行つてもおります。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。国費が4分の3、生活保護費の4分の3が国費で、4分の1がうちの場合は奈良県が負担しているという、本当にこの生活保護、最後のセーフティネット、これをもうちょっと実のあるものというんですか、今の時代に合ったように直していかなければならないと思うんですけれども、毎年受給者がふえている中で、上牧町、具体的な生活保護受給者の年齢別とかあるいは男女別等、受給期間が一体どれぐらいになっているのか、その辺もしわかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 細かいことまでは把握いたしておりませんが、上牧町の生活保護受給者人数でございますが、平成24年4月1日現在の受給者世帯は208世帯、受給者は289人でございます。今おっしゃった年齢別、男女別といった細かいことは把握いたしておりません。なお、支給総額は4月分の月額総額として約1,700万の支出でございます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、それぞれの方の受給期間は把握されているのでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 台帳等につきましては、福祉事務所が保管しておりますので、町では保管をしておりますので、そういうデータは持ってありません。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。

それでは、3番目の上牧町内の生活保護受給者の今後の見通しについてどのように考えて

おられますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 今後の見通しについてでございますけども、過去5年間の実績を見ますと、毎年増加いたしております。平成19年は125世帯であったのが現在は208世帯と。5年間で約60%の伸びとなっております。今後の見通しといたしまして、ひとり親家族の増加及び非正規雇用の蔓延によります低賃金労働者や失業者の増大から考えますと、今後も保護世帯数は増加するものと予測いたしております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。

それでは4番目の、上牧町内の生活保護受給者に対する上牧町の施策があればすべて教えていただきたいと思えます。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 生活保護者に対する給付は国、県でございますので、金銭給付は一切行っておりません。町の施策といたしましては、生活保護世帯を対象とした健康診査を無料実施いたしております。そのほかに、広報でもお知らせいたしておりますが、各種がん検診等についても無料で行っております。そのほか生活指導等、福祉事務所の地区担当員とともに家庭訪問や助言、指導等を行っております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ここでお尋ねしたいんですけれども、健康診断はもうちょっと具体的に詳しく教えていただけないですか、健康診断については。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 健康診断につきましては、国民健康保険、国保の担当が行っております特定健診と同じ形でございます。平成20年度から40歳に達した保護者の方々に特定健診と同様の検査項目で実施しているということでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、この健康診断に対して町が平成23年度に支払ったお金、あるいはその人数を教えてください。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 23年度は1名の方だけが受けておられます。健康診断にかかる

費用は1名8,505円でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それ以外にはないわけですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） あと、平成23年度実績で大腸がん検診が1名、乳がん検診が1名、それと予防接種なんですけども、さっき漏れたんですけども、インフルエンザの予防接種ですね。これが81名の方が受けておられます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それらの費用はトータルで幾らになるわけですか。要はあれでしょう、町単費ということになるんですね。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 健康診査につきましては、県の補助が3分の2ついております。大腸がん検診につきましても1名ですので4,375円、乳がん検診も1名、4,500円。インフルエンザは81名と多いんですが、1人5,000円ですので40万5,000円の費用を町で出しておるということでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 先ほど言いましたテレビの特集なんですけれども、「ニッポンの大疑問」の中でおっしゃっていたんですが、日本人のサラリーマンの平均給与が今もう350万まで下がっている。リーマンショックまでは約400万だったのが気がついたら350万まで下がっているという、本当に。そんな中で国民は儉約をして、みんな必死になって頑張っています。頑張っている、僕たちも含めてなんですけれども、健康診断をやはり受けます。しかし、これは医療費控除の対象外でしょう。つまり医療行為ではないので、健康診断にかかる費用は自分らの毎月の可処分所得の中から払わざるを得ないわけですね。みんな自分の生活費の中から払って、できるだけ医者にもかからんようにというふうな思いで健康診断を受けているんです。この生活保護の法律なんですけれども、第2章の保護の原則、その8条、基準及び程度の原則です。ちょっと読みます。「第8条、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と。第2項で、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければ

ならない。」となっております。

つまり、この生活保護というのは、国民の最低限度の生活を考慮して国がもう決めているわけですね。資料を見ますと、各地によって生活保護費が決められていますね。だから、それを超えてはいけないというふうに条文ではなっております。僕が先ほど言いました健康診断、これは当然、自分の生活費の中から僕は払うべきだと思うんですよ。その辺についてはいかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） まず、生活保護の方には保険証の発行がなされておられません。したがって、国保での特定健診や社会保険のように会社等で健診を受けることができません。そのため健康診断を受けるといった機会がございませんので、平成20年度より行っているということでございます。

それと、おっしゃるとおり、国が支給しております保護費以外の支給は所得と見なされますので、支給することには問題があるように思われます。しかし、この自己負担金につきましては、給付ではなく免除ということでございますので、支払う義務を免除するものでございますので、現金等を給付するものではございません。例えば、町が減免分を現金支給した場合、所得と見なされますので生活保費からその金額を差し引くといった形の支給となるんですけども、この部分は支給ではなく減免措置を行っておりますので、最低生活費を超えて支給をしていないという解釈でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 言葉の言い回しはどうでもいいんです、僕は。おかしくないですか。減免、結果的に一緒じゃないですか。僕たち健康な者が健康診断を受けた費用は全然認めてもくれないのに、自分の生活費から払わなければならない。やっぱりこれはどう考えてもおかしいですよ。町が減免とかすること自体が僕はおかしいんじゃないかなと思います。そうでもなくとも上牧町の開発公社、きのうも説明がありましたけど、43億でしたか。25年かかって返済していくという大変な住民に負担をかけている中で、できるだけ上牧町の税金は公平性をやはり確保していただきたいんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 例えば同じケースで、生活保護者のNHKの受信料は減免がございまして、この減免はNHKが独自で実施されている取り組みでございます。この減免制度と上牧町の各種健診の自己負担の減免制度は同じ考えの取り組みだと考えております。法的

には問題はないものと解釈をしておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、僕としてはこれの給付、減免に対しては余り好ましくないというふうに意見を申して添えて、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 7番、康村議員の一般質問を終わります。

それでは、暫時休憩といたしまして、午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇木 内 利 雄

○議長（東 充洋） 6番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（6番 木内利雄 登壇）

○6番（木内利雄） 6番、木内利雄でございます。通告書に従い、順次質問をさせていただきます。質問事項は以下のとおりでございます。

1点目が学校のあり方について。2点目は上牧町に対する損害賠償請求事件について及び口ききの現状についてお尋ねします。3点目は、まちづくりについて。質問事項は以上でございます。

それでは、早速でございますが内容に入らせていただきます。

まずは1点目の質問である学校のあり方についてお伺いいたします。この質問の主たるものは、小学校の児童数及び中学校の生徒数に関してお伺いするのであります。本年第1回定例会の予算特別委員会に町当局から提出された資料である各学校別児童数・生徒数の推移表を見せていただきますと、上牧小学校そして上牧第二小学校、また上牧第三小学校、この3校の合計児童数は平成24年度が1,337人、そして5年後の平成29年度は982人。よって、平成

29年度は、平成24年度より355人減ということになります。355人が減ということになる。この355人という数字は、平成24年度の上牧第三小学校の児童数227人を大きく上回るものであり、1.56倍にも達します。

そこで、浅井正溢教育長にお尋ねいたします。小中学校の適正規模、つまり1校のクラス数及び児童・生徒数に関してはどのような認識を持っておられるのか、まず答弁を求めます。

次に、上牧町への損害賠償請求事件に関してお伺いいたします。

その1点目は、本請求事件のその後の進捗状況について報告、答弁を求めるものであります。

次は、本年5月7日月曜日に開かれた議員懇談会での康村昌史議員の発言内容についてであります。本請求事件に関して、康村議員は当時の杉田町長に対して次のような内容、趣旨で懇願というか申し入れをしたというものであります。その発言内容は、事業費に上乘せをし支払ってはどうかというものであります。つまり、本請求事件に関して原告の主張している金額を上牧町の道路工事や下水工事などの工事費に一定額を水増しして原告に支払ってはどうかというものであり、詐欺、搾取を働きかけたということと言わざるを得ません。このようなことで犯罪が成立すれば、教唆犯ということになります。よって、康村議員の水増し発言は言語道断というほかにありません。そこで、康村議員を含め他の議員、または他の一般住民たちから同請求事件に関し、同様なことはあったのか否か、まずは今中町長の答弁を求めるところでございます。

次に、個人や企業などへの利益誘導のための口ききに関してお尋ねいたします。議員活動の1つに、議員が住民などからの要望を受けて行政に対し要望、提言、働きかけを行うことがあります。これらの議員活動は一面、口ききと言われる不正、違法な問題となる場合があります。そこで、口きき記録制度について本町はどのような取り組みをされているのか、まず答弁を求めます。

次に、まちづくりについて2点お尋ねいたします。

その1点目ですが、2000年会館号、巡回バスの増便、ルート拡充についてお伺いいたします。この件につきましては、3月の予算特別委員会でも触れさせていただきました。そのときの塚住福祉部長の答弁は以下のとおりでございます。大型店舗進出に伴い、奈良交通のバス路線も変更されるものと考えております。また、新たな道路も完成いたしますので、その路線に合わせたルートを考えていかなければならない。その時点で、バスの台数、1日の本数、ルート、時刻表等全体的な見直しが必要と考えております。また、この課題は、夕

ウンミーティングにおきましても、要望は大きな存在でございます。24年度中に検討を行って調整をしてみたいと考えております。以上が塚住民福祉部長の答弁内容でありました。

そこで、予算特別委員会の折には、今中町長の見解、答弁をお聞きいたしておりませんので、まず町長の答弁を求めるものであります。

次に、庁舎前に設置されているモニュメントについてお尋ねいたします。

まずは1点目は設置年月日。2点目が総事業費及びその内訳に関し答弁を求め、詳細に関しては再質問の折にさせていただきたいと存じます。

再質問は質問席で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正滋） 木内議員の質問にお答えいたします。

学校の適正規模ということにつきまして、適正規模というのは、やはり児童、生徒の多様な人間関係を通して集団のルールを学び社会性を養うとともに、みずからの個性や能力を伸ばすことが期待される規模であるということをお前提といたしまして、小中共通して言えることは、クラスがえのときの児童・生徒間の人間関係の固定化を防ぐという意味においても単学級では具合が悪く、運動会や学芸会等でも児童の活力の推進と、ある程度の学校の活性化が図れる規模。それから、中学校では主要5教科について、各学年それぞれの担任教員を配置できるとともに、部活動やクラブ活動等の種目数を一定維持できる規模。これらに伴って、教員配置に関しても各学年複数の配置ができ、教師同士がともに力を出し合い相談し合っ学校運営を推進していける規模というふうなことで、それが適正な規模であろうと。それに基づきまして、学校の基準規模はそういう考え方のもとに、小中ともに12学級以上18学級以下と学校教育法施行規則ではされております。当然、地域の実態、その他特別の事情があるときはこの限りではないとされております。現在、この12学級以上18学級以下という標準規模はおおむね妥当な標準と考えられておるところであります。現在、上牧町内では第三小学校が10学級、第二中学校が9学級で標準規模を満たしていないという実態でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今、教育長からご答弁をいただきました。学校教育法施行規則第41条等々を踏まえて答弁をいただいたかなと思うんですが、まさに私は余りにも少ない児童数、生徒数であれば、これは小・中学校時代における人間関係、人間形成上、教育長はうまいこと何か難しい言葉でおっしゃいましたけど、全く一定規模がなければ、そういった人間形成に支障を来すということだと思えます。

そこで、そういう教育長のお考え方、認識があるとすれば、次の質問に移らせていただくわけですが、壇上でも申し上げました、29年度には今年度、平成24年度と比べて小学校の生徒数が355人減るんですね。これは、これも壇上で申し上げましたが、第三小学校よりも百何人多いんですよね、この数は。そこで、余りにも上牧小学校それと第二小学校、第三小学校、先に小学校のことを片づけますけど、余りにも人数に格差があり過ぎる。これは教育的環境の格差を生じていると言わざるを得ないと思います。ここら辺は教育部長、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 確かに今木内議員がおっしゃったとおり、上牧小学校の児童数は24年度で653人、上牧第三小学校で227人と2.9倍になっております。しかし、人数の格差についてはさほど問題はないというように教育委員会では考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） いやいや、先ほど教育長は冒頭の答弁で一定の人数、クラスがえ等もいわゆる2クラス以上ということ念頭において発言なさったと思うんですが、今の部長の答弁とは落差がありますよ。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 確かに一定規模以下であるということについては問題があると思います。ただし、大きい学校が上牧町にあって、小さい学校もあると。学校間の人数格差については問題ないというように考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それじゃ、原点に戻って、先ほど教育長はクラスがえということも重要な問題だというふうに発言なさったと私は理解したんですが、1クラスですとクラスがえはできないんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 現在、第三小学校で、実数ですけれども、3年生と4年生が1学級になっております。1年生、2年生、5年、6年は2クラスあるんですけれども、したがって3年生、4年生は事実上はクラスがえはできない状態になっています。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そやから、教育長のおっしゃっているクラスがえ等々のいわゆる学校としてのあり方、適切な規模等には当たらない。そやから、私は学校間の人数の生徒数、児童

数の格差を解消するように考えられたらいかかなということを申し上げる。そこで、それは申し上げておきますよ。この人数、先ほどから壇上とかここで私が生徒数、児童数の話を申し上げている数字は、資料のカッコ内、特別支援学級児童・生徒数は含んでおりませんので、当然、理事者側は承知していただいていると思います。これは推測しがたい部分があるので、この数字は抜いていますので、そういうつもりでお聞きいただきたいと思います。それで、この355人も減る。後で部長がおっしゃるかもわからんけど、今度アピタの横に144戸の宅地造成が計画されている。また子ども数がふえるんだけど、大してふえません。あの友が丘のところの前町長の前の住宅地なんか半分も売れていないんじゃないですか、あれ。それと同時に、すべてが小学校、中学生の子どもを持って転居してくるわけじゃなし、そんな思ったようには生徒数が私は伸びないと思います。よって、将来的に統廃合ということはどうにお考えでしょうか。小学校の件ですよ、今。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） 私が思っておりますのは、それぞれの学校にはそれぞれの歴史、伝統があり、その卒業生もおられ、そこで勤めさせてもらった教職員等もおるわけですし、それぞれ誇りと愛着を持っていると思うんですよ。そういう中で統合というふうなことはですね、考えることより統合されるということ自体は、される学校の卒業生や保護者等にとっては忍びないものであると思いますので、先ほど来、児童・生徒数の変動というようなこともありますけれども、現状、29年度になりましても、二小・三小や上牧二中の児童・生徒数は大体现状維持と同じ状態ですよ。だから、そういう意味で統廃合というようなものはしたくないなと思っております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 教育長の熱い思いはわかりました。この29年度の資料で見る、平成29年度は、上小が408人の14クラス、三小が223人の9クラス。比べると1.8倍なんですよ。半分しかいてないということですよ、上小と三小を比べると。これは校区がえをして人数の平準化を図ったらいかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今度、新しく今アピタが開発されまして、あの付近は新町会と三軒屋会が入り組んだ状態になっておりますので、その辺の校区の見直しはしたいというふうに思っておりますけれども、キャパシティーといいますか学校の規模ですね。第三小学校は1学年2クラスしか収容できないという規模で建設されたものでございます。上牧小学校は1

学年に4クラス、5クラスでも収容できる規模でございます。これを平準化するというのは2クラス満杯で計画しますと、1学年3クラスになってしまうとプレハブでも建築しなければならないという事態になってしまいますので、平準化するのは難しいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 小学校の件はとりあえず、そこままで置いておきますね。

時間の都合で次、中学校の方に入らせていただきますけど、中学校も上中と第二中学校を平成29年度で比べると、上中が425人の15クラス、二中が246人の8クラス。これも1.73倍なんです。これも線引きというか校区の見直し等々をやらなければ、余りにも人数的にバランスが悪い。町民体育祭で学校対抗なんかやったら不利です。そういう意味も含めて、この校区の見直しというのも提言したいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今、木内議員がおっしゃいました子どもたちのため、子どもの教育環境をよりよいものにするためには標準規模にするのがいいんじゃないかということでございますけれども、当然教育委員会としても検討していかねばならないと考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） このことは私は随分以前にも人数の件を、児童数、生徒数を見て提言を申し上げたところでございます。何も今までがこの校区やから、この校区を1回も変えたらあかんとか、そんなことは何も考えない。フレキシブルにやれば、児童、生徒のためであれば、どういうふうにでもやれば、私はよろしいかなと思うので、そういった問題提起をさせていただいたところでございますので、教育長をはじめ皆さんこのことにも汗を流されるよう強く申し入れておきたいと思っております。

それじゃ、次、訴訟事件。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） お尋ねの損害賠償請求事件について経緯を説明させていただきます。

原告より4月12日に大阪高裁に控訴されました。それによりまして、6月13日に第1回口頭弁論記述が開催されております。その中で、裁判官より控訴に対する審議は当日をもって終了するという報告がございました。それによりまして、8月24日に判決が出されるという予定でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 審議をしないということなんですね。何か新しい貴重な証拠等々の書面とか物証とか出てきたんでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 控訴理由の中に以前からの請求の内容がございます。それはほとんど変わらないということがございます。その中に、名古屋地裁で平成23年度に解離性同一性障害というふうな事象があったようです。その判決を理由書の中に一部書かれているという内容でございますので、大まかには一審とほぼ同じような状況で、今言いましたように審議が終わりましたので、新しい証人等はございませんでした。

○6番（木内利雄） そしたら、次お願いします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） この裁判の訴訟の前段の話として、細かい話は私もわかりにくいんですが、工事費に云々というお話がございましたが、我々としては、そういう話については一切聞き及んでおりません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 5月7日の議員懇談会の折は全議員が出席しておった。なおかつ、総務部長それと総務課長も出席しておって、そういったメンバーが参列している中でそういう話があった。また康村議員自身が認めた。

それで、本年度5月10日、皆さんもご存じだと思いますけど、奈良市の工事費水増し請求事件で逮捕されている。要は水増しということは、壇上でも申し上げたように、詐欺、詐取なんです。それをいわゆるそそのかす。私、上では教唆と言いましたが、教唆。いわゆるそそのかしたということがあれば同罪なんですよね。これは奈良の詐欺容疑で逮捕という、工事を水増し請求してという新聞記事でございますが、皆さんもご承知やと。これと同じようなことを康村議員が前町長の杉田さんにということであります。ですから、そういったことを厚顔無恥というか、全くもって今、多くの方が議会改革何とか委員会ですか、やっておるんですが、根本的にこんな水増しをして、いわゆる原告、その当時は原告じゃないですけど、払ってやれというのは、全くもって議員の資質を疑うものであります。要は、現町長の今中町長にはそういう話はなかった。ほかの部長にはそういう話はなかったんでしょうか。あれば挙手して発言いただきたいと。挙手がないようですから、部長たちにはなかったということと聞いておきたいと思います。

このことについては、やっぱり私は問題やと思いますよ、こんなこと。議員が工事費の水

増しをして、その金を払うたれやと、みたいなこと。これは本当に厚顔無恥としか言いようがない。先ほど質問されていましたが、これは羊頭狗肉。羊頭を掲げて狗肉を売るというやつですけど、全くもって言っていることとやっていることは裏腹であるということ強く申し上げておきたいし、もしこういうことがあれば、断じて今後許されるものでないし、理事者側にもきちんとした対応を求めておきたいと思います。

それでは次、口ききの現状についてお尋ねします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 口ききの現状についてなんですけども、今現在、何の規定等もございませんので、記録その他実態の把握はしていない状況でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 例えの話ですよ。要は介護度、介護認定を受けた人がおって、例えばAさんとしておきましょうか。Aさんが介護度2やと。ほんたら、議員もしくは一般の住民かわかりませんが、介護3にしたってくれとか、4にしたってくれとか、こういったことも利益誘導なんですよ。これは例えの話で今申し上げていますが、よって、この口ききに対する記録制度というものの整備が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、木内議員の方から、ある1つの例を出してお話ししていただきました。この口ききという言葉の意味そのものがなかなか難しいところがあるのかなというふうには私に考えております。当然、議会の議員の皆さん方は住民の方々からいろんなご相談なり要望なりをお受けになると。それを町当局に対して、実は住民からこういう相談がある、こういう要望があるんだけどどうだと、こういうような話というのは、これは俗に言う議員さんの活動としては、当然これはおやりになるべきことだろうというふうに思います。その中に、どういう内容であるのかと。そういう活動そのものがすべて口ききになるということではございませんので、それを精査していく必要があると。何をもって利益誘導の口ききなのかということの選別、これはなかなか難しい部分があるのかなというふうにも私自身としては考えております。以前に、こういうお話が一般質問の中でもあったように記憶いたしております。いまだに整備をしていないというのも事実でございますが、奈良市あたりでもかなり大きな問題にもなっておりますし、今、木内議員の方からその問題についても上牧町でも質問をしていただいておりますので、その部分をどう整理するか、どういう部分を記録としてとどめるのかと。こういう部分についての一定の線引き、こういうものをこ

れから考えていく必要があるのかなというふうに今お話を聞かせていただいて感じているところでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 確かに、線引きというのは難しいなと思います。しかしネットで見ると、やっているところも結構あるんですね。よって理事者側におかれましても、また議会側においても研究等が必要かなと思いますので、今後また、ともどもに研究し、しっかりした議会改革に取り組みたいと思いますので、ご協力賜りますようお願いしておきたいと思います。

それじゃ、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先ほど質問していただきました町内の2000年会館号について前の質問で担当部長の方から検討するというような答えがあったんだけど、町長からはそれに対する答えをいただいているという内容であったかと思います。

来年、ユニーの開発が先般質問に答えて担当部長の方からもお答えをさせていただいております。おおむね25年秋というような予定でございますが、私としては若干おくれるのではないかと。恐らく年末ぐらいにずれ込むのではないかなというふうには感じております。ただ、25年にオープンするのは間違いございませんので、担当部署に、俗に買い物難民と言われる人たちのやっぱり足を確保するということから、オープンまでにしっかりとした考え方でやる必要があると。今年度中にルート、時間、そういうものをしっかりと研究して25年度予算に反映できるように、早々に答えを出すようにというふうに担当部長の方には指示をいたしております。ただ、マイクロバスのようなものがあるのか、それとも今運行しております10人程度乗り、これをもう1台ふやして、例えば町を半分に割って、それぞれで時間帯を決めながらユニー前、それから2000年会館前をそれぞれ回れるようなルート、これが一番いいのではないかなと考えておりますので、そういうルート、それとあと使用料等をどうするのかというような話もまた出てくるかもわかりませんので、そういうことも含めながらしっかりとした計画を立てて25年度予算に反映させて、オープンまでにしっかりとした運行をします。こういう考え方で進めていきます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 町長は3月議会の議事録なんですが、町長の閉会のあいさつのところで、高齢者に対するいろんな思いをあいさつの中で述べられております。閉会のあいさつのときにね。

私は松里園ですが、近所を見ていまして高齢者も多いですし、おひとり暮らしの高齢者も多い。何人かというか、何かのときにお話が出るのは、もう買い物でけへんから、どっかの近くの便利なところ、マンションに引っ越そうとか、そういう話まで。いやいやもうちょっと待てと。今中町長が何か考えてくれるやろうからという話もしていますから。買い物ができる、ほとんどそういった高齢者は問題がないんです。私のところとかご近所のところは医者さんに行くときは、予約もしてはりますから、何月何日何時ごろ乗せていってくれませんかと言いにきはるから、わかりましたと言うて乗せていくんですが、そういったことで我々ももうちょっとしたら高齢者という域に入るわけですから、高齢者に優しい、かゆいところに手が届くような施策を求めておきたいと思いますので、しっかりとお取り組みをされるよう求めておきます。

それでは、次お願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） モニュメントについてお答えいたします。設置時期は1991年でございます。それと、モニュメント計画策定委託料が468万6,000円です。それとモニュメント工事費が3,991万2,000円でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 総額約4,500万ぐらいでよろしいですか。これはバブルの景気がよかったときに竹下総理が1億円をばらまいた、そのときの産物ですよ。はいとか、うんとか答弁してよ。

○総務部長（田中一夫） そのとおりです。

○6番（木内利雄） 今から考えたら夢のような話ですよ。あの当時は全国で約3,800ほどの市町村があったわけですが、それに全部1億円ずつ配ったと。その産物が当町ではあのモニュメントとして残っている。あるところでは、淡路島の方か、あっち側では金のあれをしたり、私が言うとったんですが、あの当時の上牧町で1億円というたら大したことというか、余りありがたいと思えへんので、近隣の市町村、じゃんけんして勝ったところが全部もらおうやという話も冗談でしたことがあるんですけど、今から考えたら、ほんま夢のような時代の話やったなと思います。

そこで本題なんです、私の家の、あれはタイムカプセルになっているんですよ。これは引きかえ書なんです。私はうちの家の金庫の下に入れてあったのでコピーしてきました。ほんまもんはカラーですけど。私のナンバーは受け付けナンバー19、ゼロが3つの8。これ

が50年前からのメッセージということで、こういうやつです。皆さんお持ちかどうかわかりません。職員でここにおられる方でこれを持っている人は、持ってないの、誰も持ってないの。町長室に入りにこんな丸いの飾ってありますよね。認識ありますよね。はいはい。ここにおる職員は全部この引きかえ券を持っていない。もらえへんかったん。もらえへんかったということ。ああそうか。これ、1991年から50年後ですと2041年なんです。少なくとも私はいてないと思います。それで提案なんです、これだけ約四、五千万もかけてつくったやつを50年間ほったらかしとく手はないやろう。幸いに現在21年目なんです。あと4年すると25年なんです。そやから、25年で一遍あける。希望者にはこれを持ってきてもうて引き取ってもら。希望せえへん人はそのまま置いとってもうたり。なおかつ、そのときに新しい住民の方で希望される方があればもう一遍入れる。これは道頓堀のグリコじゃないですけど、これは1回しかせえへんかったら1回のおいしさしかないけども、グリコみたいに2度、3度おいしいということで、25年後のいわゆる2016年、平成で言うと平成28年度になるんですが、一遍あけて、そのようなイベントをやられたらいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） おっしゃっていただいておりますとおり、かなり記憶も薄れてきております。これはもう事実でございます。あのときどうであったのかなという、私はそのとき確か担当もしたような記憶があるんです。一緒に四国の庵治へ行った記憶もございます。それから考えましても、かなり記憶も薄れてきていると。50年後、ひょっとしたら私もあと30年くらいたったらおらんかわかりませんので、忘れないといえますのか、そういうためにも50年というのはあのとき決めたことでございますが、かなりやっぱり長いというのも実感的にございます。恐らく入れた方々の記憶もかなり薄くなっているのではないかと。今お持ちいただいている引きかえ券そのものもどこへやったかわからないというようなこともあるかもわかりませんので、今ご提案いただきましたことについても、そういう考え方もあるわけでございますので、また検討させていただいて、皆さん方に再び思い出していただくような、そういうこともこれから考えてみたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 私はこのことを考えたというか思いついたのは、要は財政問題とか何やかんやで夢も希望もないみたいな感じに、世の中もそうやし上牧町の住民さんもそうやと。金のかからんで何かイベントができないかなというふうに思って、きょうこの場で発言をさせていただいているのでございますので、付加価値をつけて、あの約4,000万か5,000万でつ

くったモニュメントにもう一遍命を吹き込んで、若い世代、きのうきょう生まれた方にもまた入れてもらうというようなイベントで、一遍イベントで夢、盛り上げをやられたらよろしいかと思しますので、しっかりしたお取り組みをされるよう申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 以上で、6番、木内議員の一般質問を終わります。

康村議員。

○7番（康村昌史） 議長、一般質問というのは、何を言ってもいいんですか。間違ったら壇上で謝れば済むんですか。そういうわけにはいかんでしょ。何の裏づけもとらない。何でも言ってもいいんですか。言いつ放しじゃないですか。だから僕はさっきからおかしいと言っているんですよ。その辺はどうなんですか。一般質問ってそんなんでいいんですか。

○議長（東 充洋） 一般質問は行政一般です。

○7番（康村昌史） ですから言っているんですよ。何の裏づけもないことを言ってもいいんですか。間違ったら壇上で謝ったら、それでいいんですか。そんなおかしい一般質問はないですよ。

○議長（東 充洋） 壇上で謝ることはないと思いますけどね。

○7番（康村昌史） きのも現実謝ったじゃないですか、ある方が。忘れていたとか、何かわけのわからんことをきのう。違いますか。

○議長（東 充洋） 全然問題が違います、あなたの言っていること。これは、5月7日の議員懇談会の後半、終わってからですね。

○7番（康村昌史） 委員長、僕はそんなこと言ってないんですよ。何でもかんでも言って、後から謝ってそんなんで済むんですか。そういう一般質問なんかだめですよ。

○議長（東 充洋） だめですよ。

○7番（康村昌史） それを言っているんですよ、だから。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 問題がぼやけてるんで、康村議員が何をおっしゃりたいかきちんと聞いてあげたらどうですか。

○議長（東 充洋） きんのうの、どの部分をおっしゃっておって、それがいけないと言って。
（発言する者あり）

○議長（東 充洋） あなた、ちょっと黙っていただけですか。今あなたからの発言なん

か全然受けていないので。そうでしょう。発言するならば議長でしょう。そやから、康村議員、今言っているんですけど、その部分なんですけれどね。

○7番（康村昌史） はい。ですから、きのう堀内議員が壇上で過去の発言について陳謝されましたね。僕はそういうようにとったんですよ。だから、その原因というのは、いつだったか忘れたんですけども、ここの一般質問で民生児童委員の方が選挙運動に携わっていたという。はっきりとおっしゃった。後日になって自分が間違っていましたという。きのうここで陳謝されたんですよ。ほんなら、僕が今言いたいのは、何の裏づけもとらないで……。

○議長（東 充洋） ちょっと待ってください。そこで切ってくださいよ、まず。

ですから、それは3月の一般質問だったんですかね。昨年6月の一般質問のことで堀内議員の発言について民生児童委員の方が堀内議員の発言と事実とは違うのではないかという話が1年近くお話し合いをされてきたと。そういう中でどちらの思いも解決するということで、きのうは一定修正するには公の場で発言しているわけですから、議事録がきちんと残っているわけですから、その議事録を訂正しようと思えば公のこの場でしかなということはおわかりいただけますよね。ですから、それはそういうことできのうは訂正をされたということですよ。はい、次。

○7番（康村昌史） ですから、一般質問というのは、もっと自分にちゃんと裏づけとかをとって、それで発言すべき問題だと思います。謝ったら済むという問題じゃないでしょう。

○議長（東 充洋） ですからきのうの……。

○7番（康村昌史） ですから、一般質問というものは本当に議員の皆さんに言いたいですよ。もっと裏づけとかもちゃんととってから、ただ一部分だけをとって発言する、こんなおかしい話はないですわ。

○議長（東 充洋） その辺がちょっと言うている意味がよくわからないんですけどね。そやから、そこの部分のくっつけて云々というところはどういうことなのかを言ってくれないと、みんなだれもわからないと思うんですけど。

○7番（康村昌史） ですからまた、全協とかで機会があれば、きょうは本会議ですから。

○議長（東 充洋） いやいや、ここの公な場でおっしゃっておるわけですから、最も公な場ですので、これは一定のけりをつけておきたいというふうに思います。

○7番（康村昌史） だから今言うたじゃないですか、もう。こういうことはあつてはいけないということを言うてるわけです。

○議長（東 充洋） ですから、堀内議員のきのうの行為というのは、去年の6月の一般質問

において自分が発言したということについて、その部分において解決を図るために、きのうは一部修正をなされたということでもありますので、それはそれでいい話じゃないですか。

○7番（康村昌史） ですからそれはいいと申すてます。ただ、一般質問を議員がする場合は、もっと自分の文言とかに責任を持っていただかないと、すぐここで謝ったら、それ自体が僕はもう間違いだと言っている。そのような一般質問は慎むべきだということ。そういうときはやはり議長がとめないといかんと思います。

○議長（東 充洋） どこの部分ですか。

木内議員。

○6番（木内利雄） 康村議員にちょっと整理をして発言してほしいんですが、私が壇上で先ほど一般質問をしているときに不規則発言で大きい声でなされておった。そのことは何を指して康村議員がされておるのか、この場できちんと聞いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） ですから、康村議員のおっしゃっておられるのは、木内議員に対しての発言に対しておっしゃっていることなのか、堀内議員に対しておっしゃっておられることなのかどっちなんですか。

○7番（康村昌史） 両方です。

○議長（東 充洋） 両方。堀内議員の話ではないんですか。

○7番（康村昌史） それも含めてということ。議長、だから言っているじゃないですか。もっとこの一般質問、貴重な時間です、確かに議員に与えられた。もっと裏づけを持った、確信を持って言っていたらいいと、そんないいかげんなことでここで発言してほしくないということを言っているわけです。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 私のどの部分を指していいかげんとおっしゃっているのか明確にしていたらいいと、これは決して下がるものではございません。許せません。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） だから言っているじゃないですか。だから全協のことでの私の発言で何の裏づけもとっていないじゃないですか。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 何をおっしゃっているんですか。ここにおる全議員、それと総務部長、それと総務課長、それと事務局、全部おったところで私はメモしていますよ。5月7日。あ

あなたの発言メモしていますよ。原告が康村議員に相談。そのときは原告じゃないですよ。杉田町長に懇願をした。どういう発言をしたんだと言うたら、事業費に上乘せし、そういう方法もあるのではないか、それで支払ってはどうか。それで、こういう発言を議長かだれかが出さなかったかな。ほんで、私は康村議員がそこにおるんですから、康村議員に今の話はほんまですかと言うたら、あなたが間違いございませんと言ったじゃない。メモちゃんとしてありますよ。何をおっしゃっているんですか。恥の上塗りですよ、あなた。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 何を言っているんですか。あなたがだから間違っているんですよ。杉田前町長にも何の確認もしないで。何を言ってる。

○議長（東 充洋） ちょっとお待ちください。すぐ当てますので。しかし康村議員、そのときの話はあなたは、事実ですと言うた。

○7番（康村昌史） 違いますよ。ああそういうことは、私、若かりしころにそういう判断もあつたなということを言っているんです。

○議長（東 充洋） まあわかりません。どうぞ。

○10番（吉川米義） いかにも、私が言いましたよね、あのとき。私が康村議員に頼んだ。理由もなし。何もなし。今、原告がと、あつたかのように。これ自体がおかしい。そうでしょう。私ははっきり申し上げておきます。この前に全協の中で堀内議員の問題が出たときに木内議員はどう言うたんですか。議会は関係ない。おまえらはおまえらでかたつけてこんかいと。そこまで言った本人がこれを認める。おかしいじゃないですか。

○議長（東 充洋） それは話がおかしい。

○10番（吉川米義） 本人の問題やからしてこいと。民生委員に言うてこいと。議長かって、そらそうですねと言うたじゃない。

○議長（東 充洋） そうですね。あの問題は、民生児童委員の方から、堀内議員に対しての分を議会で何とかしてくれというふうに言ってこられらんですけれども、議会はそれに対応できる状況は何もございませんと。はっきりした。しかし、そういう申し出があるという事実だけは皆さんにきちんとお伝えしますよというのが民生児童委員藤井会長に対しての私のお約束だったわけです。ですから、あの場でそのとおり申出書をお読みしたんです。そこでこういうことですねという話をしたところ、木内議員の方から、議員やから自分のことは自分できちんと解決しなさいよというあれはされたわけなんですね。ですから、今回の話はだれも原告とかそんなんじゃないしに、だれが言うたかじゃないしに、康村議員が杉田町長のとこ

ろへ行ってそういう状況を解決するために事業費に上乗せをして解決してあげたらどうですかということを言いに行ったという話を聞いたと。それ、ほんまかというて聞いた。1月日付は忘れましたが、出初式の朝、康村議員から私のところに電話がありました。そして、そんな正月明けの何のことかということで電話を早朝に受けたんですけども、そのときにあれは事実であったという回答だった。正月の間、自分は考えたけれども事実であったということ電話をいただいた。

康村議員。

○7番（康村昌史） ですから議長、その部分だけをとらえて言うから話がおかしいんです。私が言いたいのは、杉田元町長のところへ行ってちゃんと確認しなさいよ。何も確認しないで上辺だけをとらえて発言する。そんな議員はだめですよ。ですから僕ははっきり今ここで言います。あの当時、吉川議員の娘さんのことでかなり吉川議員も悩んでいました。僕は入りたてで余り意味もよくわからなかった。そんな状況の中で、一体どうなっているのかということ、まず杉田町長に聞きにいったわけです。それで、町にはどういうふうな対応とかをいろいろ聞いたんです。これが非常に難しい問題やと。これは解決とかはどうなるんですかと。おまえはまだ新しいし、こういう難しい問題には余りかかわらないようにと言われてました、はっきりと。でも、もしどうしてもこれが解決しなければ何か方法はないんですかと。僕は議員になって、例えば民間ではそういうこともあるだろうから、何かで解決しなければならぬならこんな方法はどうかと言うたら、はっきり言われました。公務員はそんなことは絶対できないし、したらだめなんだと一徹されました。これが事実です。

○議長（東 充洋） ですから、それが事実であるのか、最初にあなたは全員協議会のときに……。

○7番（康村昌史） ですから僕は利益誘導とかあの人が出た、そんなことは一切ないということなんです。そういう土俵にも乗らなかったということ言ってるわけ。

（発言する者あり）

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 厚顔無恥というか、ほんまにあれやなと思ったね。ほんまに今、他の議員がおしゃったように、そういう水増しをせえと言いに行ったことは事実なんだろうと言っている。あなたは5月7日に全議員の前で、そういうことは言いに行きましたということ認めたじゃないですか。私が何で杉田町長のところへ。言うたあなたが言うたと言っているんですから。発言したと言っているんですから。杉田町長のところへおれが何確認すんね

ん。

○7番（康村昌史）　そういうことは話にも土俵にも乗らなかったということです。こんな話
やったらどうなんですかと聞きにいったら、そんなんとんでもないということですわ。

○議長（東 充洋）　どちらにしても行ったんですけども、しかし、事実、これはもう木内議
員の言っているところは引けないと思うんです。私も引けないです。事実やというお話だっ
たんです。

（「もう終わろう」と言う者あり）

○議長（東 充洋）　ついでに聞きますけど、ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋）　よろしゅうございますね。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（東 充洋）　本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦勞さまでございました。

散会　午後　1時59分

平成24年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成24年6月20日（水）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第 3 意見書案第1号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
(案)
- 第 4 文教厚生委員長報告について
- 第 5 議第 1号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 2号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 3号 静香苑環境施設組合理約の変更について
- 第 8 議第 4号 西和衛生試験センター組合理約の変更について
- 第 9 議第 5号 奈良県後期高齢者医療広域連合理約の変更について

本日の会議に付した事件

第1から第9まで議事日程に同じ

- 追加日程第10 議長の辞職の許可について
- 追加日程第11 議長選挙について
- 追加日程第12 副議長の辞職の許可について
- 追加日程第13 副議長選挙について
- 追加日程第14 常任委員の選任について
- 追加日程第15 議会運営委員の選任について
- 追加日程第16 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査
について
- 追加日程第17 議員の派遣について
- 追加日程第18 議席の変更について

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	竹島正貴
土地開発公社常務理事	高木雄一	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下間常嗣 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎総務建設委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第1、総務建設委員長報告について。

芳倉委員長、報告願います。

芳倉委員長。

○総務建設委員長（芳倉利次） 総務建設委員長の報告を申し上げます。

議第6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、意見書案第1号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）、以上2議案について、6月8日午前10時から、全委員出席により慎重に審議いたしました結果、議第6号については、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。また、意見書案第1号については、東委員から、説明の中で行われた、この夏にエネルギー基本計画が出されたが、原発からの脱却と自然エネルギーの拡大を明らかにすることが不可欠であるという趣旨を本文に入れてはどうかという意見がありましたが、全委員原案のとおり異議なく可決することに決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第2、議第6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第3、意見書案第1号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第4、文教厚生委員長報告について。

石丸委員長、報告願います。

石丸委員長。

○文教厚生委員長（石丸典子） おはようございます。5番、石丸典子です。

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

6月13日の本会議で当委員会に付託されました、議第1号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議第3号 静香苑環境施設組合規約の変更について、議第4号 西和衛生試験センター組合規約の変更について、議第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、以上5議案について、6月14日午前10時から、全委員出席により慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第5、議第1号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、

これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第6、議第2号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第7、議第3号 静香苑環境施設組合規約の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第8、議第4号 西和衛生試験センター組合規約の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第9、議第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎諸般の報告

○議長（東 充洋） ここで報告を申し上げます。

議長報告と謝罪についてであります。

4月27日上牧町議会運営委員会が開催され、5月7日に招集されている平成24年第1回臨時議会の運営について協議を行った結果、臨時議会の会期を5月7日の1日間、開会を午前10時とし、正副議長選挙及び常任委員会委員の選任については、すべての町提出議案の審議終了後に行い、慣例の正副議長選挙についての懇談会は、臨時議会開会前の午前9時から行うと決めた。慣例の正副議長選挙についての懇談会とは、正副議長に立候補する者が立候補の意思を明らかにし、自分の所信を表明、他の議員から所信についての質疑が行われ、正副議長選挙をスムーズに行うために毎年行っている。

5月7日午前9時、全議員出席により議員懇談会が開かれた。初めに議長選挙を議題として、堀内副議長が議事進行を行い、議長選挙の立候補予定者の挙手を求めたところ、服部公英議員と私、東充洋が手を挙げ、服部議員、私、東と所信を述べた後、堀内副議長よりそれぞれの立候補者の所信に対し、質疑はないかと各議員に促した。芳倉利次議員が冒頭、最も民主主義の根幹をなす議会の議長選挙に、元片岡台1丁目の自治会長が、康村昌史議員に、今回の議長選挙では東に投票して協力してもらえないかと働きかけ、康村議員が断ると、支持できないなら白票で投票して協力してほしいと頼まれたと康村議員から聞いたが、こんなこと許せない行為であり、住民が議長選挙に関与することなど許せない等々についての発言があり、木内議員から真意を問われた康村議員が、元片岡台1丁目の自治会長が小林三紘氏（以下小林氏という）と実名で述べられたため、服部議員から上牧町選挙管理委員ではないかとの発言があり、吉川議員が、公職選挙法に基づいている議会議長選挙に選挙管理委員がかかわっている以上、選挙管理委員を議会に招致して事情を聞いてからでないと、議長選挙はできないと主張した。この間約50分程度の時間を要し、臨時議会開会時刻午前10時近くになったため、当日5月7日には正副議長選挙を行わないこととし、議会を開会し、町提出議案の審議を行い、本会議終了後、引き続き議員懇談会を開くこととした。

町提出議案の審議がすべて終了し、閉会の宣言を行っている途中で、吉川米義議員から以下の発言があった。以降議事録を引用。

吉川米義議員、先ほどの役選の件についてですね、ご説明してあげてください。

理事者側、わかりませんやんか。きょうの役選やということになっておりますんで、その

経過を言うてください。

議長、私、東、本日、午前9時から議員懇談会を開きまして、次期の議長、副議長それから常任委員の選任をする運びとなっております。服部議員と私が議長に立候補するという事で手を挙げました。そこで、所信をおのおのが述べました。そこでそれぞれの立候補者に質疑があるということで、芳倉議員の方から東に対して、康村議員に対して片岡台1丁目の元自治会長である方から、今回の選挙に東に投票するようにということで、康村昌史議員が頼まれたということが申し述べられました。それに対して私は一切そのような話について知らないということであったのですが、後に服部議員の方から、その方に対しては、今、選挙管理委員になっているのではないかというような問いがありまして、そういうことで選挙管理委員という立場にある方が、東に投票依頼を康村議員にするということ自体おかしいという話になりまして、この状況のままでは選挙はできないという吉川議員からの発言があり、それで選挙をいつにするかということは、基本的には6月にしてはどうかというふうに思っているわけなんです、その前にその選挙管理委員の方に議会に来ていただき事情を聞くと。その後、議長選挙を行う運びとしてほしいということでもありますので、そのような方向で進めてまいりたいというふうに思います。

各常任委員については、新たな正副議長が選任されるまで、今の状況で引き続き担当していただくと。そしてその後、新たな常任委員を決めるという運びであります、一応このように理解しておりますが、ほかに何か追加されることがありましたら、お願いしたいと思います。以上、報告をいたしました。

引き続き議員懇談会を行うに当たり、選挙管理委員が公職選挙法に触れるかのような発言があるため、選挙管理委員会を所管する総務部長と総務課長に出席を依頼した。

総務部長、今回の事象については、公職選挙法にはかかわらない事象であると思っておりますし、法に抵触しない状況でのAさんの議会への招致は法的にはできないと思っております。確かに、議長選挙方法は公職選挙法に準じて行いますので、公職選挙法と思われているようですが、公職選挙ではありません。関連法令を精査して議会に報告いたします。

選挙管理委員会を所管する総務部長からの報告を受ける協議会、懇談会を後日開くことで、全員異議なく懇談会を終了した。

5月11日、議会全員協議会の開催通知を全議員へファクスにて送信、5月17日午前10時、議会全員協議会を開催した。

選挙管理委員会事務局から議会議長選挙が公職選挙法に基づいているのか、また議長選挙

に選挙管理委員長が触れることが、公職選挙法違反となるかについての調査結果報告が行われた。以下、議事録を引用する。

総務部長 まず、今回の問題点となっております議長選挙が、公職選挙法に規定されているのかいないのかということでございます。法的な根拠をもとに説明させていただきます。

まず、公職選挙法でいう選挙は、公職選挙法の第2条に適用範囲というものがございます。その2条の中に適用範囲が記載されていますのは、まず衆議院議員、参議院議員、それと地方公共団体の議員、市町村長の選挙ということで規定されております。これによりますと、議長選はあくまで公職選挙法ではなく、議会の中の選挙という位置づけになっております。

法の解釈でよく混同されるのが、議長選の選挙方法でございます。これは選挙方法の基本的な規定であります公職選挙法に基づいて行うということでございまして、これはあくまでも公職選挙法の選挙ではございません。選挙の投票の記載、投函等の方法を公職選挙法の規定に準じて行うということでございますので、これはあくまでも、議長選はもう既に皆さんご存じのように、地方自治法の中の118条に規定されておりますように、議会において行う選挙という位置づけでございます。

それと、公職選挙法第136条で選管の委員の定義づけがされております。136条でございます。これは選管の委員は特定公務員という形で位置づけされております。この特定公務員といいますのは、従来であれば非常勤の特別公務員以上に選挙運動をしてはならない、公職選挙法で規定されているいかなる選挙においても選挙運動はしてはならないという規定がございまして、これにつきましても議長選は公職選挙法に該当しないということでございますので、この法律適用、また関連性は一切ございません。

以上の法的な理由によりまして、議長選は公職選挙法に規定する選挙ではないということでございます。よって、公職選挙法の適用はないということでございます。と報告を受けた。

その後、芳倉議員から、今回の件は明らかに康村議員に対する脅迫であります。や、法的根拠がなくても道義的な問題がある。双方ここへぶつけて、どちらがどうであったかという話を聞こうじゃないですか。この選管の委員長やめてもうてくださいよ。等々の主張が行われ、康村議員も終始肯定する発言があった。

さらに、小林氏に対して、あいつ呼ばわりや、議会を目下に見た選挙管理委員長さんは、こんなやつらはいつもむちゃくちゃしとるから、わしが行ってちょっと指図してやろうやないか、そういうふうに私は議会を下目に見ておられるなど、それが病かどちらかやなど私は考えておりますとの暴言もあった。

他の議員からの発言は以下のとおりであった。議事録を引用。

富木議員、中間省略、きょう、調査をしていただいてはっきりしたことを述べてもらおうということで、部長と課長に来ていただいて、今言っていただきました。あとは、私はやっぱり言った言わんの話で、それはもうだれもわからへん話で、片や本人はこう言うてる、かかわっている方はこう言っている、皆はそこにおったわけじゃないから、話は全然わかりません。だれもわかりません。本人同士しか。状況もあるし。だからやっぱり、私たちの議会だけの問題じゃなくて、住民に対して申しわけないし、これはもう大きな問題かな。延びたわけですから、足踏みしたわけですから、議会の責任でもあると思います。中間省略。結論ですけれども、ここでしっかり決めて議長選を議会のそれぞれの考え方、これからどうしていくんやということをも方向性を持って、大事なことでありますので、そのことをしっかり考えた上で議長選挙に入られたらどうですか。と。

石丸議員、中間省略、私は議会の全員協議会として一致させることは、公職選挙法に違反した行為ではなかったというところでまとめていくべきだと思います。康村議員は個人的にいろいろな思いもおありでしょうけれども、そういう協力してほしいという声がかかったときに、康村議員ははっきりと断ったとおっしゃいましたので、仮にそういう話があったとしても、判断されるのはそれぞれの議員であって、そして本会議場でそれぞれの自分の意思で議長選挙でこの方という方に対して投票するわけですから、それぞれの意思で投票するところということをはっきり持っていただきまして、この場は何とか折り合いをつけていただきたいというのが私の思いです。

もう1つ、康村議員は政党の事をもち出して言われましたけれども、この議長選挙には政党を選ぶというそういうのは関係ありませんので、その辺は言葉を慎んでいただきたいと思います。それと、1年前の選挙で政党でなぜ出なかったのかというふうなことも言われましたそうなんですけれども、それは議会には何ら関係ありませんので、それぞれのその方と個人的なお話し合いなりで済ませていただきたいと思います。この議会にこれ以上問題をややこしくしないでほしいと思います。

堀内議員、中間省略、6月議会の日程も既に決まっておりますから、どの時点で議長、副議長の選挙をやるかということも、きょう協議いただいて決めていただいたというふうにご提案します。6月定例会で役員、議長、副議長の選挙をやるということが1点、中間省略。6月議会冒頭ということになれば、常任委員会をどういうふう構成するかと、既に議案が出てきた時点での常任委員会ということになりますので、これもかなり委員会審議の上で無

理があるということで、6月議会のすべての議案終了後、最終日に改めて議長、副議長の選挙をやるということで、ぜひご相談いただきたいとご提案申し上げます。

長岡議員、中間省略、それぞれの議員が今までのことをそれぞれ判断されて、議長選に進めていっていただきたいかなと私自身はそう思います。

私、東議長、今後の議会の進め方ということで、各議員の方々からご意見をいただいたというふうに思います。康村議員のおっしゃった部分とそれから選挙管理委員A氏のおっしゃった部分と、だれも聞いたわけではないということです。

ですから、1点は先ほど石丸議員がおっしゃったように、公職選挙法違反という部分はないですよ。これはもうここで新たに12名が確認しておくことで、それはそれでよろしゅうございますね。

（「結構です」と言う者あり）

東議長、中間省略、12名がまとまったということでまとめさせていただきます。議長それから副議長、それから他の役選を粛々と進めていくということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

中間省略、提案といたしまして、議会最終日に役選を行うということでいかがでしょうか。

（「結構です」と言う者あり）

中間省略、来年の役選は当然臨時議会で行うと。6月に議長になったから来年は6月まで議長ということはないと、通常どおり5月の臨時議会で行うというふうにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

木内議員、中間省略、理事者側の提出議案全部終わる。採決。終わった後、副議長が抱いてはる全員協議会もしくは懇談会をもって、1から議長候補の所信表明、副議長の所信表明、それぞれに対する質疑という段取りの方が私はよろしいかなというふうに思います。それでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

以上が議長選挙について、6月7日議員懇談会、6月17日全員協議会のでんまつです。

議長選挙の混乱の原因と謝罪。

そもそも議会とは、地方自治法第6章、議会、第1節組織の第89条から第11節議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員の第138条まで定められている。また、標準会議規則及び上牧町議会会議規則に基づき、議会が運営されている。このたびの議長選挙に伴う

混乱は5月7日の議員懇談会で起きたことではあるが、地方自治法第132条、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は、無礼の言葉を引用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとの規定があり、上牧町議会会議規則第12章規律、品位の尊重、第101条、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とも定められています。

今回の議長選挙をめぐる混乱の原因。

康村議員が選挙管理委員の小林氏との個人的信頼関係の上から、会話を他の議員に他言したところから始まった。小林氏が康村議員にどのような話をしたかはだれも聞いておらず、当人同士でないとわからない話を聞き、日ごろより理事者側に法令順守を促している議員が、何の法的根拠もない話を、公職選挙法に抵触したかのごとく問題視し、加えて康村議員は小林氏の話に対して、私も議長に出る可能性もありますとはっきり断っておきながら、あえて法的関連性を持たずことによって、重大な法的問題があるかのようにしたことから混乱が始まりました。

誤った公職選挙法の解釈で大混乱。

公職選挙法に基づく議長選挙に選挙管理委員の小林氏が触れたという理由で、公職選挙法違反とばかりに議会議員たるものが恣意的であったのか、本当に公職選挙法の趣旨を知らなかったのかはわからないが、法的な根拠を確認することもなく、あたかも法律違反呼ばわりし、選挙管理委員の小林氏を議会に招致しない限り、議長選挙はできないと主張し続けたことは、法的にも議会の大混乱となり、選挙管理委員小林氏に多大な迷惑をおかけしたことについては、猛省しなければならない。

議員の品位と尊重について。

さきにも述べたとおり、議員の品位について、地方自治法はじめ、上牧町議会会議規則でも定められているにもかかわらず、5月7日の議員懇談会、5月17日の全員協議会において、公職につく小林氏に対し、根拠のない話であいつ呼ばわりや脅迫を行った。この選管の委員長やめてもうてくださいよ等々の発言で、小林氏に対し名誉を傷つけた上、議員は、無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとの規定にも保持できなかったことは、大変遺憾であり猛省しなければならない。

選挙管理委員小林氏に対する謝罪。

上牧町議会は、選挙管理委員小林氏に対し、議会議員でありながら公職選挙法の趣旨、運営について何の確認もすることなく、公職選挙法に抵触するような誤った主張を繰り返したことについて、大変ご迷惑をおかけし、議員の品位が定められているにもかかわらず

ず、何の根拠もない小林氏に対する暴言と誹謗中傷を議員が行ったことに対し、上牧町議会は心から謝罪を申し上げ、今後二度と同じ過ちを犯すことがないように、全議員努めてまいります。

以上、議長選挙をめぐる混乱のてんまつと謝罪について報告いたします。

それでは、ここで休憩いたします。再開は11時を予定いたします。長引いた場合はまた追ってご連絡をするということにさせていただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前11時15分

○副議長（堀内英樹） それでは、再開します。



◎日程の追加について

○副議長（堀内英樹） ここで、議長席をかわらせていただきます。

議長、東 充洋君から議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（堀内英樹） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として議題といたします。

東君の退場をお願いします。

（12番 東 充洋 退場）



◎議長の辞職の許可について

○副議長（堀内英樹） 追加日程第10、議長の辞職の許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（下間常嗣） 平成24年6月20日 上牧町議会副議長 堀内英樹殿。

上牧町議会議長 東 充洋。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

○副議長（堀内英樹） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

東君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（堀内英樹） ご異議なしと認めます。

よって、東君の議長辞職を許可することに決しました。

東君、入場願います。

（12番 東 充洋 入場）



◎日程の追加について

○副議長（堀内英樹） ただいま、議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（堀内英樹） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として議題といたします。



◎議長選挙について

○副議長（堀内英樹） 追加日程第11、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票で」と言う者あり）

○副議長（堀内英樹） 投票という声がありました。したがって、選挙は投票により行います。

（「無記名」と言う者あり）

○副議長（堀内英樹） その点はちょっと。後ほどまた確認させていただきます。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（堀内英樹） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番、長岡議員、3番、辻議員、4番、吉中議員の3名を指名いたします。よろしくお願ひします。

投票用紙を配付いたします。

ここで、先ほど場内から声がありました無記名の話なんですが、念のため申し上げますと、投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

○副議長（堀内英樹） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（堀内英樹） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙の配付漏れなしといたしまして、投票箱を点検いたします。

よろしいですか。

（投票箱点検）

（「はい」と言う者あり）

○副議長（堀内英樹） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。議席1番の方から順番に投票をお願いします。

（投票）

○副議長（堀内英樹） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（堀内英樹） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の方、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○副議長（堀内英樹） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。うち有効投票9票。無効投票3票。有効投票のうち服部議員4票、東議員5票。この選挙における法定得票数は2.25票でございます。よって、東議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（堀内英樹） ただいま議長に当選されました東議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。議長に当選されました東議員より議長当選承諾並びに就任のあいさつをお願いいたします。

東議員。

（12番 東 充洋 登壇）

○12番（東 充洋） どうも皆さん、大変なご支持をいただきましてありがとうございます。た。

先ほど所信表明でも述べましたように、ことし、平成24年度というのは、上牧町においても非常に大切な年となっております。片や行政と議会という片輪です。12名の議員がしっかりとこの議会の役目を果たすために頑張ってまいりたいと思います。

そしてまた、1年で議長という職をいただきまして大いに勉強させていただきました。2年目でもっと勉強してまいりたいというふうに思います。

本当にきょうはありがとうございました。（拍手）

○副議長（堀内英樹） 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただき、まことにありがとうございました。

それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◎日程の追加について

○議長（東 充洋） 副議長、堀内英樹君から副議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第12として議題といたします。

堀内君の退場を願います。

（1番 堀内英樹 退場）



◎副議長の辞職の許可について

○議長（東 充洋） 追加日程第12、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（下間常嗣） 平成24年6月20日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

上牧町議会副議長 堀内英樹。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたのでお諮りいたします。

堀内君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、堀内君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

堀内君の入場を願います。

(1番 堀内英樹 入場)



◎日程の追加について

○議長(東 充洋) ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第13として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第13として議題といたします。



◎副議長選挙について

○議長(東 充洋) 追加日程第13、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

(「投票で」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 投票という声があがりましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(東 充洋) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。8番、富木議員、9番、芳倉議員、10番、吉川議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

○議長(東 充洋) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(東 充洋) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番の方から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長(東 充洋) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の方、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(東 充洋) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。うち有効投票12票。有効投票のうち康村議員5票、辻議員7票。以上のおりであります。この選挙における法定得票数は3票であります。よって、辻議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました辻議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。副議長に当選されました辻議員より副議長当選承諾並びに就任のあいさつをお願いいたします。

辻議員。

(3番 辻 誠一 登壇)

○3番(辻 誠一) 皆様どうもありがとうございました。率直にこれから大変だとひしひしと感じております。一生懸命やりたいと思います。先ほどの所信表明で申し上げましたように、本年度、平成24年度は上牧町にとって非常に大切な年である、上牧町が再生スタートするという時期でございます。申し上げましたように中立的な立場で、ニュートラルで、議

員の皆様と率直に意見を交わし、そして議長を補佐し、議会をよりよくするために微力を尽くしたいとも思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(東 充洋) 辻君が副議長当選を承諾されました。どうもありがとうございました。

それでは、休憩するわけなんでありますが、このまま協議会を行うわけなんですけれども、このまま続行していった方がいいでしょうか。それとも休憩。続行していった方がよろしゅうございますか。

(「休憩」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 休憩ですか。でしたら、今からとりあえず協議会を行います。そして午後1時から再開して常任委員とかそういう役員選挙をしたいという予定で進めさせていただきます。

それでは、直ちに委員会室の方にお集まりをいただきますようお願いいたします。

それでは休憩といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長(東 充洋) 再開いたします。

————— ◇ —————

◎日程の追加について

○議長(東 充洋) お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となりますので、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議題といたします。

————— ◇ —————

◎常任委員の選任について

○議長（東 充洋） 追加日程第14、常任委員の選任について。

委員会条例第3条第1項の規定により、各常任委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第1項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任についてどのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 議長一任の声がありますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員の選任につきましては、議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のため申し添えます。

総務建設常任委員に富木議員、木内議員、堀内議員、服部議員、吉中議員、東議員の以上6名を、文教厚生常任委員に辻議員、石丸議員、長岡議員、吉川議員、芳倉議員、康村議員以上6名をそれぞれ選任いたします。

ただいま、常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。



◎日程の追加について

○議長（東 充洋） お諮りいたします。

議会運営委員の任期が満了となりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第15として議題といたします。

◇

◎議会運営委員の選任について

○議長（東 充洋） 追加日程第15、議会運営委員の選任について。

委員会条例第3条第1項の規定により、議会運営委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第1項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任についてどのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任につきましては、議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。なお、定数につきましては、委員会条例第4条の2第2項に規定されておりますので、念のため申し添えます。

議会運営委員に富木議員、石丸議員、木内議員、吉中議員、堀内議員、康村議員以上6名を選任いたします。

ただいま、議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

この際、広報委員会につきましても、他の委員会同様選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

委員会の選任についてどのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、広報委員の選任につきましては、議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

広報委員に石丸議員、長岡議員、辻議員、康村議員、富木議員、服部議員以上6名を選任いたします。

ただいま、広報委員を選任いたしましたので、広報委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時05分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。

先ほど選任いたしました各常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の委員長、副委員長を互選していただきましたので発表いたします。

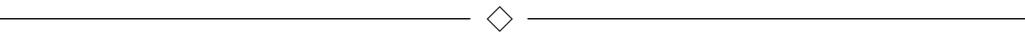
総務建設委員会委員長、富木議員。副委員長、服部議員。

文教厚生委員会委員長、芳倉議員。副委員長、康村議員。

議会運営委員会委員長、木内議員。副委員長、石丸議員。

広報委員会委員長、石丸議員。副委員長、長岡議員。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。



◎日程の追加について

○議長（東 充洋） お諮りいたします。

常任委員会につきましては、委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については、議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も継続して調査したいとの申し出があります。この申し出を日程に追加し、追加日程第16として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることと決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長（東 充洋） 追加日程第16、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会につきましては、委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については、議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も調査が終了するまで継続して調査したいとの申し出があります。この申し出のとおり、所管事項の調査について閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程の追加について

○議長（東 充洋） お諮りいたします。

議員の派遣について日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第17として議題といたします。



◎議員の派遣について

○議長（東 充洋） 追加日程第17、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としております。会議規則第73条、第119条及び行政視察に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市等また研修会等に町議会議員を派遣したいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、研修会等に町議会議員を派遣することに決定いたしました。



◎日程の追加について

○議長（東 充洋） お諮りいたします。

議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第18として議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第18として議題といたします。



◎議席の変更について

○議長（東 充洋） 追加日程第18、議席の変更について、これを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

議長、副議長の役員改選によりまして、1番、辻議員、3番、堀内議員、以上のとおり変更いたします。

なお、本定例会はただいまお座りの議席のままといたします。

次期議会までに、事務局の方で名札の差しかえをお願いいたします。



◎閉会の宣告

○議長（東 充洋） 以上で本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 閉会に当たり、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、議決をいただきましてありがとうございます。

これからまだまだ難しい問題が山積をいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

また、きょう役員改選が行われ、新しい議長、副議長が決まりました。また、委員会もそれぞれ構成をされまして、これから厳しい中でございますが、それぞれ今抱えている問題について突き進んでいきたいなというふうに思います。

特に今議会で住民の方々から理事者側、町側、議会側に対して、いろんな問題提起がされております。議会の権能をどうしていくのか、我々もどう行政を進めていくのかというのを改めて問われているような気がいたします。

議会も、今進めております施策については、協働と参画ということで進めさせていただいております。住民の方々がそれぞれ町の事業に対して一緒に働こう、一緒に考えようということで進めておるわけでございますが、議会は決められた最高の権限がある機関でございますので、住民の方々がいろいろお考えになられる、いろいろ提案をされると、そういうことでも、議会は町の最高の議決機関でございますので、そういう考え方でこれからしっかりと進めていく必要があるのかなというふうに今回のいろんな問題を考えながら感

じたところでございます。

私たちもそういう考え方でしっかりと行政を進めていきたいというふうに考えておりますので、これからもよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。



○議長(東 充洋) これをもちまして、平成24年第2回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 東 充 洋

署 名 議 員 辻 誠 一

署 名 議 員 吉 中 隆 昭